

令和4年第2回（6月）坂城町議会定例会会期日程

令和4年6月1日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	6月 1日	水	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程 ・契約案質疑 討論 採決
2	6月 2日	木		○休 会 （一般質問通告午前11時まで）
3	6月 3日	金		○休 会
4	6月 4日	土		○休 会
5	6月 5日	日		○休 会
6	6月 6日	月		○休 会
7	6月 7日	火		○休 会
8	6月 8日	水		○休 会
9	6月 9日	木	午前 9時	○本会議 ・一般質問
10	6月10日	金	午前 9時	○本会議 ・一般質問
11	6月11日	土		○休 会
12	6月12日	日		○休 会
13	6月13日	月	午前 9時	○本会議 ・一般質問 ○委員会 （総務産業、社会文教）
14	6月14日	火		○休 会
15	6月15日	水	午前10時	○本会議 ・補正予算案等質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

6月1日上程

議案第26号	令和4年度坂城町体育館耐震補強及び大規模改修工事請負契約の締結について	6月1日	可決
議案第27号	令和4年度坂城町温泉施設改修工事請負契約の締結について	6月1日	可決
議案第28号	令和4年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について	6月15日	可決

令和4年第2回坂城町議会定例会

目 次

第1日 6月1日(水)

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○町長招集挨拶	5
○議案第26号、議案第27号の上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決	13
○議案第28号の上程、提案理由の説明	14

第2日 6月9日(木)

○議事日程	18
○一般質問 山城 峻一 議員	18
大森 茂彦 議員	24
西沢 悦子 議員	36
栗田 隆 議員	49

第3日 6月10日(金)

○議事日程	64
○一般質問 滝沢 幸映 議員	64
吉川まゆみ 議員	78
柵津 明子 議員	91
玉川 清史 議員	103

第4日 6月13日(月)

○議事日程	118
○一般質問 大日向進也 議員	118
塩野入 猛 議員	130
中嶋 登 議員	146

第5日 6月15日(水)

○議事日程	158
-------	-----

○議案第28号の質疑、討論、採決	159
○葛尾組合議会議員の改選について	162
○特別委員の選任について	162
○閉会中の委員会継続審査申し出について	163
○町長閉会挨拶	163

令和4年第2回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年6月1日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 6月1日 午前10時00分
4. 応招議員 13名

1番議員	小宮山 定彦 君	9番議員	朝 倉 国勝 君
2 "	大 森 茂彦 君	10 "	滝 沢 幸映 君
3 "	山 城 峻一 君	11 "	吉 川 まゆみ 君
4 "	祢 津 明子 君	12 "	西 沢 悦子 君
6 "	大日向 進也 君	13 "	塩野入 猛 君
7 "	玉 川 清史 君	14 "	中 嶋 登 君
8 "	栗 田 隆 君		
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 13名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 崎 義也 君
教 育 長	清 水 守 君
会 計 管 理 者	大 井 裕 君
総 務 課 長	臼 井 洋一 君
企 画 政 策 課 長	伊 達 博巳 君
住 民 環 境 課 長	竹 内 禎夫 君
福 祉 健 康 課 長	堀 内 弘達 君
商 工 農 林 課 長	竹 内 祐一 君
建 設 課 長	関 貞巳 君
教 育 文 化 課 長	長 崎 麻子 君
収 納 対 策 推 進 幹	鳴 海 聡子 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	清 水 智成 君
総 務 課 長 補 佐	瀬 下 幸二 君
総 務 係 長	宮 嶋 和博 君
総 務 課 長 補 佐	
財 政 係 長	宮 下 佑耶 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	
企 画 調 整 係 長	
保 健 セ ン タ ー 所 長	竹 内 優子 君
子 ども 支 援 室 長	細 田 美香 君
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北 村 一朗 君
議 会 書 記	柳 澤 ひろみ 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 議案第 26 号 令和 4 年度坂城町体育館耐震補強及び大規模改修工事請負契約の締結について
- 第 6 議案第 27 号 令和 4 年度坂城町温泉施設改修工事請負契約の締結について
- 第 7 議案第 28 号 令和 4 年度坂城町一般会計補正予算（第 1 号）について

11. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 13 名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和 4 年第 2 回坂城町議会定例会を開会いたします。

また、会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

この後の追悼式では、企画政策課職員に記録写真の撮影を依頼してありますので、ご承知おきください。

議長（小宮山君） 会議に入る前に、故坂城町議会議員中島新一君の追悼式を行います。中島新一君におかれましては、去る 5 月 21 日、ご逝去されました。

誠に痛惜の極みであります。議員各位にはご葬儀に出席いただき、弔意を表していただいたところではありますが、会議に先立ち、中島新一君のご冥福をお祈り申し上げたいと存じます。

それでは、中島新一君の遺影に向かって黙禱をささげますので、ご起立をお願いいたします。

（全員起立）

議長（小宮山君） 黙禱始め。

（黙禱）

議長（小宮山君） ありがとうございました。ご着席ください。

（全員着席）

議長（小宮山君） それでは、議会を代表いたしまして、私から追悼の言葉をささげたいと存じます。

追悼の言葉。

坂城町議会議員、中島新一君は去る 5 月 21 日、51 歳の若さでご逝去されました。誠に痛

惜の念に堪えません。議員一同を代表して謹んで哀悼の言葉を述べさせていただきます。

亡くなられた前日の5月20日には、臨時議会、全員協議会が開催されました。中島新一君はいつものとおり、元気な姿で議会に出席されていました。それが、その翌日、思いもよらぬ突然のお知らせにただただ驚き、にわかには信じることができませんでした。5番の中島議員の空席を目の当たりにしている今も、受け止め難い思いが拭えません。

顧みるに、あなたは昭和45年12月4日、中之条に生を受け、平成2年3月に長野調理師専門学校を卒業し、調理師の道に進まれました。平成11年には、家業である「木の実」に就かれ、昨年秋に亡くなられたお母さまとともに、持ち前の包容力と誠実な人柄で、多くの皆さんに愛される食事や場所を提供してきました。

また、坂城町商工会青年部長や千曲川坂城陣太鼓保存会などの活動を経て、平成31年、議会議員選挙において初当選の栄に輝かれ、以来3年余にわたり、卓越した見識と情熱を持ち、精力的に議員活動を行ってこられました。

改めて、中島新一君が初めて一般質問されたときの議事録を読み返しますと、「町民のための豊かなまちづくり、同世代の声も町政に届けながら、この町の産業のさらなる発展のため、そしてわかりやすい一般質問を心がけ、日々、精進し、議員活動に専念してまいります。」と述べておられました。中島議員の一般質問の際には、多くの仲間の皆さんが傍聴にいられていました。これも議員の人となりを示すものだと思います。

在任中、総務産業常任委員会副委員長や坂城駅周辺活性化特別委員、広報発行対策特別委員、葛尾組合議会議員などを務め、一般質問では、毎回、自身で調査した町内事業所などの景気動向を基に、国や県の施策を踏まえた町民や事業所に対する町独自の支援策について質問するとともに、コロナ禍であっても、坂城町が元気に活気づくように花火大会の開催を提案するなど、常に坂城町の発展を願って活動されていました。

志半ばでの急逝は、ご家族、ご親戚、ご友人はもとより、坂城町議会にとっても大きな損失ではありますが、今はただ、今までのご功績、ご労苦に対し、心より御礼を申し上げます。

親しいお仲間のお一人がおっしゃっていました。「あいつらしい最期だった。休むことなく全力で駆け抜けたんだ。」と。

いろいろな方々の万感の思いを込めて合掌いたします。

終わりに、中島新一君の生前のご意思を無にすることのないよう、議員一同、坂城町の発展に力の限り努力することをお誓い申し上げ、追悼の言葉といたします。

令和4年6月1日

坂城町議会議長 小宮山定彦

次に、町を代表いたしまして、町長から追悼の言葉をお願いいたします。町長、お願いします。

町長（山村君） 追悼の言葉。

坂城町議会議員、故中島新一氏のご逝去を悼み、謹んで追悼の言葉を申し上げます。

生ある者の宿命とはいえ、このたびあまりに突然のご訃報に接し、ただただ茫然とするばかりで、いまだに信じられません。

中島氏は、昭和45年、当町中之条に生を受け、以来、故郷の坂城町で育ち、そして勉学に励み、成年を迎えてからはご家族が始めた飲食店を継がれ、地域に愛されながら生涯にわたり坂城町とともに歩んで来られました。

また、ご自身も地元に対する愛情が大変深く、町の商工業をはじめとした地元産業の発展に向けて力を注ぎ続けられ、その誰からも頼られ、愛される人柄も相まって、商工会青年部長を務めるなど、次代を担う若い経営者たちの中心として活躍されました。

これら仲間の期待も一身に背負う中で、平成31年4月の町議会議員選挙で初当選の栄に輝かれ、ご自身の経験や立場を基に、地域振興や産業の発展、雇用対策など、地域住民や経営者の声を町政に生かす取組を常に続けてこられました。

議員活動におかれましては、令和元年から総務産業常任委員会副委員長を務め、令和元年東日本台風により被害を受けた農地の復旧や事業所の支援などにご尽力されました。そのほかにも、坂城駅周辺活性化特別委員、議会改革等特別委員、葛尾組合議会議員など、行動力を生かして常に情熱を持ってまちづくりに邁進されました。

町の将来を見据え、その信念を注ぐ氏の誠実さと責任感は、剛直にして温情あふれるお人柄によるものであり、私どもが範とするにふさわしいところであります。

あまりに若く、これからのさらなるご活躍を期待されていたにもかかわらず、運命のいたずらと言うべきか、天命は時を貸さず、氏は今忽然としてよみに旅立たれてしまいました。

まさに痛恨、これに過ぎるものはございません。

しかし、今静かに思うとき、氏の御霊を慰める道はただ一つ、氏の意味を貴び、町政の発展に全力を尽くすことであると存じます。

中島氏が残された功績は、町発展の歴史の上にさんと輝き、いつまでも生き残ることでしょう。ここにご家族のお幸せをお祈りするとともに、氏の生前のご遺徳をしのび、ひたすらご冥福をお祈りいたしまして追悼の言葉といたします。

終わりに、発言のお許しをいただきました議会に対し、深く御礼を申し上げる次第であります。

令和4年6月1日

坂城町長 山村 弘

議長（小宮山君） 以上で、追悼式を終了いたします。

ここで会議準備のため、10時30分まで休憩します。なお、起立してしばらくお待ちくだ

さい。

(休憩 午前10時14分～再開 午前10時30分)

議長（小宮山君） 再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（小宮山君） 会議規則第127条の規定により、2番 大森茂彦君、3番 山城峻一君、4番 祢津明子さんを会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（小宮山君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月15日までの15日間といたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月15日までの15日間とすることに決定いたしました。

一般質問の通告は、明日2日の午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会で決定したとおりであります。

なお、今議会の一般質問の開議時刻は、議会運営委員会の決定により、午前9時といたします。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（小宮山君） 町長から招集挨拶があります。

町長（山村君） 本日ここに、令和4年第2回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご出席をいただき開会できますことを心から御礼申し上げます。

しかしながら、故中島新一議員がこの場にいらっしゃらないことを大変残念に思っております。いまだ信じられない思いであり、改めて深く哀悼の意を表すところであります。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、県では全県に発出していた「医療警報」を5月23日付で解除し、併せて県独自の「新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル」についても、見直しが行われました。

当町を含む長野圏域につきましては、医療警報の解除とともに、感染警戒レベルの見直しにより、レベルが5から3に切り替えられました。とはいえ、レベル3も「感染拡大に警戒が必要な状態」であり、引き続き基本的な感染防止対策を講じていくこととされておりますので、町民の皆様におかれましては、県や町の対策にご協力をいただきますとともに、これまで同様に基本的な感染防止対策を徹底していただくようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に係る4回目の追加接種につきましては、対象が60歳以上の方と18歳以上の基礎疾患を有する方とされ、3回目接種から5か月以上が経過した方から接種が可能となります。4回目の接種で使用するワクチンにつきましては、1、2回目及び3回目の接種ワクチンに関わらず、ファイザー社及び武田／モデルナ社製ワクチンとされているところであり、町では60歳以上の方について、3回目の接種の際と同様に、事前に意向調査を実施し、接種を希望するワクチンをお伺いした上で、予約の混乱を避けるため、接種の日時とワクチンをご案内する予定としており、7月中旬から接種が始められるよう準備を進めているところであります。

また、18歳以上の基礎疾患を有する方に対しましても、3回目接種を完了されている方全員に事前に調査を実施する予定としており、スムーズに接種いただけるよう調整してまいります。

接種会場につきましては、これまで集団接種の会場としてきました町体育館の改修工事が始まることから、隣接する文化センター大会議室に変更して実施する予定としており、町体育館に比べますと、1日当たりの接種可能人数は少なくなりますが、接種日数を増やすなど調整を図る中で、希望する方が確実に接種できるよう対応してまいります。

さて、混乱を極めるウクライナ情勢であります。ロシアによるウクライナ侵攻から3か月を経過した現在も、ウクライナ各地の大きな被害が毎日報道されているところであり、一日も早い平和的解決が望まれるところであります。この間、ウクライナから国外への避難者は650万人を超え、そのうち350万人以上がポーランドへ避難しております。

当町では、町国際交流協会と連携して、かねてから親交のあったポーランドツェレスティヌフ郡を通じてウクライナ避難民を支援する「ウクライナ支援基金」を3月4日に立ち上げ、同会会員の皆様や一般の皆様からの義援金の募集を行っており、これまで約507万円の義援金が寄せられ、随時現地へ送金をさせていただいております。

現地では、ポーランドへ避難されたウクライナの方の支援に加え、ウクライナ国内に開設された避難所への支援なども行われており、お寄せいただいた義援金は、歯ブラシやおむつ、タオルなどの生活必需品や、寝袋、マットレスなど様々な支援物資の購入資金として活用されているとお聞きしております。

ウクライナへの軍事侵攻が長期化する中で、世界の経済情勢にも大きな影響が出てきており、

日本国内においても燃料や食料関係の価格上昇など、日常生活への影響が懸念されているところでもあります。新型コロナウイルス感染症の影響による社会活動、経済活動の停滞も相まって、今後の経済情勢はさらに不透明な状況になっております。

町といたしましては、ワクチンの接種を進める一方で、こうした状況に対応するための町独自の支援策等につきまして、今議会に上程いたします一般会計補正予算に所要の経費を計上し、適切な時期に実施してまいりたいと考えております。

さて、世界の経済情勢であります。日本総研などによりますと、アメリカでは3月の実質個人消費は前月比プラス0.2%と3か月連続で増加しているものの、供給制約が続く中、内需を輸入で賄う動きが鮮明となり、1～3月期の実質GDPは前期比年率マイナス1.4%と7四半期ぶりのマイナス成長となっており、中国におきましても、オミクロン株の感染拡大を受けた政府の活動制限の強化の影響により、1～3月期の実質GDP成長率は前期比でマイナス0.8%と減速しております。

また、ヨーロッパにおきましても、ロシアのウクライナ侵攻による下押し圧力が続いており、ユーロ圏全体では1～3月期の実質GDPは前期比年率プラス0.8%と低めながらも成長ペースで推移しているものの、フランスやイタリアではマイナス成長となっており、今後の動向を注視していく必要があると考えるところであります。

次に、国内の状況であります。内閣府による5月の「月例経済報告」では、「景気は、持ち直しの動きがみられる。」としており、先行きについては、「経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、中国における感染再拡大の影響やウクライナ情勢の長期化などが懸念される中で、供給面での制約や原材料価格の上昇、金融資本市場の変動等による下振れリスクに十分注意する必要がある。」としております。

また、日銀松本支店が5月に発表しました「長野県の金融経済動向」によりますと、個人消費は新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも持ち直しつつあり、設備投資も堅調に推移している一方で、生産については供給制約の影響を受け、高水準ながら増加ペースが幾分鈍化しているとの観測で、総論としては「長野県経済は、一部に弱い動きがみられるものの、持ち直しの動きとなっている。」としております。

当町におきましては、4月に実施いたしました町内の主な製造業20社の1～3月期経営状況調査の結果では、生産量は、3か月前の比較でプラスとした企業は10社、マイナス6社、変わらないが3社となっております。売上げについてもほぼ同様の状況であり、引き続き回復の傾向がうかがえる結果となっております。

また、雇用につきましても、1～3月の実績が総計でプラス23人と、前回調査から増加しております。来春の雇用につきましても、1社が未定のほかは、全ての企業で増員または減員

分の補充を予定しており、全体では108人の増員予定と、こちらも回復の傾向がうかがえる状況となっております。

今後の町内企業のますますの回復を期待いたしますとともに、国が示す下振れリスクの状況を注視したいと思っております。

続きまして、新年度に入り取組を進めている主な事業についてであります。

新型コロナワクチンの接種会場として利用してまいりました町体育館につきまして、4回目のワクチン接種をはじめ文化センター大会議室で対応できる目途が立ちましたことから、町体育館の長寿命化と建物の安全性の確保、利用者の利便性の向上を図るための耐震補強工事とともに、更衣室の設置や照明のLED化、トイレの洋式化などほか、ニュースポーツの普及の観点からボルダリング設備の新設といった大規模改修工事を行う計画としており、本日、工事請負契約締結の議案を上程させていただいております。

また、ニュースポーツの普及の点では、南条産業団地内にあります調整池の平時の有効利用策としまして、通称「テクノさかきストリートパーク」の整備を進めており、スケートボードなどで利用できるミニランプ1基と、3X3のバスケットゴール1基を設置する予定であります。

現在、調整池の一部の舗装工事を進めているところであり、舗装工事に合わせ、バスケットゴールを設置してまいります。また、ミニランプにつきましては、部材の入手に時間を要する状況であり、製作に3か月ほど期間が必要となりますが、一日も早く皆様にご利用いただけるよう、早期の完成を目指してまいります。

続いて、びんぐし湯さん館につきましては、平成14年4月の開館以来、本年3月までに延べ525万人の方にご来館いただき、大勢の皆様にご親しまれる日帰り温泉施設として、20周年を迎えることができました。

節目となる今年度は施設のリニューアルを実施することとしており、施設の心臓部ともいべき源泉井戸のメンテナンスや機械設備等の更新とともに、経年劣化による不具合箇所の改修などを行い、安定した運営と安心してご利用いただける環境を整えてまいります。あわせて、来館者の利便性や湯さん館の魅力をより高めるため、湯上がりコーナーやレストランを拡張するとともに、町内を眼下に一望できる展望デッキの新設などを行う計画としており、工事に係る請負契約の締結議案を上程いたしております。

さて、スマートタウン構想事業として進めております小学校への蓄電設備等の設置につきましては、一昨年の村上小学校、昨年の坂城小学校に続きまして、今年度は、南条小学校への蓄電設備設置に向け、現在設計業務を進めているところであります。

本事業は、既存の太陽光発電設備との連携による平時のCO₂削減とともに停電時等の電力供給も実現でき、地球温暖化対策と併せ、避難所機能の向上も図れる大変有効な取組と考えて

おります。

また、ワイン文化推進事業につきましては、5月29日に坂木宿ふるさと歴史館と鉄の展示館を会場に、町内外のワイナリーや飲食店が出演しての坂城駅前葡萄酒マルシェが開催されました。コロナ禍ということで、今回はテイクアウト限定のイベントでありましたが、ばら祭りとの相乗効果もあり、当日は約1,500人の皆様にご来場いただき、大盛況となりました。坂城のワイン文化の推進とともに、ふるさと歴史館・鉄の展示館の両施設のPRに加え、駅前商店街や中心市街地の振興にもつながったものと考えております。

次に、松くい虫被害防止対策につきましては、引き続き、松枯れ被害が発生していることから、伐倒駆除を中心に空中散布、枯損木処理、樹幹注入、松の植樹など総合的な防除対策を講じてまいります。地形が急峻な葛尾城跡風致地区と自在山風致地区につきましては、4月13日に住民説明会を開催し、住民の健康に対する配慮を図る中で、今月22日に空中散布の実施を予定しております。

また、苧屋原地区におきましては、同日と7月13日に無人ヘリコプターによる地上散布を実施し、人家に近く、有人では散布できない急峻な地区における予防対策を実施してまいります。

さて、さかきテクノセンターでは、昨年の金属3Dプリンターに続きまして、今年度は、町内中小企業の製品・部品など加工精度の迅速な精度保証を可能とする非接触三次元測定機の導入について準備を進めてまいりましたが、昨日無事設置が完了いたしました。町内企業の新たな技術開発支援につながるものと期待するところであります。

さて、町道A01号線道路改良事業であります。酒玉工区につきましては、金井大口交差点付近の道路改良工事が5月末に終了となり、工区内の工事が全て完了となりました。地元及び地権者の皆様のご協力に感謝申し上げます。

保地工区につきましては、昨年8月に事業説明会を開催して以来、地権者の皆様の同意の下、現地測量を行い、道路線形及び道路設計案がまとまったことから、先月2回目の事業説明会を開催したところであります。今後、説明会でのご意見等も踏まえる中で、事業推進を図ってまいります。

金井工区では、歩道拡幅部と車道の一部につきまして、今月中に舗装補修工事を行う予定としており、通学路としても安心安全な道路を目指し、事業を進めてまいります。

また、県道坂城インター線につきましては、現在、盛土工事が施工されており、工事区間の全景が見えてきたところであります。今年度は盛土工事に加え、下層路盤工までを行う計画とお聞きしており、令和5年度完成に向けて、鋭意事業を推進していただいているところであります。完成後は、今年3月に開通した町道A09号線と接続し、町内交通網の利便性向上が図られることから、さらなる延伸や国道18号バイパスを含めた事業の早期完成に向けて、引き

続き国や県等関係機関への働きかけを行ってまいりたいと考えております。

また、4月1日から実証実験運行を始めましたデマンド交通乗り合いタクシー事業であります。登録者は100名を超え、順調にスタートすることができました。4月の運行状況といたしましては、自宅から医療機関や買物などの利用を目的として、土日を除く運行日20日間の全てに予約が入り、1日平均6回の運行で122回、延べ150人にご利用いただいたところであります。

今後、運行実績を踏まえ検証を行う中で、より利用しやすい仕組みとなるよう検討を進めてまいります。

さて、先月28日から6月12日までの日程で、3年ぶりに開催しております「第17回ばら祭り」につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に留意する中で、昨日までに約1万人の来場がありました。さかき千曲川ばら公園の現在の開花状況はおよそ7分咲きとなっており、これからさらに見応えが増してまいります。町内外から多くの皆さまにご来場いただき、園内全体に色鮮やかに咲き誇るバラと香りを楽しんでいただければと思っております。

続きまして、福祉、健康分野では、公共施設の複合化につきまして、子育て・教育・福祉の各分野の支援を一元化し、複雑・多様化する課題への対応を図るため、老人福祉センターと保健センターを含む各施設の複合化・集約化に向けた検討に着手いたしました。

本年度は、建築等の専門家や施設管理関係者などの意見交換やヒアリング、他自治体の事例などを参考に各施設の現状や課題を整理し、複合施設の目指すべき姿を設定する等、来年度の基本計画の策定に向けた準備作業を進めてまいります。

また、子宮頸がんワクチン接種につきましては、本年4月から、ほかの定期接種と同様に個別の勧奨を再開することとなりました。町では、定期接種の対象となる年度年齢が12歳から16歳の女子全員に向けて、3月に接種の案内通知を送付いたしました。

また、積極的勧奨を差し控えていた間に接種の機会を逃された平成9年4月2日から平成18年4月1日生まれの方の対象者につきましても、令和7年3月末までを期限として、無料で接種をしていただけるようキャッチアップ接種の対象とさせていただく中で、全員の方に対し4月に案内を送付したところであります。対象となる皆様は、お送りしました資料等をお読みいただき、接種をご検討いただければと思います。

さて、長野広域連合が千曲市に整備をする「ちくま環境エネルギーセンター」につきまして、試験運転によるプラント機器の性能試験を経て、昨日5月31日に竣工となりました。令和元年7月の工事着工からおおむね3年での完成となり、途中、令和元年東日本台風災害や新型コロナウイルス感染症の影響による工程の変更により、8か月の工期延長を余儀なくされましたが、本日から本稼働の運びとなり、今月5日に竣工式を執り行う予定であります。

町といたしましては、施設の万全な運営のため、長野広域連合はじめ関係機関と連携を図るとともに、引き続き、町民の皆様のご協力をいただきながら、より一層のごみ減量化・資源化の推進に取り組んでまいります。

続きまして、町消防団ポンプ操法大会につきましては、当初、今月19日の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案し、町消防団の皆さんとも協議する中で、一昨年、昨年に続き、中止の判断をいたしました。

もともと、大会は中止しても、町消防団によるポンプ操法を基本とした訓練は通常どおり実施されているところであり、今年から一部内容が変更となったポンプ操法実施要項を踏まえた放水訓練について、大会が予定されていた今月19日に、各分団単位で実施したいと思っております。

また、今年度は、坂城中学校を会場に、中之条、四ツ屋、戊久保地区を対象とした町総合防災訓練を計画しております。新型コロナウイルスの状況も注視しながら、より実践的な訓練にできればと考えております。

次に、教育、文化の分野では、小学校の運動会につきまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、規模縮小・時間短縮などの感染対策を講じた上で、昨年、一昨年は10月の平日に開催をいたしました。

今年度は、感染対策を講じた上で、町内3小学校とも3年ぶりに6月の開催とし、今週土曜日の4日に行われる予定となっております。コロナ禍での開催でありますので、議員の皆様をはじめ、ご来賓をお呼びしない中での実施といたしますが、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

さて、続きまして、令和2年度にご寄附いただきました旧久保家住宅につきましては、境界確定に係る用地測量を行うため、現在、隣接する地権者の方との境界立会いを進めているところであります。

今後、敷地内に建つ活用困難な建物につきまして、取壊しを行うとともに、村上保育園との間にある敷地について、駐車場として整備する計画として、早めの対応を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、6月補正予算の主な内容について申し上げます。

冒頭でも申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症は、第6波の終息がまだ見通せず、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化に伴う物価上昇も重なり、町民生活への影響が懸念されているところであります。町内事業所につきましても、製造業を中心に回復の兆しが見える一方で、飲食や小売業等では、依然厳しい状況が続いております。

これら町内事業所の事業継続や町民生活の活性化を図るため、町独自の支援策を講じてまいりたいと考えております。

まず、昨年度実施し、町民、事業所の双方から「ぜひ来年も」と多くの声をいただきました「さかきのお店応援券事業」につきまして、昨年度は町内店舗等で利用可能な応援券を、町民1人当たり2千円分を交付いたしました。今年度はそれに加えまして灯油高騰や諸物価上昇等を踏まえる中で、1人当たり3千円を交付することとし、町民の生活支援と町内店舗等の利用促進につなげてまいりたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売上げが大きく減少した町内の中小企業者の皆様を支援する中小企業者等事業継続支援金事業を昨年度に引き続き実施してまいります。今回は、回復が遅れている事業所をより手厚く支援するため、売上げの減少が30%以上50%未満の事業者に対しては20万円を上限として補助を行うとともに、売上げの減少が50%以上となる事業者に対しては補助の上限額を40万円に引き上げ、より強力で支援してまいります。

さらに、昨年来、好評をいただいております、町内の商業店舗等を楽しみながら回っていただき、にぎわいの創出と消費回復を図る「スタンプラリー消費回復応援事業」と、店舗の集客力と認知度の向上、新規顧客やリピーターの確保につなげる「坂城井井事業」につきましても、町商工会と連携して実施してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、昨年に引き続き、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うための特別給付金を支給いたします。

児童扶養手当の支給を受けているひとり親世帯等につきましては、県が実施主体となり、また、ひとり親世帯以外の住民税均等割非課税世帯等につきましては、町が実施主体となり、いずれも児童1人当たり一律5万円を支給するものであります。町が主体となる住民税非課税世帯等の支給に係る経費について、予算を計上しております。

続きまして、来年4月の開所に向けて上平地籍に建設が予定されております認知症高齢者グループホームにつきまして、県の長野県地域医療介護総合確保基金事業補助金を活用しながら支援を行ってまいりたいと考えております。

また、苧屋原地区比丘尼石地籍における落石対策工事につきまして、昨年度実施した詳細現況調査の結果、当初、対策を計画していた岩塊だけではなく、周辺にも浮石が点在することが判明したことに加えて、併せて実施した落石のシミュレーションで、万一落石した際には近接するしなの鉄道や国道18号まで危険が及ぶ可能性が高いことが判明いたしました。このことから、この岩塊を含む周辺一帯の落石対策工事が必要となり、追加となる費用につきまして予算を計上しております。

そのほか、新型コロナウイルスの4回目のワクチン接種に係る経費等につきまして、予算を計上させていただきました。

以上、令和4年度の主な事業の進捗状況並びに6月補正予算の概略について申し上げます。

今議会に審議をお願いする案件は、工事請負契約の締結 2 件、一般会計補正予算 1 件の計 3 件でございます。

よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

◎日程第 4 「諸報告」

議長（小宮山君） 町長から地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、令和 3 年度坂城町一般会計予算及び令和 3 年度坂城町下水道事業特別会計予算に係る繰越明許費繰越計算書の報告がありました。

次に、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、坂城町土地開発公社から令和 4 年 3 月 3 1 日現在の経営状況報告書の提出がありました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。それぞれお手元に配付のとおりであります。

議長（小宮山君） 日程第 5 「議案第 2 6 号 令和 4 年度坂城町体育館耐震補強及び大規模改修工事請負契約の締結について」及び日程第 6 「議案第 2 7 号 令和 4 年度坂城町温泉施設改修工事請負契約の締結について」の 2 件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（小宮山君） 朗読が終わりました。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第 2 6 号、2 7 号につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第 2 6 号「令和 4 年度坂城町体育館耐震補強及び大規模改修工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、坂城町体育館の耐震性の確保と利便性の向上を図るため、耐震補強及び大規模改修工事に係る請負契約について、坂城町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

工事の内容といたしましては、耐震診断判定書に基づく耐震補強と機能改善・省エネ化に向けた大規模改修を行うものであります。

契約金額は 2 億 5, 2 7 8 万円で、契約の相手方は中信建設株式会社坂城営業所であります。

また、工期につきましては、議決をいただいた日から令和 5 年 2 月 2 8 日までであります。

次に、議案第 2 7 号「令和 4 年度坂城町温泉施設改修工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、今年度開館20周年を迎えた町温泉施設、びんぐし湯さん館の改修・修繕に関する工事請負契約について、坂城町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

工事の内容といたしましては、老朽化している機械設備の更新と施設内の損耗箇所の修繕、屋外展望デッキの新設、レストランの増築等であります。

請負金額は1億8,040万円で、契約の相手方は高木・笠井特定建設工事共同企業体であります。

また、工期につきましては、議決をいただいた日から令和4年11月15日までであります。以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（小宮山君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩いたします。

(休憩 午前11時04分～再開 午前11時14分)

議長（小宮山君） 再開いたします。

◎日程第5「議案第26号 令和4年度坂城町体育館耐震補強及び大規模改修工事請負契約の締結について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第6「議案第27号 令和4年度坂城町温泉施設改修工事請負契約の締結について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

議長（小宮山君） 次に、日程第7「議案第28号 令和4年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について」を議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長（小宮山君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） 議案第28号「令和4年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,987万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額を75億1,987万7千円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、4回目の新型コロナワクチン接種等に係る国庫支出金4,126万円、介護保険地域密着型サービス施設整備等に係る県支出金5,625万1千円、苅屋原地区落石対策工事等に係る町債1,880万円、財政調整基金からの繰入金1億

1, 846万9千円をそれぞれ増額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、介護保険地域密着型サービス等整備助成事業補助金4, 115万1千円、低所得者の子育て世帯生活支援特別給付金事業750万円、新型コロナウイルス予防接種4回事業に係る経費2, 368万7千円、苅屋原地区落石対策工事に要する増額費用1, 904万7千円をそれぞれ増額するほか、コロナ禍における原油価格・物価高騰等に対する町民及び事業者への支援といたしまして、商工会が実施する「坂城井井」事業に対する補助金250万円、「さかきのお店応援券事業」に4, 991万6千円、「スタンプラリー消費回復応援事業」に450万円、「中小企業等事業継続支援金事業」に5千万円をそれぞれ増額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（小宮山君） 提案理由の説明が終わりました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りします。

明日2日から6月8日までの7日間は、議案調査等のため休会にいたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。

よって、明日2日から6月8日までの7日間は、議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は6月9日、午前9時より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時22分)

6月9日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 13名
- | | | | |
|------|----------|------|----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 9番議員 | 朝倉 国勝 君 |
| 2 " | 大森 茂彦 君 | 10 " | 滝沢 幸映 君 |
| 3 " | 山城 峻一 君 | 11 " | 吉川 まゆみ 君 |
| 4 " | 祢津 明子 君 | 12 " | 西沢 悦子 君 |
| 6 " | 大日向 進也 君 | 13 " | 塩野入 猛 君 |
| 7 " | 玉川 清史 君 | 14 " | 中嶋 登 君 |
| 8 " | 栗田 隆 君 | | |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|---------|
| 町 長 | 山村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮崎 義也 君 |
| 教 育 長 | 清水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 大井 裕 君 |
| 総 務 課 長 | 臼井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 伊達 博巳 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 竹内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 堀内 弘達 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹内 祐一 君 |
| 建 設 課 長 | 関 貞巳 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 長崎 麻子 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 鳴海 聡子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 | 宮嶋 和博 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮下 佑耶 君 |
| 財 政 係 長 | 竹内 優子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 細田 美香 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | |
| 子 ども 支 援 室 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北村 一朗 君 |
| 議 会 書 記 | 柳澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前 9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|----------------------|---------|
| (1) 国道18号バイパス建設について | 山城峻一 議員 |
| (2) どの子ども健やかに育つためにほか | 大森茂彦 議員 |
| (3) 人口問題についてほか | 西沢悦子 議員 |
| (4) 農業振興についてほか | 栗田 隆 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、本日から13日までの間、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（小宮山君） 質問者は、お手元に配付したとおり11名であります。質問時間は、答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、初めに、3番 山城峻一君の質問を許します。

3番（山城君） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

質問に入る前に、中島新一議員におかれましては先月ご逝去されたわけではありますが、同じ時期に町議会議員となり、新人議員研修、またそのほかの研修を含め、様々な場で一緒に活動してきました。そして最近では議会報編集委員会の場でともに活動し、様々なことを多く学ばせていただきました。そう思うと中島新一議員がこの場にはいないことは、本当に寂しいという気持ちでいっぱいです。中島新一議員のご冥福をお祈りし、本日は大きく1問ではありますが、精いっぱいこの場で質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど申し上げましたとおり、今回は大きく一つの質問をいたします。1としまして、国道18号バイパスの建設についてです。

イとしまして、進捗状況はということですが、これまでに私自身の国道18号バイパスについ

での質問は今回が2回目であります。直近でも先輩議員がバイパスについて質問しているわけではあります、前回私が質問した後、昨年にはなりますが、総務産業常任委員会また並びに地域交通網対策特別委員会合同で国道18号バイパスの網掛区の現場調査を行いました。

当日は国土交通省の職員、また工事関係者、そして町の建設課の職員の皆様から説明を受けたわけですが、この当時、工事用道路、また盛土設置工事等々が始まっており、町民の皆様からも目に見える形で建設が進んでいるという感想もいくつかいただいたわけがあります。

そこから半年以上が経過し、さらに工事が進んでいる、それは盛土も含め目に見える形でどんどん進んでいるわけですが、今申し上げましたとおり、町民からも今後への期待、早期供用開始への期待の言葉も多くいただいております。

また、その建設に関連してではあります、最近では地元上五明区内で行われている埋蔵文化財調査について、興味・関心を持たれた方からそれに関する話をいただき、この点についても今回お伺いをしたいと思っております。

まず初めに質問としまして、昨年度の建設促進の取組、そして二つ目として坂城町区間の昨年度の進捗状況、そして三つ目として先ほど申し上げましたとおり、埋蔵文化財の話をしてきましたが、この調査の経緯についてお伺いいたします。

そして、口になります。冒頭でも何度もお話ししましたが、ここ1年で目に見える形で建設が進んでいるということがありますが、これもまた何度となく、私が議員になる前からそうでしたけれども、開通はいつになるんだろうとか、あとは工事の今後についても声をいただくことがあります。

バイパス建設は国道ですので、これ自体は国の事業であり、町として関われることは少ない、もしくはほとんどないということはあるかもしれませんが、しかしながら、以前、同僚議員、先輩議員も一般質問の場で言っていましたが、この進捗状況、今後の工事の予定もそうですけれども、情報提供を時々していくというのも、これまでもそしてこれからももっと必要になるのではないかと考えております。

そこで、今後の取り組みについてお伺いいたします。まず、今年度の整備状況、そして事業費、そして二つ目ですが、建設促進に向けての町の取組はどのようになっているのでしょうか。この大きくイとロを町側にお伺いいたします。

町長（山村君） ただいま山城議員さんからご質問をいただきました。私からは、国道18号バイパス建設について、昨年度の建設促進の取組状況や、今年度の整備計画等を中心に全般的にお答え申し上げまして、詳細につきましては課長から答弁をいたします。

初めに、国道18号バイパス、坂城インター先線、基幹町道の道路改良などの整備は、渋滞の解消等による利便性の向上をはじめ、当町の産業・経済の発展や、地域の活性化に不可欠なものであり、交通インフラの整備は防災面からも非常に重要な取組であることから、早期事業

化・完成ができるよう、事業を推進するとともに、積極的に要望活動を展開してまいりたいと考えているところであります。

さて、今年4月に開通となりました町道A09号線は、テクノさかき工業団地内の環境整備のみならず、上田坂城バイパスを経由したアクセスが向上するとともに、令和5年度開通予定の坂城インター線との接続により、坂城インターを経由した流通の格段の向上が図られるものと考えております。

さらに、昨年度予備設計に着手しました坂城インター線の先線から千曲川を渡り国道18号バイパスに接続することで、さらなる交通ネットワークの形成がされ、円滑な流通による町内産業などの発展にも大いに期待されるところであります。

去る5月25日に、阿部県知事と長野地域の首長が出席して開催されました長野地域活性化推進会議の中で、市町村の活性化方策について意見を求められまして、私からは、本県における産業発展の観点からの基幹道路網整備について、国道18号バイパスと坂城インター先線の建設促進が重要であるということを改めて発言申し上げたところであります。

また、国道18号バイパスにつきましては、国土交通省から今年4月1日付で重要物流道路に指定されることが発表されました。この重要物流道路とは、平常時・災害時を問わない安定的輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網として国土交通大臣が指定する路線であり、機能強化や重点支援が実施されることとなります。

今回の指定によりまして、国道18号バイパスの重要性がさらに増し、建設促進に向けた取組がより一層進むことを期待しているところであります。

ご質問の昨年度の建設促進に向けた取組につきましては、町で設置しております坂城町国道バイパス・県道整備促進期成同盟会総会を8月に、新型コロナウイルス感染症拡大を考慮した形で規模を縮小して開催いたしました。総会では、長野国道事務所から、国道18号バイパスの進捗状況の説明をいただくとともに、県千曲建設事務所からは、県道インター線事業の進捗状況について説明を受けたところであります。

また、年末には、新型コロナ感染が一時落ち着きを見せたことから、1月には国土交通省と県選出の国会議員に対し要望活動を計画しましたが、再度の感染拡大により、東京への要望活動は控え、要望先の皆様に郵送により要望書の提出をしたところであります。

一方で、坂城町と長野市、千曲市、上田市で組織する新国道上田・篠ノ井間建設促進期成同盟会におきましても、関係市とともに7月に国土交通省長野国道事務所及び県建設部に対して要望活動を行ったところであります。

なお、毎年秋に実施してまいりました国土交通省関東地方整備局への要望活動に関しましては、こちらも新型コロナの感染拡大により、対面での要望は断念し、一昨年と同様にリモートにより実施したところであります。

続きまして、今年度の国道18号バイパスの整備予定であります。坂城町区間においては約8億円の事業費が配分され、工事区間内の調査設計、埋蔵文化財調査、用地買収及び改良工事を実施する予定であります。

国道18号バイパス坂城町区間は、事業化から今年で11年となり、現時点では供用開始の時期などについて、示されていない状況であります。

町といたしましては、国道18号バイパスは地域の皆さんの思いをつなぐ道路でございますので、引き続き議員各位をはじめ、地域や企業、近隣自治体とも協力しながら、県、関係機関と連携し、一日も早い供用開始に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

建設課長（関君） 国道18号バイパス建設について、昨年までの進捗状況と今後の取り組みなど詳細な部分についてお答えします。

ご案内のように、坂城更埴バイパスの坂城町区間3.8キロメートルにつきましては、平成23年度に国の直轄事業として事業化され、現地測量また地質調査、道路予備設計などがスタートいたしました。

また、平成27年度以降は、小網・網掛地区の地権者に向けた個別説明会、上五明、上平地区における事業に関する説明会が開催され、平成28年度、平成29年度には、用地交渉、用地買収を進めるとともに、各地区からの要望事項について協議を重ね、町としましても長野国道事務所とともに調整を図ってきたところでございます。

その後、平成30年度には用地買収が整った網掛地区において坂城町区間で初めてとなる木柵設置工事と工事用道路の新設工事が施工されまして、月見、上五明地区につきましても、用地測量説明会と境界立会い、用地測量が実施されました。

令和元年度では、地権者の皆さんに対する測量結果の確認のための個別説明会と、補償内容確認のための個別相談会等が行われまして、契約の締結に係る個別説明会が実施されました。

令和2年度には、上五明地区建設予定地の地盤調査と埋蔵文化財の試掘調査、また、県道上室賀坂城停車場線との交差点について、取付道路の地元説明会を開催しております。

昨年度につきましては、網掛地区の工事用道路の整備工のほか、水路の付け替え工事、道路本体の盛土工事が行われまして、小網地区におきましても、道路建設予定地の支障木の伐採・伐根・整地工のほか、木柵の設置工事が進められるとともに、上五明地区におきましては、埋蔵文化財の調査、住宅の補償などが行われたところでございます。

現在のところ、国道18号バイパス坂城町区間の進捗率につきましては約29%、用地買収の進捗率は約82%となっております。町におきましても、国道18号バイパス事業の進捗を図るべく、国や県などの関係機関へ働きかけを引き続き行ってまいりたいと考えております。

続きまして、今後の取組についてでございますが、先ほど町長から答弁がありましたように、国道18号坂城更埴バイパス坂城町区間につきましては、今年度は約8億円の事業費が配分さ

れております。

工事の内容につきましては、昨年に埋蔵文化財発掘調査を行った上五明地区の道路予定地の改良工事がこの4月に発注となっております。現在、工事着手に向けた測量及び調査を行っているところとお聞きしております。7月からは本格的な地盤改良調査を施工する計画で順次工事を行っていく予定とお聞きしております。

また、網掛地区工事区間におきましては、今月から約5千立米の土砂搬入が予定されておきまして、搬入された土砂については、今後、バイパス関連工事で使用されるとのこととございます。

そのほかにも国土交通省関東地方整備局からは、網掛地区において、2億円から3億円規模の改良工事を2か所発注する予定とお聞きしております。入札後、工事業者が決まりましたら、速やかに詳細な工事内容について地元地区にお知らせしてまいりたいと考えております。

また、建設促進に向けて町の取組でございますが、町といたしましては、予算の確保に向けた要望活動を引き続き行ってまいりたいと考えておきまして、事業の進捗を図るべく、坂城町国道バイパス県道整備促進期成同盟会と、新国道上田・篠ノ井間建設促進期成同盟会が合同で行う国・県などへの関係機関への中央要望などを今後も引き続き実施しまして、一日も早い供用開始に向けた国道18号バイパスの整備促進に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

教育文化課長（長崎さん） 私からは、イ. 進捗状況はのうち、埋蔵文化財調査の経緯についてお答えいたします。

国道18号坂城更埴バイパス建設予定区間の上五明地区の上五明条里水田址につきましては、過去の発掘調査において水田跡や9世紀から11世紀の集落跡が発見されていることから、令和2年6月に国土交通省、県教育委員会、町教育委員会の3者協議において、埋蔵文化財発掘調査の実施主体について協議を行い、試掘調査については令和2年度に町教育委員会が、埋蔵文化財発掘本調査については、令和3年度から県埋蔵文化財センターが実施することになりました。

これに基づき、令和2年度に町教育委員会が行った試掘調査におきまして、水田のあぜと思われる高まりや、水田面、掘り込みなどの遺構が検出されたため、令和3年度に県埋蔵文化財センターによる埋蔵文化財発掘本調査が実施されたところでございます。

発掘本調査の成果につきましては、竪穴建物跡18軒、土坑46基などが検出されるとともに、平安時代の杯・わん・かめなどの生活雑器や、刀子・帯金具などの金属製品が出土されたことから、調査地は平安時代に集落が営まれていたことが判明しております。

さらに0.5メートル下の層からは、洪水により堆積した砂の層に覆われた水田跡が確認されており、集落以前は水田として利用されていたことも判明したとのこととございます。

また、令和4年度につきましても、引き続き県埋蔵文化財センターにおいて11月末までを調査期日として発掘調査が行われております。この4月、5月の発掘本調査では、新たに竪穴建物跡、土坑、溝跡などが検出されたとお聞きしております。

6月から8月の期間につきましては、農業の繁忙期となるため調査については一旦中止とし、水田から水が抜ける9月以降に調査を再開する予定となっております。

今後の予定につきましては、令和5年度の調査終了を目途に実施されとお聞きしているところでございます。

3番（山城君） 今、町長並びに各担当課長からご答弁いただきました。まず、建設そのものについてですが、買収率も前回私が質問したときよりももちろん2%ほど増えている、着実に前に進んでいるわけで、まだまだ建設までの道のりはあるかとは思いますが、そこは粘り強く町と国とで連携を取って、これからもやっていただきたいと思っております。

今回、埋蔵文化財の話をお話の場に入れさせていただいたのも、先ほど申し上げたとおり、上五明区民の方から関心を持ってもらい、私のほうでもいくつか調査をした中で、今、担当課長からお話をいただきました、平安時代の遺跡だとか、たくさんの埋蔵文化財が見つかり、そのときの歴史を知る一つの材料になったのかと思われまます。

歴史の部分に関して私もちょっと疎いところがあるので、詳しくは私も申し上げることができませんけれども、やはり単純にバイパスの建設に向かっていく中で、こういった調査も行われ、そしてこれからは県の埋蔵文化財センターが主体となって調査をしていかれると。そして11月でしたっけ、それに向けて調査が行われるということが今回わかったのはよかったかなと思っております。

繰り返しになりますけれども、前回、この関係で一般質問をしたときは、恐らくコロナがはやり出す前だったと記憶しているんですが、新型コロナウイルス感染症が流行し始めて2年以上になります。課長からも答弁がありましたとおり、建設促進については感染拡大を考慮して、会議等を行う際はその会議を縮小して開催したり、また、中央要望などについても文書での要望だとか、あるいはリモートによる要望活動といった工夫がなされ、コロナ禍以前のような対面による要望活動、これまで普通に行っていたと思われる要望活動ができない中での建設促進に向けての取組ですけれども、これまで以前に戻るにはもうしばらく時間がかかりそうなのかなと感じております。

そして、最後のまとめになりますけれども、今回はこれだけなのであれなんです、しかしながら、国道18号バイパスの完成は住民にとって悲願であるため、町としても国や近隣市町村、そして関係団体とこれまで同様、いやそれ以上かもしれないが、連携し、早期完成に向けて取り組んでいただきたいと思います。

今回はこのバイパス1点に関してですが、私も地元住民、また地元上五明区の住民として、

また議員としてもしっかりと町と、また関係団体とも協力して、微力ですけれども力になっていきたいと思いますということを述べさせていただきまして、今回はこれで一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時26分～再開 午前 9時36分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、2番 大森茂彦君の質問を許します。

2番（大森君） 議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

その前に、先日、中島新一議員が急逝されました。町議会議員の1期目であります。今後の活躍が期待される所でした。また、これからの町の発展にとっても大変残念でなりません。ご冥福をお祈りいたします。

それでは、一般質問に入ります。

1. どの子ども健やかに育つために
- イ. ヤングケアラー支援に向けて

昨年の6月議会で、初めて私と同僚議員の2人が一般質問で取り上げました。新しいカテゴリーでもあります。最初に厚労省が全国調査を行い、その公表がありました。また、昨年は県教委が初めてヤングケアラーについて、県立高校生を対象にウェブで任意の回答で調査を実施しました。その調査結果を信濃毎日新聞が11月13日付で報道しました。それによりますと、ケアラーの自覚があると答えた生徒は全日制で1.6%、定時制で3.0%、通信制で4.2%です。当然、坂城高校も対象になっていると思いますが、県教委から町に何らかの報告があったのでしょうか。お答えください。

次に、昨年の6月議会で答弁を求めていますませんが、先生方にアンケート調査をするよう要望してありましたが、その検討はされたかどうかお尋ねします。

次に、昨年、2021年6月議会で同僚議員の質問に、現在のところヤングケアラーと言われる存在は確認していないとの答弁がありました。ヤングケアラーの概念がまだ一般的に認知されていないのではないかと思います。子どもとのふれあいが一番強い先生方や、民生児童委員、福祉や子育て支援などに携わる関係者に対し、気づきの研修会はできないでしょうか。ぜひ実施してほしいと思います。

次に、子どもたち自らが声を上げられるよう、チラシやポスター、リーフレット、全戸への回覧などで広報はできないでしょうか。また、これらを学校図書室や保健室に用意してはどうでしょうか。

以上、提案をし、1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま大森議員さんから1番目の質問としまして、どの子ども健やかに育つた

めに、ヤングケアラー支援に向けてということでご質問いただきました。私からは、全般的なことについてお答え申し上げまして、詳細につきましては担当課長から答弁いたします。

大森議員もおっしゃっていましたが、ヤングケアラーにつきましては、法令上の定義は、しっかりした定義はありませんけれども、一般的には、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、負担を抱える、もしくは子どもの権利が侵害されている可能性がある18歳未満の子どものとされております。

子どもが家族の一員として行う家族のケアや手伝いの範囲は、子どもの年齢や成熟度のほか、時代・文化・地域などによっても異なります。海外の状況でもイギリスでは18歳未満としておりますし、オーストラリアでは25歳未満と、おのおの違う捉え方をしているようでもあります。

子どもの年齢や成熟度に合った家族のケアなどは、子どもの思いやりや責任感を育むことから、大人へと成長するための大切なプロセスの一つであると考えております。

一方で、子どもの年齢や成長に見合わない重過ぎる責任や過度な負担を抱える子ども、いわゆるヤングケアラーとされる子どもは、勉強に取り組むことや友達と遊ぶこと、文化芸術活動や行事に参加することなど、子どもらしい情緒的な関わりができず、学習面での遅れなどによる進学や就職への影響のみでなく、家族のケアが長期化することで自立が遅くなるなど、子どもの将来にわたっての影響が懸念されるところであります。

町では、全ての子どもたちが心身ともに健やかに成長し、充実した人生を歩んでいくため、日頃から子どもが置かれている状況把握に努めております。例えば、就学前の乳幼児期には、保健センターや子育て支援センターで行う乳幼児健診や発達相談、子育てフォロー教室等に始まり、保育園・幼稚園での5歳児発達相談としての「すくすく相談」や6歳児発達フォローとしての「すくすくランド」等の実施のほか、保育園においては、子どもの様子や発する言葉に耳を傾け、子どもの生活に変化がないか常に心がけ、保育にあたっております。

さらに、就学後は学校において個別面談や家庭訪問のほか、日頃からの見守りにより、子どもの服装や生活リズムの変化等から、子どもの置かれている生活実態の把握に努めているところであります。

ご質問のヤングケアラーにつきましては、家庭内におけるデリケートな問題であることから表面化しにくく、また、本人や家族に自覚がないこともあり、自らサポートを求めることは難しいとされていることから、ヤングケアラーの把握には、子どもたちと関わることが多い学校等において、ヤングケアラーも含めた総合的な視点を持ち、個別面談や子どもの生活面・学習面での変化など早期に発見できるよう努めているところであります。

また、子ども自身が、自身の置かれている状況がヤングケアラーかもしれないと気づき相談できるよう、学校を通じたチラシの配布等により周知しているところでもあります。

ヤングケアラーに限らず子どもたちの困り事は、子どもたちと距離の近い学校において対応することが多くありますが、さらに町では、子育て支援センターにおいて相談体制を整えているほか、教育・心理カウンセラーやスクールカウンセラーを配置し、学校等と連携する中で、子どもの悩み事の解決に向け支援しており、今後も引き続き関係機関が一体となり取り組んでまいりたいと考えております。

また、ヤングケアラーにつきましては、背景として、例えば祖父母の介護や、障がいや病気のある家族の世話、また見守りなど多岐にわたることから、子どもを含めた家族への複合的な支援が重要となってまいります。支援にあたっては、家族の置かれた状況を整理し、子どもたちや家族の思いを尊重する中で、教育分野からのアプローチのみでなく、福祉分野等関係機関と連携を密にし、複合的な支援により解決に導いていきたいと考えているところであります。

教育文化課長（長崎さん） ヤングケアラー支援に向けてのご質問にお答えいたします。

初めに、令和3年9月に県教育委員会が実施したヤングケアラーに関する調査結果において、坂城高校分の報告があったかのご質問についてでございます。県より町へ報告があった調査結果は、県教育委員会が公表した全体での結果が全てであり、坂城高校のみの結果については報告はございませんでした。

また、調査は生徒個々においてウェブ調査により回答したことから、坂城高校においても生徒の回答状況については把握できない状況とお聞きしております。

続いて、先生方へのアンケート調査の実施についてでございます。当町におきましては、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、日頃から学校においてヤングケアラーを含めた総合的な視点から児童・生徒などへの見守りを行っており、子どもに変わった様子があれば、個別面談などにより子どもの状態把握に努めていることから、町において先生方へアンケート調査を実施することは現段階では考えておりません。

なお、今年度、県教育委員会において小中学生を対象とする実態調査が予定されております。先生方への調査ではございませんが、この調査結果などに注視してまいりたいと考えております。

次に、研修会の開催についてでございます。多くの方にヤングケアラーについて知っていただき、情報を寄せていただくことがヤングケアラーの把握の鍵となります。学校においては、研修という形ではありませんが、職員会などで校長からの指示伝達や、生徒指導主事からの注意喚起の実施、また、文部科学省や県教育委員会からの調査結果について、教員間での情報共有のほか、町教育委員会においても町内小中学校の教頭会において、ヤングケアラーの把握について改めて各学校に依頼し、先生方の意識の向上を図っているところでございます。

また、民生児童委員や福祉、子育て支援などに携わる関係者への研修につきましても、それぞれの皆様がお集まりになる機会などを捉えて、研修やチラシの配布などについて検討してま

いりたいと考えております。

また、子どもへの周知につきましては、昨年度、町内の小中学校に通う小学4年生から中学3年生までの児童生徒に対し、相談先を記載した上で、ヤングケアラーに関するチラシを学校を通じて配布いたしました。

今年度も昨年と同様に、チラシの配布と併せ、図書室や保健室などへのチラシの配置のほか、広報を活用し、広く町民へも周知してまいりたいと考えているところでございます。

2番（大森君） それぞれ答弁いただきました。県の調査結果が信濃毎日新聞で報道された内容で、家族の世話をする生徒のうち、誰にも相談したことがないが6割を超えているということで、その理由を聞くと、誰かに相談するほどの悩みではないというのが全日制で41%、定時制で35%、相談しても状況が変わるとは思わないが全日制で10%、定時制で24%との回答であります。

先ほど、県教委からの坂城高校、それだけについての報告はなく、全体的な報告ということでありましたけれども、坂城高校は特に地元の高校ということと、また町内在住の生徒が多く通学していると思います。やはり、こういう実態を見ていくと、坂城高校にも町からお願いして、坂城高校の生徒に対してもこの調査を実施したらいかがかというふうに思います。

県教委が小中学校について実施するというのをされていますけれども、高校生に対してはウェブでやったということで、どのぐらいの人が、本当は悩みがあっても回答していないという人も中にはいるわけですから、やはり坂城高校生に対して、坂城町からも要望し調査をしてみたらどうかということを提案したいというふうに思います。

それから、研修会も行わないということで、教育委員会あるいは学校などでそれぞれ気づきについて気持ちを一つにしているというお話ですけれども、やはりこの点について、専門家の知識をきちんと受けるということじゃないでしょうか。ただ文面づらで、先ほど町長がご答弁されたそういう内容は当然そうですけれども、もっと深いところに専門家の分析があります。だからそういう専門家を招いてきちんと学習する、これがまず基本だというふうに思います。その上で学校内で、それについてのそれぞれの教師の意見討論するなり、より深めていくということになると思うんですが、もともとの基本がしっかりしていなくて、先生方同士でただヤングケアラーということで、こういうふうに気づきで頑張っていきましょうということだけじゃないと思うんですね。この点についていかがでしょうか。ちょっと答弁を求めます。

教育文化課長（長崎さん） 研修会についての再質問にお答えいたします。教員等に対する研修会につきましては、県の教育委員会ですとかが開催している研修会などに参加したり、今後、町のほうでも研修会などについても検討してまいりたいと考えております。

2番（大森君） 検討されていくということですので、期待して待っていたいというふうに思います。

あと、リーフレットと申しますか、チラシを全家庭に学校を通じて配布したということですが、それが答弁の中で図書館や保健室にも置くようにするというふうにご答弁がありましたので、そのようにぜひ行っていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に行きます。2といたしまして、誰もが安心して暮らせる町に。

イ．地域福祉計画策定を。

2000年、平成12年に社会福祉法が改正され、任意として市町村が地域福祉計画を、都道府県が地域福祉支援計画を策定することになりました。さらに2018年、平成30年にこの法律が一部改正され、これまで任意とされていたものが努力義務とされました。

しかし、この計画の策定への気配が全くありません。町では、高齢者福祉は「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」を目指す将来像として掲げ、高齢者福祉計画と第8期介護保険事業計画が策定されています。この二つの計画を達成するためには、町の地域福祉の基本的な方向を示し、具体的な取組をしていくことが必要だと考えます。

さらに、障害福祉計画、障害者計画、子ども・子育て支援事業計画、自殺対策推進計画などいくつもの計画が策定されております。これらを実現するためには、縦割りではなく、包括的な取組としていわゆる上位計画として位置づけた内容であります。

2021年、令和3年、地域福祉計画策定状況調査によれば、全国の市町村では72.8%が策定しております。住み慣れた地域で全ての地域住民が安心して暮らし続けることができる地域をつくっていくために、高齢者、子ども、障害者などの分野ごとの縦割りではなく、行政、保健、福祉関係者や住民が一体となって取り組んでいくことが求められているのではないのでしょうか。

そのためには、人と人とのつながりを基本として、顔の見える関係づくり、共に生きる社会づくりを目指すために、理念と仕組みが欠かせません。地域福祉計画がなければ、住民にとって町が目指す方向性が見えない、どう取り組んでいくかもわかりません。努力義務といえども、早急に策定に取り組むことが必要だと考えますが、見解を求めます。

次に、長野県は地域福祉支援計画2019年度から2022年度版を策定しています。県の計画との関係で、この地域福祉計画について整合性に問題がないかお尋ねします。

これで1回目の質問といたします。

福祉健康課長（堀内君） 2．誰もが安心して暮らせる町にのイ．地域福祉計画の策定をについてお答えいたします。

ご質問にありましたように、平成12年6月の社会福祉法の改正により、地域福祉計画は市町村が任意に地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画として新たに規定され、平成30年4月の同法の改正により、その策定について市町村の努力義務とされたところであります。

計画に規定すべき主な内容といたしましては、1、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他福祉に関し、共通して取り組むべき事項、2、地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、3、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、4、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項が掲げられております。

町におきましては、これらの規定すべき内容として掲げられている事項に関しましては、既に町の最上位計画である坂城町第6次長期総合計画において、地域福祉施策の推進のため、町が実施する事項や目指すべき姿を示し、地域住民のつながりと支え合いによる地域福祉の推進を掲げているところであります。

また、地域における福祉施策の実施にあたりましては、町障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画等、関係法により必須とされる個別の計画を策定し、町の地域福祉に係る現状や課題を踏まえた個別具体的な福祉施策や、実現すべき目標を掲げ、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できるコミュニティーを育成し、公的な福祉サービスと共同して助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現を推進することを掲げているところであります。

これらの諸計画は、住民の皆さんをはじめ、関係する福祉事業者、各分野の有識者など様々なお立場からのご意見を頂戴しながら策定したところであり、関係する各組織や個人が連携して施策を推進することが規定されているところであります。

また、施策の実施の際には、計画の枠にとらわれず、必要に応じ関係者による情報共有や横断的な対応などを行っているところであり、町におきましては、地域福祉計画とその理念や目標などを同じくする諸計画の実施に注力することによって、地域福祉を推進しているところであります。

他方、福祉行政に対するニーズは複雑化、多様化しており、その解決のためには行政だけでなく住民、福祉事業者、NPO法人などとのより一層の連携や参画が重要であると考えております。

現在、国におきましては、行政計画の見直しなどの議論も進められているとお聞きする中、そうした動向等にも注視しつつ、既存の個別計画との関連性なども含め、研究を進めていきたいと考えております。

続きまして、県の地域福祉支援計画との整合性についてお答えいたします。

地域福祉支援計画は、地域福祉計画と同じく社会福祉法を策定の根拠とし、都道府県が市町村が行う地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める計画と規定されており、長野県では平成31年3月に策定されています。

地域福祉支援計画は、市町村の地域福祉施策の推進を支援する計画であることから、町の

地域福祉施策の推進にあたり、県の地域福祉支援計画と整合を図ることは重要なことであると考えています。

県の地域支援計画におきましては、施策展開目標とする市町村地域福祉計画策定市町村数を令和4年度で77市町村と掲げているところではありますが、先ほども申し上げましたとおり、町の地域福祉施策につきましては、個別の計画において位置づけられている施策を横断的に実施することで推進を図っているところであり、推進する内容面におきましては、県の地域福祉支援計画との整合が図られているものと考えております。

2番（大森君） ご答弁をいただきました。私は2012年、平成24年になりますが、一般質問で地域福祉計画を策定するよう提案をいたしました。ちょうど10年前になります。このときの答弁では、県の地域福祉支援計画の策定動向も勘案しながら今後研究してまいりたいと答弁しております。あれから10年になります。

しかし、今ご答弁いただいたように、個々の事業計画を横断的に行っていくというわけでありませうけれども、果たして、これは厚労省の言う社会福祉法が考えている中身なんですかね、こういうやり方が。厚労省が考えているのは、地域の全ての住民がこういう計画に参画できる、こういう体制を取っていかうということじゃないですかね。ですから、地域支援事業で社協が公民館で事業を行うことについても支援する。町がこういうことをやりなさいと言われて、はいと住民にやらせるということになると思うんですよ。先ほど答弁にもありましたが、NPOや住民が参画する、こういうものを包括的に含めて共同体として議論し、目標を決めていく、そのことによって住民自身が自覚できるようになり、地域での自主的な活動が生まれてくる。厚労省はこういうことを考えているんじゃないでしょうか。

先ほど答弁があった個々の計画だけでは、住民はどこに参加するのでしょうか。これについてももう一度ご答弁願います。

福祉健康課長（堀内君） 再質問にお答えいたします。計画の策定につきましては、先ほども申し上げましたが、既存の計画において、現在福祉関連の計画のうち、法定義務化されたものが7計画ございます。そして、これらの計画期間のほとんどが3年から5年といったサイクルとなっておりまして、PDCAサイクル、計画、実行、評価、改善により更新していく必要がありますことから、まずは既存の計画の目標達成に向けて実践していくことを第一に捉えて取り組んでいるところであります。

そして、町といたしましては、こちらも先ほども申し上げましたが、地域福祉計画とその理念や目標を同じくするこれらの計画にのっとった施策実施の際につきましては、計画の枠にとらわれず、必要に応じ関係者による情報共有や横断的な対応、また住民の方に参画をいただくことで地域福祉を推進していきたいと考えているところでございます。

2番（大森君） ご答弁ありがとうございます。社会福祉法は、住民が参加していくということ

を期待していると思うんですね。地域に、町にはこういう計画があります、こういう事業をやりますよ、参加してくださいと呼びかけるだけですよね。住民の皆さんに参加していただいて、こういう計画についてどういうふうに取り組んでいきたいと思いますかと、何で住民に相談したり協力願ったり、そういう場を設けないんですか。10年間そういうことをずっとやってきたということなんですが、その成果は一体どうなんでしょうか。お聞きいたします。

福祉健康課長（堀内君） 成果につきましては、先ほど申し上げたようなそれぞれの個別の計画につきまして、3年から5年といったサイクルで更新をしております。その際、住民の皆様にも参画をいただきながら策定委員になっていただいて、各計画を策定しているところであります。

その中で評価と、PDCAサイクルの評価にあたるかと思いますが、そういったところでご意見をいただき、新たな計画更新作業に入っているというところでございます。

いずれにいたしましても、この地域福祉計画につきましては、県とも相談をさせていただいておりますが、引き続き研究してまいりたいと考えております。

2番（大森君） 県の地域福祉支援計画の関係では、2017年度の策定が36市町村、もうされております。そして2022年度、今年いっぱい、今年度に77市町村が策定をするということで、そういう支援をするというふうに県は定めております。

この10年間の間に、県とそういうふうに行ってまいりますよということで相談されたんでしょうか。特にこれは今年度が一応最後なんですよ、77市町村が策定するという県の目標は。県の目標を坂城町が裏切ることになるのかということ。答弁を求めます。

福祉健康課長（堀内君） 再質問にお答えいたします。県の地域福祉支援計画策定市町村数、令和4年度で77市町村を目標にと掲げているところであります。県のほうにも確認をさせていただきまして、どのような支援をいただけるのかということの相談はさせていただいております。実際、77市町村中、今年度は40市町村ということで県からもお聞きしているところではございます。

引き続き、こちらはどのような形で地域福祉計画の策定に向けて取り組んでいけるのか、引き続き県とも相談してまいりたいと考えております。

2番（大森君） 県の福祉支援計画ですけれども、私は手元になかったのでインターネットで冊子を全部プリントアウトして、斜め読みですが読んでみました。今、そんな答弁をされることじゃないと思うんですね。ここの支援計画の中に、県が市町村に支援する項目について書かれているんです。それと併せて、今の町の施策はどうなのか、計画はどうなのかということは検討はとっくにできたはずですよ。この3年間の間ですから。はなからやる気がなかったということでもいいでしょうか。

ぜひ、私はこういう地域福祉計画をつくって、そして住民参加で計画をつくっていくことで

すが、個々の政策で障害者支援とか介護保険だとかいろいろな支援を、政策をつくっていく上で、それはもう区長さんとか、あるいはそこに関係する専門的な方やお医者さんやいろんな方が当然参加されているんです。でもそれだけじゃ足りないということじゃないですか。町民全体がこういう事業に参加できるような体制を取りなさいということを社会福祉法で言っているんじゃないですかね。その点について町長のご見解を伺います。

福祉健康課長（堀内君） 再質問にお答えいたします。こちら、町のほうで最上位計画に示しております第6次長期総合計画の中でも、地域福祉施策の推進のために町が実施する事項、目指すべき姿といったことを示して、地域住民の皆様からもご意見を頂戴しているような状況でもございます。こういったものも含めまして、地域福祉の推進、こちらを推進してまいりたいと考えております。

2番（大森君） それぞれの計画について、町民からご意見もいただいて参考にしていくということでもありますけれども、町民の皆さんがいろんな計画について手持ちがあるんですかね。持っていらっしゃいますか。それと、個々に意見をいただくじゃなくて一つの会合として、そしてこういう内容について議論したいということで出席していただく、ある程度フリートークの中で行う、そういうことで新しい福祉計画がつくられてきて、そしてまたそういう方々、住民の参加型の福祉活動が進むんじゃないでしょうか。

国は福祉関係について、どんどん自治体へ責任を押しつけています。介護保険の要支援でもどんどん切り捨て、そして重度化の人たち中心になってくる。支援のためには住民の参加が必要だということを、国のほうは求めているわけですよ。これこのまま行けば、町の福祉は非常に遅れてくるんじゃないでしょうか。計画だけあって、実際には動かないということになる可能性はいくらでもあると思います。このことを提案し、また次回の機会に質問したいというふうに思います。

次に入ります。

3. 町の産業振興は

イ. 農業振興地域整備計画の見直しについて

ウクライナ危機で日本の農業の脆弱さが明らかになりました。農業は国の基本的な基幹産業であり、保護し自給率を上げることが喫緊の課題であります。日本の自給率は37%です。私たちの体を動かすエネルギーの約3分の2は海外に依存していることとなります。

5月末の帝国データバンクの食品主要105社の価格改定動向調査で、5月末までに実施済みと今後の予定で累計1万789品目が値上げの計画だといいます。半年間で1万品目を超えました。7、8月は3千品目。9月以降も新たに1千品目を超える食品が値上げする予定だと回答しております。

食料こそが国民の命の源です。今、農業は高齢化による担い手不足、そして耕作放棄地の増

加、また、限界集落と言われる集落消滅の危機が拡大しています。そして、坂城町においても今頑張っている農家がいつまで耐えることができるのか、これも心配であります。

町においては、農地バンクの活用や人・農地プランの作成、新規就農者の取組など農業振興に取り組んでおられます。そして、ここに来て整備計画を見直すということですが、主な要因は何でしょうか。

次に、国土利用計画では、工業用地の確保を進め、次に優良農地の確保と記述しております。均衡の取れた産業振興について、どう捉えていらっしゃるか質問いたします。

以上で1回目の質問といたします。

商工農林課長（竹内君） 3. 町の産業振興は、イ. 農業振興地域整備計画の見直しについてお答えいたします。

農業振興地域整備計画は、生産性の高い優良農地を確保するため、自然的条件や社会的条件などの諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域を定め、農地や農業用水利施設など、その地域の整備に関し必要な施策を推進することにより、農業の健全な発展を図るために策定されるものであります。

計画においては、今後長期にわたって農業上の利用を確保すべき区域を農振農用地区域として定め、優良な集団的農地を確保・保全し、基盤整備事業等の農業振興施策を計画的に実施することで、良好な営農環境を確保していくものであります。

現在の計画は、平成10年3月に計画全体の見直しを行い、土地利用の変遷などに伴い、その都度、町農振地域整備促進協議会において、農振農用地からの除外や編入など、農業振興の観点を踏まえ対応してまいりました。

前回の計画の見直しから長期間が経過しており、これまでの間、農業者の高齢化や担い手の不足などにより耕作放棄地の増加が課題となるなど、当町の農業をめぐる情勢は大きく変化をきてきております。

また、農業だけではなく、工業・商業を含む土地利用の情勢も変化してきており、特に、坂城インター線の延伸、また、国道18号バイパスの整備が進められているなど、その周辺における土地利用は大幅に変化していくことが予想されます。

令和3年には、町の最上位計画である坂城町第6次長期総合計画、また、土地利用に関しての上位計画である国土利用計画第4次坂城町計画が策定され、さらには、今年度から町の都市計画マスタープランなどの策定が予定されております。こうした中で、各計画との整合を図りながら土地利用の在り方を見直し、社会情勢の変化にも対応するべく、今回の見直しに至ったところでございます。

次に、均衡の取れた産業振興についてどう捉えているかというご質問であります。町の土地利用につきましては、住居系用地や工業用地、また農地など、それぞれの用途で利用されて

いる土地について混在を防ぐため、町全体の土地利用を定めた国土利用計画に沿って、都市計画法に基づく用途地域のほか、農地利用につきましては農業振興地域整備計画で、それぞれ土地利用の用途を指定しております。

農業は、地域の自然的な条件に左右される面が大きく、土地集約性の高い産業であるため、農業以外の分野との調整を図りつつ、農業を営む上で条件のよい地域を一体的に保全していく必要があるものと考えております。

一方で、工業用地につきましても、周辺的生活環境や自然環境、防災面に配慮し、他の土地利用との調整を図りながら、工業集積を促進していく必要があると考えているところでありませぬ。

当町は工業を基幹産業とし、ものづくりのまちとして経済発展をしてきており、今後も整備が進む国道18号バイパスや坂城インター線の周辺において、工業・商業に係る土地の需要が増加することが見込まれると考えております。

農業者が減少する中で、新たな担い手の確保や町の持続的な農業を推進していくためにも、優良な集团的農地を確保・保全し、良好な営農環境を確保することが重要であると考えております。

今後、関係者の意見も聞く中で、各産業やその他における土地利用について、需要を踏まえ、バランスを図りつつ、時代に合った農業振興地域整備計画の見直し作業を進めてまいりたいと考えております。

2番（大森君） 答弁いただきました。2回目の質問に入ります。

主な要因としては、坂城インター線、そして18号バイパスの沿線のところでの土地利用が相当変わってくるだろうということではありますが、この地域は大体が優良農地ではないかなと思うんですね。こここのところの優良農地は今後どうなっていくのか。工業用地とそれから商業利用に転換されてくるという心配がされるわけです。

そうしますと、あと優良農地として集積していく場所とすれば、中山間地域になってくるんじゃないかなというふうに気になる場所ですけれども、やはり、ものづくりの町として当然工業の発展も必要であります。そういう均衡の取れた産業振興をどう取っていくかということについては、農業は土地がなければできない仕事であります。そのためには、やはり優良農地を確保する、そしてまた沿線の18号バイパスやインター先線の沿線についても、観光農地にするとか、もう少し検討していくようなことも考えて、保全していくような、そんなことも考える必要があるんじゃないかというふうに思っております。その点についてはどのようなご見解でしょうか。ご答弁を求めます。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。優良農地につきましては、現在も農振農用地として指定してございますが、その中でも、先ほど課題として申し上げたとおり、農業者

の高齢化や担い手の不足などによりまして耕作放棄地も見られるようになってまいりました。その中で、農業をやりたい人に対してしっかりと農地を提供できるようにという形の中で、今後は優良農地について集約・集積をさせて、しっかりと農業生産基盤に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

その中で、それぞれ土地利用も変わってきているという中で、そこら辺の状況もしっかりと見据えた中で計画の策定をしていきたいというふうに考えているところでございます。

2番（大森君） 農地の集積をして優良農地を確保していくということなんですけれども、これをやるには農地バンクを活用して、貸し出したい人、それで借りたい人の中間を取り持つということですが、これは進んでいるのでしょうか。実態はどうでしょうか。ご答弁を求めます。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。農業中間管理機構の関係につきましては、面積的にはさほど大きくはないですけれども、現在、農地の貸し借りについて中間管理機構を通じて使用貸借を結んでいるという状況はございます。

そういった中で、やはり農業をやりたい、実際には農地の貸し借りについては、なかなか人・農地プランの中でも農地を貸したいという意見はあるものの、実際にはそこら辺は進んでいないというような状況でございますけれども、今後、農振の計画の見直しにあたっては、そういった農地バンクの活用も含めた中でしっかりと整備計画をつくっていきたいというふうに考えております。

2番（大森君） 工業用地の確保とそして優良農地の確保と、非常に矛盾する施策を取らざるを得ないということで、町としても苦渋の選択をせざるを得ないということもあるかと思えますけれども、農地は一度潰してしまえば、再開するのは非常に時間と労力と金額がかかるものです。今の優良農地をやはり幾世代も利用でき、そして地元産を住民が食すると、こういう政策を取っていただきたいというふうに考えるわけです。

それでは最後に、若干時間がございますので、まとめといたしまして、今の政治情勢について若干私の考えを述べたいと思います。

岸田自公政権はロシアのウクライナ侵略を理由に、敵基地攻撃能力の保有や核共有などで軍事費、今のGDP 1%の5兆4千億円から2倍の1兆円にすべきだとしています。そうなれば、現在世界第9位の軍事大国から一挙に第3位の軍事大国になります。その財源を確保するためには、消費税の大増税をはじめ、医療や福祉などの社会保障や教育予算の大幅削減が必至となります。私たちの生活は一層苦しくなります。

何よりも危険なのは、敵基地攻撃能力によって、日本が攻撃されていないのに専守防衛の自衛隊がアメリカ軍と一緒に相手国に攻め込むこととなります。その結果、日本が真っ先に攻撃され、戦渦に巻き込まれることになってしまいます。日本が戦争をしないためにどうするか、軍備を強化するのではなく、今の憲法第9条を守り、第9条を生かした積極的な外交交渉を行

うことではないでしょうか。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時31分～再開 午前10時41分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、12番 西沢悦子さんの質問を許します。

12番（西沢さん） ただいま議長より発言を許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

最初に、1. 人口問題についてです。

コロナの感染拡大により、地域の行事やお祭りなど人の集まりが制限されてきました。そんな中、久しぶりの会話の中で、行政区やグループなどの役員に成り手がなくて苦勞した、また、子どもが少なくなっており祭りもできなくなってしまうなど、急激に進む人口減少への不安が聞かれました。

2021年の県内の人口増減によると、県内から他の都道府県に対しての転出超過は、直近10年で最も少なかったことが県の推計で判明しました。新型コロナウイルスの影響による地方回帰の流れもあり、転出超過数が減少したとようであります。

そんな中で、坂城町の数値を見ると、2022年1月1日時点において人口1万3,642人、1年間の人口増減はマイナス273人、社会増減はマイナス112人となっております。県内同規模の他町と比べて、1年間の人口減、社会減の数値が大きいのが気になるところです。出生と死亡数の大きな開きから、人口が減少していくのは避けられない事実です。

そこで、緩やかな人口減少を受け入れつつ、豊かで安心できる暮らしが続けられるまちづくりを進めるため、坂城町第6次長期総合計画を踏まえ策定されたまち・ひと・しごと創生総合戦略も第2期の2年目となりました。この総合戦略では、四つの基本目標、共通するテーマ、三つの重点プロジェクトを達成させるための事業が挙げられています。これらの事業を進め、人口の将来推計の目標値に近づけたいところです。では、現在の坂城町の人口の実態はどうでしょうか。人口に見合ったまちづくりを進めるため質問をしていきたいと思ひます。

イとして、人口減少の実態はです。

初めに述べましたとおり、県公表の2021年中の人口増減で、当町では特に社会増減のマイナスが大きい結果となっております。県全体では、コロナの影響による地方回帰の流れもあり、転出超過数が減っている状況です。

そこで、当町の実態についてお伺ひいたします。まず、2017年から2021年まで5年間の総人口、自然増減数、社会増減数の推移について。次に、2021年の県内人口増減による県公表数値で、当町の社会増減はマイナス112人でありました。その内容をどのように分

析しているでしょうか。また、その112人中、いわゆる子育て世代の30代、40代の転出超過数についてもお尋ねいたします。

次に、今回公表された数値により、人口ビジョン、将来展望の考え方に何か影響が出るでしょうか。もちろん短い期間での判断は適正ではないと思いますが、コロナ収束後も様々な要因により人口動態に大きな動きが出るのが予想されます。今後に向けてのお考えをお聞きます。

次に、ロとして、将来人口の目標値をめざすためにです。

当町は、合計特殊出生率を2025年1.84、2035年2.07に設定しています。ちなみに2019年は1.45でした。大変厳しい目標の設定だと思いますが、目指すために、町はこの目標に対して様々な事業に取り組み、実施計画を策定し進めています。

そこで、今回は安心して子育てができる環境づくりの中で、特に学校教育についてお聞きます。かねてより坂城町は子どもたちの育ちと教育に力を注ぎ、実績を積み重ねてきたことは言うまでもありませんが、さらに子育て世代の皆さんに、この町で子どもを育てたい、教育を受けさせたいと思ってもらえる教育を考えたいと思います。

そこでお聞きます。まず学校教育で今まで実践してきたよかったこと、また誇れることはどんなことでしょうか。次に、今、学校教育で特に力を入れていることは何でしょうか。また、特色ある学校づくり交付金について、今年の実業計画についてお聞きます。長い継続事業ですが、どのような学校づくりができたでしょうか。お尋ねいたします。

次に、「坂城の子は坂城で育てる」、坂城町教育のグランドデザイン、スローガンです。合い言葉のようなもので、何となくイメージとしてわかったような気がしていますが、町全体、町民全てが子どもたちに関わって見守っているというような思いを町民全体で共有できればと考えます。そのために、具体的にどのような言葉で表したらよいでしょうか。

次に、ハとして、社会減から社会増への転換についてです。

当町も2017、2018年には社会増になったわけですが、やはりコロナの影響は大きいだろうと推測されます。しかし、地方回帰の流れで改善著しい自治体もあるわけで、そこに希望も見えるのではないかと思います。そこで、女性も含めた多様な雇用や就業機会の創出がやはり一番だと考えられます。どんな事業が行われ、その成果はどうでしょうか。

次に、移住定住促進事業のこれまでの成果と新しい事業の考えについてもお聞きます。また、移住体験ハウスの利用状況とその成果についてもお尋ねいたします。

最後に、空家の活用について、その実情をお尋ねします。

これで1回目の質問といたします。

教育長（清水君） 初めに、私から西沢議員さんの人口問題に関するご質問のうち、ロの将来人口の目標値をめざすための学校の取組等についてお答えいたします。

初めに、学校教育で今まで実践してよかったこと、誇れることはどの質問であります、まず挙げられますことは、ALTを活用した保育園から中学校までの英語学習であります。町ではグローバル化著しい工業の町坂城で、広い視野を持ち異文化等を理解するとともに、相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意思を表現することのできる、国際社会を生きることのできる子どもの育成を目指し、コミュニケーション能力や英語の習得を図ってまいりました。

小学校3、4年生の週1時間の外国語活動や、5、6年生の週2時間の英語が必修になる令和2年度より以前から、先行実施として英語教育コーディネーターやALTを配置する中で、保育園や小学校1、2年生についても英語を楽しむことを目的として、英語の学習を位置づけております。これらの学習を通し英語に慣れ親しむとともに、コミュニケーション力を高めております。

また、国際理解教育として、小学生の中国上海市嘉定区実験小学校との交流や、中学生のアメリカカリフォルニア州サンノゼ市への訪問、町内での国際交流村も、坂城町らしい誇れるものと考えております。

次に、力の入れていることですが、町では一昨年度末までに町内小中学校に児童生徒1人1台端末の導入のほか、大容量ネットワーク整備、家庭学習のための通信機器整備、ウェブカメラ・マイク等の整備を終え、昨年度からICT教育に力を入れております。

町内の小中学校が同一歩調で研究を進めるため、町学校職員のGIGAスクール推進委員会、研究主任等を中心に段階的なステップを踏んだ研究をスタートさせ、まず中学校で先行し、その成果やノウハウを小学校に生かしていくという方法を取っているところでございます。

中学校で先進的な取組を行っていることから、他の市町村から視察に訪れたり、モデル校として県教育委員会の実践事例等に紹介されたりしているところであり、今年度は推進2年目として中学校での4人グループでの学習方式を小学校にも広げ、ICT機器の活用を量から質に高めることに力を入れているところであります。

続いて、特色ある学校づくり交付金に係る事業計画についてであります。主な事業について、南条小学校では、音楽・文化・芸術活動、体づくり活動、探究的な学びの総合的な学習に重点を置いた事業計画で、音楽堂を生かした文化芸術や地域に根差した教育が特色となっております。

坂城小学校では、学有林活動、ICTを使った学習活動、坂城の人・こと・ものに学ぶ環境づくり、坂城っ子の森の整備に重点を置いた事業計画で、「森と遊び、森に学び、森を守る」をテーマにして50年以上続いている学有林活動と地域講師によるクラブ活動が特色となっております。

村上小学校では、バラ、こどもの森などの校内の自然環境整備、異文化交流・国際理解教育推進活動、地域を学ぶ学習、合唱・音楽活動に重点を置いた事業計画で、小規模学校を生かし

た連学年による学びや、地域の歴史や産業を大切にした学校づくりが特色となっております。

坂城中学校では、地域とともに歩むSDGsを意識した教育活動とデジタル化の推進を基盤とし、坂城学や文化・スポーツ、放課後学習などの地域の「ひと」から学ぶ活動、職場体験、情報発信などの地域の「もの」、「こと」から学ぶ活動、ICT活用の活動などに重点を置いた事業計画で、地域とともに歩む学校づくりが特色となっております。

続いて、「坂城の子は坂城で育てる」という教育のスローガンがありますが、これは平成23年に作成した坂城町第5次長期総合計画から、町の教育モットーとして出てきている言葉でありまして、教育を学校だけに任せるのではなく、家庭の教育力を高め、今まで以上に地域の教育力を学校教育に取り入れ、家庭・地域・学校が一体となって、坂城町の子どもをみんなで責任を持って育てていくという決意を意味する言葉と解しております。このことによって坂城の良さに気づき、坂城を愛し、坂城を誇れる元気な子どもたちになることを目指す子どもの姿と考えております。

なお、先ほど学校教育で今まで実践してきたよかったこと、誇れることはについてお答えいたしました。坂城町の義務教育の学校は、小学校が3校、そして中学校が1校で、距離的にもコンパクトでまとまりやすい環境にあり、校長会や教頭会、坂城町学校職員会等で共通理解を基に統一步調で学校運営に取り組むとともに、地域の特色を生かした活動が行われております。これは、それぞれの学校が地域に支えられていることの裏返しでもあります。

令和2年に新型コロナウイルス感染症により、全ての学校が4月から5月にかけて臨時休業になった際、家で子どもの生活リズムが乱れて困るといった保護者の悩みから、町の防災行政無線を使って、1日4回のチャイムを鳴らしました。初めての試みであり、町民の皆様の反応が大変気になったところではありましたが、皆様にご理解いただき、ご協力いただいたことに大変感謝するところであります。

このように、地域の皆様が温かく子どもたちを見守ってくださっているということも、学校として地域を誇れることとございます。

企画政策課長（伊達君） 人口問題についてのご質問のうち、私からは、イ．人口減少の実態は、また、ハ．社会減から社会増への転換をのうち移住定住促進事業及び移住体験ハウスの状況等についてお答えをいたします。

まず、人口構成や社会情勢の全国的な傾向といたしまして、第二次大戦後の高度成長期を経て国民の生活は豊かになり、医療の進歩や福祉サービスの充実も相まって、平均寿命が大幅に伸びたことに伴い、高齢者人口が増加し、年金・医療・介護等の社会保障費が著しく増大をしている状況です。

その一方、新たな生産の担い手であり、主たる社会の支え手となる若い世代の人口は減少し続けており、これまで築いてきた質の高い社会をどのようにして維持していくことができるか、

それが課題となっております。

町では、1985年、昭和60年の1万6,918人をピークに総人口が減少しており、国立社会保障・人口問題研究所によりますと、2040年には約1万人弱まで減少すると推計されております。

こうした人口減少は、年齢構成の不均衡や町内における就業者、消費者の減少、民間サービスの縮小、コミュニティ組織の機能低下、税収の減少などを引き起こすことが懸念され、さらなる人口減少を助長する可能性がございます。

そこで町では、平成27年度に人口減少少子高齢化を抑制しながら、2040年に人口1万3千人、2060年に人口1万2千人の維持を目指すとした人口ビジョンを定めるとともに、ビジョンの達成に向け、基本目標や施策、重点プロジェクトを定めた坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、令和2年度の検証時点では、おおむね計画どおりの人口の推移であったことから、令和3年度からの第2期総合戦略の策定に伴う人口ビジョンにおいても、人口の将来展望は前回ビジョンと同様としたところでございます。

ご質問の2017年から2021年までの5年間の総人口、自然増減数、社会増減数の推移につきましては、県がその年の異動分を取りまとめ公表しているデータを申し上げますと、各年1月1日現在の総人口は、2017年中の異動を反映した2018年1月1日が1万4,524人、2019年が1万4,416人、2020年が1万4,270人で、2020年に実施されました国勢調査の結果に基づき異動を反映した数値、2021年1月1日が1万3,915人、そして2021年の異動を反映しての2022年1月1日現在の人口は1万3,642人ということでございます。

また、年間の出生者数と死亡者数の差による自然増減につきましては、2017年がマイナス118人、2018年がマイナス120人、2019年がマイナス138人、2020年がマイナス131人、2021年がマイナス161人であり、転入者数と転出者数の差による社会増減につきましては、2017年がプラス55人、2018年がプラス11人、2019年がマイナス9人、2020年がマイナス102人、2021年がマイナス100人でございます。

ご質問にございました県公表の2021年中の社会増減マイナス112人と先ほどご答弁申し上げた100人との差でございますけれども、この差については、外国籍住民の方の在留資格の手続によるものなど、実際の転出入を伴わないその他増減によるものでございます。

この2021年の社会増減について、個々の転出入の事情が詳細にはわからないということですので、現状で確定的な原因の分析というのは困難でありますけれども、数値上読み取れる点といたしましては、新型コロナの社会的な影響が本格化した2020年から、転出者数についてはそれほど大きな変化はないのに比べ、転入者数の減少が目立っている。また、外

国籍住民についても同様の傾向が見られ、2017年から2019年までは転入超過であったものが、2020年、2021年は転出超過という状況になってございます。

これまでも2008年以降のリーマンショックの際に社会減の増加といった傾向が見られました。今回は新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会経済活動の停滞が、企業の雇用や就業環境などにも影響を及ぼしたということも推測され、また、外国籍住民の社会減が与える影響も少なくないと考えているところであります。

また、2021年中の30代、40代の関係でございませけれども、30代の転出超過は23人、40代は18人ということでありませ。その他増減を除いた全体に対して、およそ4割という状況でございませ。

次に、人口ビジョン将来展望への影響ということでございますが、人口ビジョンの将来展望につきましては、人口減少社会にあつて総合戦略に掲げる事業を着実に実行しつつ、減少の度合いを抑え、社会環境を維持し、目標年次において一定の人口維持を目指すもので、毎年定量的な減少を見込んでいるものではありません。

特に、昨年、一昨年と社会増減のマイナス幅が大きくなつてございませますが、新型コロナウイルスの感染拡大という特殊な環境下でありますので、単年あるいは短期の人口変動でビジョンそのものをすぐに見直すということは考えておりませませんが、今後の人口動態、また社会情勢の変化等について引き続き注視をしてまいりたいと考えておりませ。

次に、ハ、社会減から社会増への転換についてのご質問のうち、移住定住促進事業、それと移住体験ハウスについてのご質問にお答えいたします。

人口ビジョンを基に、基本目標や施策、重点プロジェクトを定めた総合戦略では、就業機会の拡大や多様な産業の創出とともに、町の魅力を町内外に発信することによる町への愛着の醸成や、医療・福祉、子育て、商業など、暮らしの質を高める分野の充実による住みやすさの向上を図り、人口の流出抑制と流入促進、出生者数の増加を促していくこととしており、行政の様々な分野で複合的に取り組むものとしておりませ。

このうち、総合戦略に位置づける移住・定住促進事業につきましては、周辺自治体と連携しながら移住に関する相談会や情報提供を行うこととし、第1期の計画から取り組んでまいりました。この間、移住セミナー等での相談件数は、平成28年度が7件、29年度が13件、30年度が20件、令和元年度が22件と年々増加しており、令和2年度に実施しました第1期の事業評価については、A評価とされたところでございます。

また、平成29年度からは、自らが移住・定住する目的で町内にマイホームを新築する方などに対する移住定住促進補助金、また30年度からは、町での生活体験ができる移住体験ハウスを整備するなど、新しい事業も展開しているところでございます。

移住定住促進補助金の近年の交付世帯数及び世帯の人員数でありますけれども、令和元年度

が27世帯111人、2年度が21世帯71人、3年度が35世帯125人でありました。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、令和2年度以降、相談会の中止・縮小を余儀なくされ、移住に関する相談件数は減少しておりますが、オンラインによる相談会ですとかPRなど、新たな手法の利点も確認でき、今年度以降についても対面とオンラインそれぞれを活用してまいりたいと考えております。

移住体験ハウスでございますけれども、利用状況とその成果について、まず利用状況、平成30年度は2件で4名、元年度は5件で12名、2年度は1件1名、令和3年度は5件8名のご利用でございます。今年度についても、既に4件のお申込みをいただいております。

また、ご利用された皆様からは、町内での生活の様子が体験できる大変よい機会であったとご好評をいただいているところで、これまでに移住体験ハウスを利用された2名の方が、その後町内に移住されたというところでございます。

移住につきましては、その方の人生の中でも大きな決断になりますので、すぐに成果として現れるということは難しい面もございますけれども、将来に向けて着実に移住定住の促進につながっていくものと考えているところでございます。

商工農林課長（竹内君） 私からは、ハの社会減から社会増への転換をのうち、女性も含めた多様な雇用や就業機会の創出についてのご質問にお答えいたします。

我が国の憲法においては、職業選択の自由を全ての国民に保障しており、不合理な理由で就職の機会が制限されない就職の機会均等を実現するためには、雇用する側が応募者に広く門戸を開いた上で、差別のない合理的な基準による採用選考を行うことが不可欠とされております。

坂城町企業人権同和教育推進協議会では、町内企業の従業者に対する人権教育活動を支援し、多様な個性が互いに尊重し合う明るい職場づくりを推進しており、就職の機会均等を推進するため、昨年度は公正な採用選考についての企業内人権教育推進員研修講座を開講し、町内企業14社21名の方にご参加をいただきました。また、同協議会では、これまでも男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法などから、職場における男女差別やハラスメント等についての研修会も開催しております。

これら研修会を通じて、公正な採用選考の基本や採用選考時に配慮すべき事項、女性を含めた全ての方にとって働きやすい職場環境づくり等について理解を深めていただいたことで、今後の採用活動等に生かしていただけるものと考えております。

また、町農業支援センターでは、性別、年齢、国籍を問わず多様な就業機会の一つとなるアグリサポート事業を実施しております。内容としましては、臨時かつ短期的な作業を通して自己の労働能力を生かし、活力ある人生を希望する方にアグリサポーターとして登録していただき、農家からの依頼に基づいて作業の紹介・あっせんを行うものであります。昨年度は、女性が12名、65歳以上の方が11名、外国籍の方が4名登録され、農家とのマッチングを実施

したところであります。

そのほかにも、出産・子育てや介護のほか、新型コロナウイルス感染症の影響などにより離職した女性の再就職及び職場定着の支援、女性従業員の就業継続に関する取組などにより、労働に参加できる女性の増加を目指す、県のはたらく女性応援プロジェクト事業の一環として、女性就業支援員によるおでかけ相談が町子育て支援センターで実施されております。

この事業により、働きたい希望を持つ女性が仕事と家庭を両立しながら自らの能力を発揮して働くことができるよう、就労に関する様々な相談への対応や必要な情報提供などを受けられる体制も整えられているところであります。

また、全体的な就業機会の創出といたしましては、町と連携して人材確保事業を実施しているテクノハート坂城協同組合において、昨年度はコロナ禍により企業合同説明会や企業見学会は実施できませんでしたが、企業担当者と大学の就職担当者との合同情報交換会や、坂城高校、坂城中学校のコーディネート事業などを実施したところであります。

また、昨年度開催された「さかきモノづくり展」やウェブ企業説明会におきましては、学生、生徒の皆さんに対して、当町の産業や企業を知り、興味を持っていただく機会を創出できたものと考えているところであります。

こうした様々な事業の実施により、女性を含めて多様な雇用や就業機会の創出につながるものと考えており、今後も企業、関係機関と連携する中で、勤労者のワーク・ライフ・バランスの実現を目指すとともに、就労機会の拡大、労働条件の改善を推進してまいりたいと考えております。

建設課長（関君） 私からは、ハ、社会減から社会増への転換についてのうち、空家の活用についての実情についてお答えいたします。

町では空家の有効活用を図り、町への定住及び地域の活性化を促進するために、坂城町空家情報バンク事業を実施しているところでございます。町内にあります個人の住宅で、現に居住していないものや、その敷地について物件所有者等が売買または賃貸借を希望する空家を登録し、当該空家に関する情報を町が空家利用希望者に対して提供する制度としまして、長野県宅地建物取引業協会上田支部と協定を締結しまして、平成27年度から開始いたしました。

登録物件につきましては、空き家バンクサイトのほか、県内への移住向けサイト楽園信州空き家バンク、全国版空き家・空き地バンクに掲載しまして広く紹介するとともに、4月の固定資産税納税通知書の発送に併せて、空き家バンク制度についてのチラシを同封しまして、制度の周知を図っているところでございます。

また、空家物件の登録希望者に対しましても、空き家バンクの登録には土地、建物の相続を終え、所有権を確定する必要があることなどをご案内するなど、空き家バンク制度について個別に相談しながら事業を実施しているところでございます。

空き家バンクの利用状況でございますが、令和3年度は5件が成約し、うち2件については町外からの利用者で、5人が転入しております。3件については町内の利用者となっております。

また、平成27年度から令和3年度までの累計の成約件数につきましては36件でありまして、うち17件が町外者でございます。延べ43人が転入し、19件につきましては町内利用者で46人が定住されたところでございます。

なお、現在利用を希望する登録物件は38件となっております。うち26件は町外の登録者となっております。

また、空家情報バンクの登録及び利用促進を目的に、家内の家財道具の片づけ費用、また空家を購入または賃貸した方が改修する費用に補助を行う空家情報バンク利用促進補助金の制度につきましては、平成28年度から令和3年度までで家財道具片づけ費用が11件、改修費補助が13件で、合計24件、679万8千円の補助を行ったところでございます。

今後も引き続き、当町に移住・定住を希望される方に空家の紹介ができるよう、物件の登録数の確保に努めるとともに、空き家バンク制度を広く周知してまいりたいと考えております。

12番（西沢さん） ご答弁をいただきました。人口問題について、今回は教育と女性、移住定住についてお聞きしたわけですが、再質問の時間がちょっと心配ですので、学校教育については提案に変えさせていただきたいと思っております。

まず、特色ある学校づくり交付金についていろいろ工夫がされていますが、今までの枠を外してもう一度考えてみたらどうでしょうか。学校づくりではなくて、子どもたちのやる気づくり、本気、興味づくりなどに絞って考えてみたらどうかと思っております。ご検討ください。

それから、「坂城の子は坂城で育てる」についてですが、坂城の皆様とともにということでございます。スローガンですから、もっといろいろな場面で多用してもよいのではないのでしょうか。このことについてもお考えをいただきたいと思っております。

それから、1点だけ。人口の社会増を目指すために子育て支援の充実と女性を応援することが鍵になると思っておりますが、女性の起業支援プログラムの創設について、すぐに応募者が出るとは思いませんが、ここで一つの道をつくってほしいと思っております。このプログラムに空家の活用も含めて考えられないでしょうか。お伺いいたします。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。女性の起業支援プログラムの創設をとのことでございますけれども、当町における起業希望者への対応といたしましては、町商工会と連携して、両窓口において随時起業に係る相談を受け付けており、その相談業務においては、空家等の店舗改修に活用いただける商業店舗利活用補助金などの補助制度や独立開業資金などの融資制度をご案内しております。

働き方に対する考え方は多様化してきておりまして、またワーク・ライフ・バランスの実現

を目指す上でも、これまでの取組と併せて、場所を選ばずできる仕事や在宅ワーク、また自分のペースに合わせたビジネスなどの起業を目指す女性を応援できるよう、空家の活用の支援も含めて町商工会とも相談してまいりたいと思います。

12番（西沢さん） 転出超過の原因は自治体それぞれ違っていますが、現状を分析し最適な取組を続けることだと思います。2021年の全国出生数は81万1,604人。統計開始以来最少で、国の推計より6年早く少子化が進んでいます。国に対しても基本的対策を強く望みたいと思います。

それでは、2番目の質問に移ります。水道事業の広域化についてです。イとして、現在の状況は。

昨年12月議会定例会の一般質問で、水道事業の広域化について質問をいたしました。その後の経過についてお尋ねいたします。

国より県知事に対し、持続可能な水道事業を確立し、安心・安全な水道水を将来にわたり供給するための水道広域化推進プランを令和4年度までに策定を要請されていたこと。また、昨年5月に、厚労省より上田、千曲、長野市、坂城町の地域をモデル地域として水道施設の最適配置計画の検討結果が公表されたことを受け、その後一気に広域化の話が出てきました。そして、今年4月14日、県は県内の公営水道事業の広域連携をめぐり、施設の共同利用や経営統合など、4形態について給水原価や費用削減の試算を示しました。その上で、各地域振興局が事務局の検討の場で、目指す連携の形態などの方向性を議論するよう要請したとのことであります。県は、その議論を踏まえ、本年度末までに水道広域化推進プランを取りまとめる考えを示しました。以上が県の取組の状況です。

それでは、当町が関係する上田長野地域水道事業広域化研究会では、どのような取組をされてきたのでしょうか。

昨年12月の一般質問のご答弁では、広域化研究会の検討の経過報告として、現段階においては事業統合が最も大きなメリットを得られる可能性があること、また、今後は将来にわたって持続可能な水道事業を構築するために、50年後、2070年までを想定した財政シミュレーションを実施する予定とのことでした。さらに、水道事業の広域化の方向性については、今年3月に報告できるように協議を進めたいとの内容でした。

そこでお尋ねいたします。水道事業の広域化の方向性について、どのような協議がされたのでしょうか。また、50年後を想定した財政シミュレーションについてもお伺いいたします。

以上で1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま2番目の質問としまして、水道事業の広域化について、西沢議員さんからご質問がありました。以下、お答え申し上げます。

水道事業の広域化につきましては、令和2年度に厚生労働省が、上田市から長野市までのエ

リアをモデル地区として選定し、同省の事業により水道施設の最適配置計画の検討が行われ、昨年5月に検討結果が公表されました。これによりますと、「送水ルートを整備や浄水場を統廃合することにより、地域全体として効率的な運営や整備費の軽減等で一定の効果が認められる。」とされているところであります。

この報告に併せまして、上田長野地域の水道事業の広域化について研究するため、当町を含む4関係市町の首長により、県知事へ要望書を提出し、上田長野地域水道事業広域化研究会を設置して、当町も参画してきたところであります。

研究会における協議の内容といたしましては、令和2年度に実施されました厚生労働省の調査業務では、施設整備費と維持管理費に着目し、それぞれの削減額を効果として捉え、試算がなされたところでありますが、事業運営や組織体制の視点からは、広域化を含む最適な連携方法についての検討が行われていなかったことから、本研究会において当該地域における最適な事業運営等の視点から、事業統合、経営の一本化、用水供給事業の新設、個別経営による施設の共同化の四つを抽出し、既存事業体それぞれの財政面や組織面等への影響、災害等による非常時対応の強化などを整理し、約50年後の2070年までを想定した財政シミュレーションを実施してまいりました。

特に当町といたしましては、現在、千曲川の左岸側、村上地区ですね。そこに布設されている水道送水幹線について、災害時も含めて全町に安定した供給を行えるよう、右岸側へも、坂城地区ですね。右岸側へも幹線を布設する送水幹線の二重化の必要性と、水道の供給を受けている上田市諏訪形浄水場機能が災害等により機能が停止した場合に、染屋浄水場からの供給を行える連絡管の新設等の重要性について研究会に提案し、当町の懸案事項として協議を行ってきたところであります。

こうした検討事項も考慮する中で、広域化・広域連携の財政シミュレーションの結果といたしましては、事業の統合により、水道料金の抑制効果として669億円の効果があるとされたところであり、その要因として、広域化による施設規模の適正化が図られることや、広域化事業に伴う国庫補助金等により施設整備費に対する負担が減少することのほか、事業統合による人件費や委託費の削減、事業規模拡大による経営の安定化に伴う値上げ抑制、企業債発行の抑制による支払利息削減等があるとされているところであります。

なお、昨年度に示された効果は、広域化に関する国庫補助金等を最大限に活用することを条件として、詳細な財政シミュレーションを実施した上で算出したものである一方で、広域化に関する施設整備の内容につきましては、構想段階でありますので、整備の実現性やこれに要する費用、スケジュールなどについては、今後、より具体的な検討が必要であると考えているところであります。

今年度以降は、昨年度に整理した構想段階から一步踏み込み、現状の水道事業体の業務実施

体制等を加味する中で、事業統合等の広域化を想定した組織体制や、現状の職員の業務内容や執行体制等についても整理し、さらに検討を進める方向とされているところであります。

また、本調査のシミュレーション結果については、現在、県が策定を進めている水道広域化推進プランの策定に活用される予定であります。

いずれにしましても、町としましては、現在は水道事業の経営を行っておりませんが、積極的に関与する中で、町民の皆様に安全で安心できる水道水が安定的に供給されるよう、また将来にわたって持続可能な水道事業を構築するため、当町を給水区域とする水道事業の将来のあるべき姿について、関係市とともにさらなる協議を進めてまいりたいと考えております。

12番（西沢さん） それでは、再質問をいたします。水道事業の広域化について、ご答弁では広域化の課題として挙げられていた点について、事業運営など4点について検討をして財政シミュレーションをしたと。その中では、施設の老朽化、耐震性、また災害対策も含めた送水幹線の二重化、それから水源の水質なども考慮に入れてシミュレーションがされたと。その結果、事業統合により費用削減額は669億円でありましたというご答弁でした。この669億円について、これが本当にどのように効果的なのかということは、ちょっとまだよくわからないんですが、ここは一定の成果が出たというふうに捉えています。

そして、この結果を踏まえて方向性の協議を進めていくということですが、県企業局の給水エリアと自前の水源を持って水道事業を運営している上田市、千曲市、長野市に比べて、坂城町はほぼ100%県水から給水を受けている状況です。水道事業の広域化についての受け止め方、町民の皆様の考え方も違っているのではないかと思います。

50年後も暮らしを支える水の安心・安全・安定的確保のために、この水道事業の広域化について、どのようにして住民合意を得ていくか。また、丁寧な説明と皆様からご意見をいただくことも本当に大事だと思います。どのような手順で進めていくか、お伺いいたします。

建設課長（関君） 2点ご質問をいただきました。まず669億円の試算についてでございますが、水道事業につきましては、やはり人口減、先ほどの人口減少ですとか水道そのものの需要の減少、そういったものによりまして、どうしても施設規模が過大になっていってしまうのではないかとこの考え方です。そういったものの中で、水道料金が、どうしても各施設ごとに値上げをしていかないと事業自身が成り立っていかないのではないかとこの考え方から、広域化の考え方をしております。

そういった中で、先ほどの二重化ですとか、そういったものを図りながら、水道の規模をそのエリアの中で最適な規模にしていきたいと思いますというものをした中で、皆さんが負担する水道料金、これの抑制を図っていくことで水道の広域化のメリットを図っていきたいと思いますという考え方になっております。

ですので、669億円という数字につきましては、先ほど町長からも答弁がありました。住

民の皆さんから水道料金として頂く水道料金の抑制を図る。上田から長野まで約60万人いるんですけども、その皆さんが水道料金としてお支払いしていただくことになる金額の抑制を図ったときに、50年間で約669億円の抑制が図れるのではないかという財政シミュレーションになっているということでございます。

また、今後の住民合意の点についてでございます。昨年度示されました検討結果、それにつきましては、今後の予定として住民の皆さんにお知らせしていく必要、これは十分あるというふうに考えております。2月に行われました区長・行政協力員会の際に、今回の検討結果について、時期を捉えてご説明させていただきたいということでご案内させていただいているところではございます。

当町におきましては、現段階で水道事業の事業主体となっていない状況ではあるんですけども、住民の皆さんには欠かせない水道水でありますので、協議には積極的に参加していく必要もありますし、また水道を利用している住民の皆さんに、現状を含めて理解をしていただくということは大変重要なことだというように思っております。

コロナ禍の中で情報提供の方法も検討する必要があると思いますが、将来にわたって持続可能な水道水を構築するためには、やはりまず水道の現状をご理解いただく、こういったことが必要であると思っております。一義的には、水道事業者である企業局、そういったところと協議をしまして、また広域化、または広域連携を共に協議をしております関係市の皆さんと、内容またタイミング、そういったものを検討する中で、住民の皆さんに情報提供ができるようにしていきたいというふうに考えております。

12番（西沢さん） ただいまの財政シミュレーションの結果についてですが、推進プランに反映していくというお話でございました。この結果について、公表はどのような形でされるのでしょうか。お尋ねします。

建設課長（関君） まず、財政シミュレーションの関係につきましては、出た結果につきまして、皆さんにお知らせしていく形を取っていきたいと思います。その手法につきましては、関係市町村のほうともご相談しながらやっていきたいと思っております。

それから、県の推進プランのほうですけども、水道事業に関しましては、上田市から長野市までが課題であるわけではなくて、全県、全国的に課題になっていることでございますので、水道の広域化については、財政シミュレーションでこういった形になっているということも、今後、他の市町村ですとか、固まりがどうなるかわからないですが、そういったところにも反映していくようにということでお話しさせていただくという形になろうかと思っております。

12番（西沢さん） 今回は人口問題と水道の広域化について質問をいたしました。この問題は、いずれも子どもや孫の世代、また50年後にどのような社会をつくれるか、そしてそのために今私たちが何をすべきか、考えるべきか、行動を起こすべきだと思っております。

以上で一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。
(休憩 午前11時35分～再開 午後 1時30分)

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、8番 栗田 隆君の質問を許します。

8番（栗田君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従って一般質問を行いたいと思います。

今、テレビでも新聞でも大変ウクライナの問題が世界に対して様々な問題を突きつけている状況だと思いますが、先月5月26日の「ウォール・ストリート・ジャーナル」の中に、非常に面白い記事が載ってまして、それはキッシンジャー氏とそれからジョージ・ソロス氏の2人の全く対照的な演説の内容が紹介されておりました。

キッシンジャーという方は、今は御年99歳になられるわけですが、毛沢東や周恩来に対して米中の国交回復ということをやられた、非常にアメリカ政界での重鎮であります。その方が、もうウクライナのこの問題については、これ以上の流血は避けようと。ロシアのプーチン大統領をこれ以上追い詰めるようなことをしては危険だという発言であります。

それに対して、その後に出てきたジョージ・ソロス氏が、これはダボス会議での話です。ジョージ・ソロス氏が出てきて、もう徹底的にロシアのプーチン大統領を引きずり下ろすまでは絶対にやめちゃ駄目だと。そうでなければ、世界の文明が壊れるというような形で徹底抗戦を呼びかけて、ヨーロッパにもウクライナに対しての軍事支援をさらに強化するよというよという演説をなさっておられる。

皆さんもよくご存じのように、このジョージ・ソロスさんの意向に沿うというか、そういう形ですと2014年のウクライナの政変から、それからその次の年の2015年ですかね、2月のミンスク合意で停戦が成り立ったわけですがけれども、それに対して、このジョージ・ソロスさんは、2015年の4月1日のニューヨークタイムズの中で、とんでもないことをやったと。なぜもっと徹底的にヨーロッパはウクライナを支援して、ロシアを追い詰めないのか。こんな停戦をしたら、何のために頑張ってきたのか、訳がわからんみたいなことをその中で書いた方です。

そういう形で、実は皆さんは今年の2月の24日にロシアがどっと攻め込んで国境を侵したというような、それは確かなんですけれども、その前からずっとウクライナの中では内紛が非常に多かったわけですがけれども、ほとんどそれは西側メディアでは報道されないまま、まさに今回国境を破ってプーチンが出ていったと。国際法違反だと、そういう形でしか報道されていないわけですがけれども、もう8年以上にわたってこのウクライナ紛争はずっとあったわけで、その間クリミアの併合なんかもありまして、西側は非情な形でロシアのプーチン体制を締め上

げてきたわけですが、なかなかロシアは参らないと。このところに、私は今回はちょっと集中して考えてみたい点があるわけです。

それは、これだけ世界中が金融を閉ざし、SWIFTからの排除とか、金融を引き締めというか、ロシアに対してもうお付き合いしないと、金融的には。様々な形でそういう制裁を加えたわけですが、これからいくらそれをやっていったとしても、多分ロシアはそう簡単には沈没しないだろうと。

そう思わせる原因が、まず一つ大きいのは、資源やエネルギーが完璧にロシアにはあると、売れるほどあると。本当に売っているわけですが、それから食料の自給率、食料自給についてもほぼ完璧ですよね。国の独立にとって、その国の食料自給率、それからエネルギー自給率、これほど国の存立にとって大事なものは無いということは、今回のでも非常にそれが明らかになったわけですね。

私が今回問題にしたいのは、じゃあ翻って日本の食料はどうなっているのか。一般的には、食料自給率というのは37%。今年ちょっと伸びて38%とか、そのあたりの議論をしていますけれども、そんなふうに低いというのは、これ本当に衝撃的というか、日本の人口というのは1億人を超えている国、14か国あるわけですが、11番目の人口大国ではあります。その1億人を超えている国で、自分での食料の供給が37%だ38%だなんていう国は全くございません。G7の国を見ても、ここまで低いというのはほぼあり得ないと。だったら、少しおかしいことが世界で起こったら、日本はどうなるのか。ある意味、目に見えているという感じがしますよね。

ただ、その自給率という問題についても、今37%と言いましたけれども、これの計算もちょっとかなりおかしい計算になっていて、例えば皆さんが毎日食べる卵なんかは、フィリピン産卵とかを食べている人はあまりいないと思うんです。これは中国産卵ですとか。じゃあ、ほぼ100%卵というのは自給されているかという、農水省の発表では10%、これが卵の自給率ですね。どうしてそういうふうになるかという、もちろん鶏が食べる飼料なんかはほぼ全て輸入。それから、ひなに至っては九十何%、全部飛行機で飛んでくるわけです。ひなのほうは。しかも、世界のひなの供給がドイツ、フランス、オランダ、世界3か国に限られてしまったと。これもグローバリゼーションというものの恐ろしさだと思います。

そんなことで、自給率と数字を見ただけで本当にそれで信用できるかという、結構怪しいものがある、その37%という数字も供給熱量が分母になって、つまりこの日本にある供給できる熱量です。キロカロリー分の自分の国で国産で作ったものの熱量、これが37%ということになっているんですが、ちょっと考えただけでもわかるように、供給熱量が分母というのはちょっとおかしくないかと。日本人が1日大体平均で1,900キロカロリーだというふうに、摂取量としては。それだったら、日本人が摂取する熱量分の分子が国産というふうにし

たらどうなるかという、これで50%に行っちゃうんですよ。じゃあ、その摂取熱量と供給熱量の差はどこに出るかという、これがまさに食品ロスという問題です。わかりやすい形でいうと、コンビニ弁当が1日140万食分ずつどんどん捨てられている。これが摂取熱量と供給熱量の差になって現れているわけです。だから、そのまま37%、しかも総合で37%ですから。

それをもうちょっと詳しく見てみると、一番問題なのは穀類なんじゃないかと。それで調べてみますと、小麦は17%しか自給率はありません。大豆は22%、トウモロコシに至ってはほぼゼロですよ。これが日本の自給率というものを非常に下げている大問題であると。大問題ではありますけれども、やはり一番重要な穀類が今言ったように17%だ、20%のレベルで日本人がこのまま生きていけるか。事が一旦起こった場合どうなるか。それを私は一番心配しているわけです。

この主要穀物については、G7はもうほぼ100%、200%、300%までちゃんと担保できているわけですが、100%を切っているのはイギリスと日本だけです。しかし、イギリスの場合は、それでも94%だったかな、あるわけです。94%は、イギリスは主要穀物について自給している。日本はその主要穀物について、平均で28%。この28%というのは、米がほぼ100%ですから、それが引っ張り上げているだけで、先ほど言いましたように、小麦は17%、それから大豆は22%、そういうことになっています。

そこで、大事なものは何か。そうなるという、穀物をいかに日本で自給するかという問題になりますよね。それと、問題点としてもう一つ大きいのは、円安の問題あるいは食料価格が上がっちゃった問題、プラス円安の問題ですね、小麦の政府の売渡価格、これ小麦の場合は政府が一括して買って、製粉会社に売り渡すという方式を日本は取っていますので、これが大体、2020年から2021年で19%増加。今年2022年の4月には17%増加。19%と17%増加したというわけで、全体としてはほぼ40%近い、2年でですね。つまり1.5倍ですよ。すごいことになっちゃっているわけです。

さあ、これで本当にどうなるか。何とかしなくちゃということで、今回の農業について、ここで一般質問にさせていただくということです。

まず最初に、今言ったのは私の持っている問題意識でございますが、農業全般に関して、町の見解はどうか。細かく言うと、自給率の低さ、それから生産性の低さ。この生産性については、農業部門では、アメリカを100にすると日本の場合は2.9。100に対して2.9ですからね。生産性は誠に低い。つまり、やってももうからないということですね。それから担い手がもういない。どんどん高齢化が進んでいる。この農業従事者の減少については、平成15年、2003年ですが225万6千人いたわけですが、去年、2021年には130万人。ほぼ100万人減少した。18年で100万人減少して、じゃあこれから18年

たったらほぼゼロかというような恐ろしい数字になっています。

それから、耕作放棄地の問題もありますよね。これは昭和50年、1975年、ちょっと古いですが、そのときは耕作放棄地が13.1万ヘクタール日本であったんですが、2015年の段階で42万3千ヘクタール、3.何倍に増えているわけです、耕作放棄地がね。これをどうするんだという問題ですよ。

それから、5月の20日に国会で成立しました人・農地関連法というものについて、お伺いをいたします。まずその中で、今まで行ってきた人・農地プランというのがありますよね。そこに新たな地域計画の策定というのを今回入れ込んだわけですが、一体その前のものと今回のものの整合性を含めて、その関連について、町はどのようなお考えを持っているか。

それから、この新たなる法律の改正ということですが、農振地域の見直しというのがこれからされると思うんですが、それに対しての影響はどのようなものになるか。

それから、そこから農振地域の見直しというのが行われるわけですが、その中で、一帯農業地域とする、あるいはこれは工業地域とする。もちろんそれはバランスよく考えてという答えしか出てこないと思うんですが、そのバランスをどのように捉えているか。

それから、その農振地域の見直しというスケジュールは、どのようなスケジュールでやっていくのか。そのことについてお聞きしたい。

それから、検討する作業の中で、一般住民、もちろん農民の方おられるし、農業をやっておられる方もいるし、それから全く農業はやっていないけれどという住民の方もおられる。それから企業の方々の意見はどのような形で反映されるのか。

それから、先ほど言いましたように、もう小麦については、これからもどんどん需要が高まる。しかし、どこも売ってくれない、あるいは買うには高過ぎるというようなことも起これば、二毛作のような水田の活用方法を考えていかなければならないと思いますが、どのようにお考えであるか。

最後に、地場産業といいますか、直売所として「あいさい」があるわけですが、これについてももう少し拡充し、町が強く支援して地産地消を実践していくには、どのような支援を考えておられるか。

以上の点についてお伺いいたします。

商工農林課長（竹内君） 1. 農業振興についてのご質問に、順次お答えをいたします。

まず、農業全般における問題点についてのご質問であります。食料自給率につきましては、米の需要減少などの影響もあり、令和3年度には熱量換算によるカロリーベースで37%となりました。

戦後の食の多様化や食生活の変化に伴い、食料自給率は緩やかに下降して現在に至っており、政府は、食料・農業・農村基本計画において、令和12年度までにカロリーベースでの食料自

給率を45%まで高める目標を掲げ、そのために国は農業DX構想による農業及び食関連の産業分野の変革などを図る方針としております。

グローバル化による農産物価格の変化や農業後継者の不足、農業生産資材の高騰などを含め、食料安全保障上の観点からも懸念されるところでありますので、町といたしましても、農畜産物の生産振興を通じて、食料自給率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、農業の生産性の低さについてであります。日米の産業別生産性を比較した平成29年の資料によると、アメリカを100とした場合の日本の農林水産業の生産性は2.9%とかなり低く、令和3年の日本の1経営体当たりの経営耕地面積は、全国平均で3.2ヘクタールと諸外国と比較しても小規模であり、大規模化、機械化による生産コストの低減が図りにくいことがうかがえます。

このため、国は農地中間管理事業による農地流動化や農地の集積・集約化の推進、人・農地プランによる担い手の明確化などを通じ、集落営農の推進や農業経営の法人化、企業による農業参入などの支援、また、規模拡大による経営の強化を進めようとしており、町といたしましてもスマート農業の事業導入や農地の集積・集約化、農業経営体の体質強化を進めていく必要があると考えております。

次に、担い手の不足についてであります。2020農林業センサスにおける町内農業経営体数は253経営体、経営主の年代階層では、70から74歳の割合が17.4%と最も高く、70歳以上の経営主の占める割合は57.3%となっております。

近年はブドウ栽培が経営的に安定していることから、定年帰農や若い世代の新規就農などが見受けられますが、全体として担い手が不足しており、農業の世代交代はまだ途上にある状況であります。

町では、就農相談会への参加や窓口での就農希望者への随時対応のほか、円滑な就農のための経営計画の策定支援や補助事業による就農サポート、経営発展のための事業導入など関係機関とともに実施しており、今後も早期の経営確立を目指すための施策により、多様な担い手の確保・育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、耕作放棄地の増加についてであります。国の調査では全国で28万2千ヘクタールが荒廃農地として計上され、そのうち9万ヘクタールが抜根、整地、区画整理、客土等により、耕作が可能な再生利用農地とされています。

農業委員会では、毎年荒廃農地の調査を実施しており、その結果を踏まえて、土地所有者に今後の営農に対する意向調査や荒廃農地の解消を働きかけているほか、農産物の作付や経営規模拡大のための農地再生・土壌改良について補助を行っております。

優良農地の維持はもちろん、可能な限り農地を有効利用することは、生産基盤の維持・発展に必要不可欠でありますので、今後も町の振興作物など農産物の生産振興とともに、荒廃農地

の未然防止、解消に取り組んでいく必要があると考えております。

続きまして、ロ．国会で成立した人・農地関連法についてお答えいたします。

人・農地プランは、農業者が話し合いに基づき、地域における中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者を定め、5年後、10年後の地域農業を誰が担い、どの農地を耕作するのかを明確化し、市町村において公表を行っているものであります。

当町では、平成24年度以降、アンケートによる農業者の意向調査やその後の懇談会を経て、坂城・中之条・南条・村上の4地区のプランを策定しており、その後も新たな担い手をプランに位置づけるなど、随時見直しを行い、公表しております。こうした経過の中で、地域の農業と農地利用のマスタープランとなる人・農地プランを市町村が策定する計画として法定化されたものが地域計画であります。

この策定にあたっては、これまでどおり農業者や農業委員会、農協、土地改良区等による協議の場を設け、各地域における振興作物を設定し、農地利用のエリアを検討するなど、地域農業の将来像を話し合うほか、農地一筆ごとに将来の耕作者を明確化した目標地図を作成するものであります。

農業者の高齢化や担い手の不足など、荒廃農地の増加が懸念される中で、町といたしましても、農地の適正な利用と担い手の確保・育成に向け地域の関係者と連携を図り、農業者間における協議や活動の支援を通じて、計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、人・農地プランの地域計画策定による町の農振地域見直しへの影響についてであります。農業振興地域整備計画は、農地や農業用施設など総合的に農業振興を図ることが必要であると認められる地域を定め、優良な集団的農地を確保・保全するものであり、一方の地域計画は、地域における担い手を定め、将来の耕作者を一筆ごとに定めることで農地の最適利用を実現しようとするものであります。

農業振興地域整備計画は土地利用の観点から、また、地域計画は農業の担い手の観点から、今後の町農業の在り方を示していくものであり、両計画ともに町の農業を支える上で非常に重要な計画となります。

優良な集団的農地と担い手の確保といった、土地と人の両面から町の農業振興を推進していく必要がありますので、それぞれの整合を図りながら計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、ハ．農振地域見直しについて、お答えいたします。

農業者の高齢化や担い手の不足などにより耕作放棄地の増加が課題となるなど、当町の農業をめぐる情勢が変化する中、優良な農業生産基盤の集積・集約化を進め、農業振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、農業振興地域整備計画の見直しを2か年にわたって行ってまいります。

まず、農業地域と工業地域とのバランスをどのように考えているかというご質問であります。令和3年3月に策定された国土利用計画第4次坂城町計画や、今年度から策定を進めている坂城町都市計画マスタープランなど、関連する各種計画との整合を図り、また坂城インター線や国道18号バイパスの整備を見据えた上で、農業だけではなく工業や商業を含めた土地利用を総合的に勘案し、農業振興地域整備計画の見直しを進める必要があると考えております。

そうした中で、農地は農業の生産基盤でありますので、良好な営農条件を備えた農地を確保していくためにも、今後長期にわたって優良農地として確保すべき区域については農振農用地区域として定め、集团的農地の確保・保全に努めてまいりたいと考えております。

次に、計画の見直しのスケジュールであります。まず令和4年度、今年度は農用地面積、農業就業人口やその規模、主に生産されている作目など、町の農業の現状を確認するとともに、農地の利用状況や農業経営の状況と今後の意向など、農業者や農業団体へのアンケート調査を実施し、関係者からの意見を聴取する中で、計画の見直しの基礎となる資料を作成してまいりたいと考えております。

続く令和5年度におきましては、作成された基礎資料を基に、農業委員会や農業団体など関係者との協議・調整を進め、また土地利用に係る関係部署とも協議を重ねる中で、計画の素案を作成してまいりたいと考えております。

次に、検討作業の中で住民・企業の意見はどのように反映されるかということですが、計画の見直しにあたっては、農協や各地域の集落営農組織、土地改良区等、関係団体や農業者へのアンケート調査を予定しており、農業関係者からの意向をお聞きしながら進めてまいりたいと考えております。

これら一連の作業を通じて作成した計画案については、説明会など広く意見を伺う機会を設けてまいりたいと考えております。

次に、二．小麦等増産についてお答えいたします。

町内の水田利用につきましては、多様な品目が作付されており、昨年の実績では水田全体の53.7%を主食用米が占める一方、飼料用米7.3%、野菜6.3%、加工用米2.3%、大豆2.7%、花卉0.7%といった割合になっております。

米の需要は日本全体で年間10万トンずつ減少していると言われており、米の需給調整を担う町農業再生協議会では、県から示される生産数量目安値に基づき、米価安定のための米の需給調整を図りつつ、米以外の品目の生産振興と産地化を支援しております。

その中で、米と小麦の二毛作による作付は現在行われておりませんが、麦と大豆を作付する二毛作が大規模水稻農家を中心に組み込まれており、担い手農家の経営安定につなげるため、国の経営所得安定対策により、麦・大豆・ソバ等における生産価格の格差を補正する交付金と農業経営のセーフティネットのための交付金、また、町単独の転作助成金による麦を含めた転

作作物の作付を支援しているところであります。

町といたしましては、生産者が継続的に安定的な経営が図れるよう、関係組織とともに水田利用の在り方を検討しながら、引き続き支援に努めてまいりたいと考えております。

最後に、ホ.産直店「あいさい」についてのご質問ですが、さかき地場産直売所「あいさい」は、平成22年度に県の元気づくり支援金を活用して施設を建設し、生産者による運営組合を組織する中で、地域農産物の生産振興や地産地消の推進等を実施してまいりました。平成29年度には地方創生拠点整備事業により施設を拡充し、飲食部門と直売部門の販売面積の増加も図ってまいりました。

この間、出荷される農産物の多品目化や出荷量の安定確保、市場との連携による供給体制の取組、会員登録の働きかけ、イベント開催による集客力向上のほか、ホームページの開設による情報発信などを運営組合とともに実施してまいりました。

町といたしましては、生産者と消費者との関係構築をさらに推進することにより、消費者ニーズの把握や生産意欲の向上などのほか、地域農産物の情報発信にもつながることから、農業における拠点施設の一つとして、さらなる発展強化を目指してまいりたいと考えております。

8番（栗田君） これは、元農水事務次官をやられた奥原正明さんという方がおられまして、この方が様々な本を書いておられるわけですが、その中で私の目に留まったのは、平成12年、2000年ですよね、西暦2000年の基本計画で、自給率を、その当時は41%という数字なんですけど、45%にすると、カロリーベースでね。金額ベースだったら74%まで上げるということで、10年後の目標として2000年に立てている。それから20年たった令和2年にはどうなったかということ、確実に少しずつ自給率は下がって行って、それで2020年につくった目標では、やはり45%というのがそのまま残っている。

どうしても、何というんですかね、自給率を上げるとか、農業を振興するとか、いろいろ計画を立てるんですけども、全くうまくいかない。全くとは言いませんよね。私は、これからは少しずつICTとかAIとかを使った農業で、少しずつ生産量も上がってくると思うんですけども、なかなかこれまではうまくいかなかった。もうここで抜本的な対策でも取らないことには、本当に立ち行かなくなるんじゃないかという心配をいたしております。

その中で、今言われた米作を麦プラス大豆のような形で、二毛作にならなくても麦に変えると。私は毎朝田んぼに出て見て回るんですけども、今年びっくりしたのは、かなりの量の麦が、ふだんだったら全部水田なのを今年は非常な勢いといいますか、麦が増えているので、ものすごくびっくりしているわけですけども。

もしここに、先ほど言われた交付金というので、10アール当たりでもいいですから、米から麦、米から大豆、あるいはその組合せの二毛作に転換するというような場合、今はっきりしているものがあれば、あるいはこれ数字ですので、ちょっとまだ通告には入れていなかったの

で、もしご存じであれば、10アール当たりでもどのくらいの補助金というか、それに対しての援助金みたいな交付金が出るのか。もし数字がおわかりならば、教えていただきたいと思います。

通告していませんので、数字は無理でしたら、私がちょっと、その本でざっと読んで、もう寝ぼけて読んでいるものですから、10アール当たり3万か4万というような数字を見たんですけれども、これはちょっと確かかどうかわからないので。そのくらい出れば、金銭的なインセンティブにはなるだろうということにはなると思うんですけれども。

ただ、これから、今まではもう日本で作ったって採算が取れないから、海外からばんばん買ってくればいい。そっちが安いから買ってくればいいと言いますが、実は、例えば木材なんかはもう56.7%も上がっちゃって、これはいよいよ国産の木を使った方がいいというふうになっている。

そんなことで、小麦だ何だも、これからは物というか物のほうがお金よりも値段が高くなる。値段が高くなるというより重要性が増すと思いますので、何と申しますか、日本でやっぱりどんどんそれを転作なり、あるいは耕作放棄地を利用して作ったほうがいいと思います。

じゃあ、その次に行きます。教育についてですね。この前、坂城中学校で行われました坂城町全体教職員会というところに行っていました。GIGAスクールということで、皆さん、生徒が端末を持ってやっているという授業を見てきました。それについて、GIGAスクール構想というのは、現在のところどのような取組がなされ、それに対しての町の評価はどうか。

それから次に、私はいつも思うんですが、保育園、小学校、中学校、こういったものの生活面、それから教育面におけるスムーズな移行というだけじゃなくて、日々の連携、お勉強、生活面を併せての連携をどのように町は考えているか。

最後にですね、それとの関連で、坂城高校との連携はどのようになっているか。それとAI、ICT教育なんか非常に熱心で、デジタル大臣の大賞ももらっている坂城高校に対しての支援体制はどのようになっているかをお聞きしたいと思います。

町長（山村君） 坂城高校の支援についてということにつきまして、私のほうからお答えさせていただきます。残りは担当課長からお話します。例によって時間がなくなってきましたので、端的にご説明申し上げます。

まず、保育園、小中学校と坂城高校との連携でありますけれども、毎月開催しております町の校長会におきまして、坂城高校の校長にも出席していただき、学校の様子や坂城中学校卒業の生徒についての情報交換を行うほか、中学と高校の職員同士の交流や公開授業の参観などを行っているところであります。

また、坂城高校の生徒が保育園を訪問して園児とともに活動したり、園児や小学校の児童が

高校の文化祭に参加して、一緒にステージで発表し合ったりするなど、双方向での交流も続いております。

さらに、坂城高校は令和元年から経済産業省「未来の教室」の実証実験に採択され、令和2年度から実証事業の一環で、地域密着型の総合的な探究の時間「坂城学」においてウェブサイト作成により、「地域企業の課題解決に挑戦する」というテーマで地元企業にヒアリングに行き、その内容を基に課題解決のためのアイデア企画を行うという地域連携型探究活動や、アプリを活用した個別最適化学習など、ICT機器を活用した教育が認められ、先ほどお話がありました、昨年度デジタル庁からプラチナ賞を受賞いたしました。

この過程の中では、坂城高校の生徒が坂城小学校の低学年に端末の基本的な使い方や、タイピングの仕方などを教えるといった取組も行われており、今後、小中学校におけるGIGAスクール構想推進事業でのさらなる連携についても期待されるところであります。

続きまして、坂城高校への支援であります。坂城高校は、開校以来110年以上にわたり、産業や地域づくりの担い手の育成、輩出の場として重要な役割を果たしてまいりました。平成10年には、坂城高校と町が協議している坂城高校を育てる会を発足し、坂城高校を語る会、坂城高校を発展させる会と改組する中で、支援体制を強めてまいりました。

さらに、令和元年からの旧第4通学区、高校の将来像を考える地域の協議会では、私や教育長のほか、町商工会長やテクノハート坂城協同組合の理事長も委員として出席し、坂城高校の存続に向けて協議を続けてまいりました。その中では、少人数の学習環境におけるICTを駆使した個別最適化された学びの実践や、地域企業等との連携の成果など、地域における高校の役割をお話しする中で、県教委の第3次再編・整備計画案では、中山間地存立校の特色ある学びの拠点として維持されることとなったところであります。

また、町では、坂城高校の新しい学びの坂城学や、筑波大学との連携によるまちづくりシンポジウム、地域貢献活動に係る生徒活動の充実などについて支援を行うほか、テクノハート坂城協同組合に就労支援コーディネーター業務を委嘱し、生徒の企業見学や職業体験の調整、企業側の情報提供、就職希望者の面接指導など、様々な支援を行っているところであります。

今後も、次世代を担う若者の成長を支える学校として、坂城高校の発展のため必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

教育文化課長（長崎さん） 2. 教育についてのご質問に順次お答えいたします。

GIGAスクール構想につきましては、令和2年度末までに町内小中学校の児童生徒に1人1台の端末を導入したほか、大容量ネットワーク整備、家庭学習のための通信機器整備、ウェブカメラ・マイクなどの整備を終え、昨年度から各学校におきまして、1人1台端末を効果的に活用し、学習活動の一層の充実を図ってまいりました。

1年目となる昨年度は、町内の小中学校が同一歩調で研究を推進できるよう、GIGAス

クール推進委員会、研究主任等を中心に段階的なステップを踏んだ研究をスタートさせ、町内学校職員会などで講演会や研究・研修会などを行っております。

個別最適な学びと協働して学び合う探究活動の創出をテーマとして、端末を使い始めた昨年度は、楽しんで慣れることを目標といたしました。

まず、児童生徒には生活記録などの作成や健康チェック、タイピングアプリなどを通し、学年に応じて手書き入力、50音字入力、ローマ字入力など、端末への入力の仕方を学ぶことに時間をかけました。

小学校では、6年生が1年生に、5年生が2年生に教えていくという異学年交流を通した学びもあったとお聞きしております。

中学校では、4人1組の学習グループの形態を、学校目標の一つである「友愛」の言葉を使って「友愛モード」と名付け、お互いにわからないことを質問したり教え合ったりする形といたしました。

そして、黒板に向けた一斉授業の形を「前向きモード」と名づけ、授業の内容によっては従来の対面式授業とICTを活用した授業を組み合わせたハイブリッド型を前提にするようにいたしました。

入りに慣れるにしたがって、端末にセットされている各種アプリケーションを活用し、誰もが自分の考えや思いを伝えられ、意見交流も活発に行うことができるようになったとお聞きしております。

一方、教員側では、端末を使うことが苦手な先生や抵抗があった先生も、児童生徒の端末を使うことによる学習意欲や表現力の高まりを目の当たりにし、積極的に端末を活用しようとする意識が強くなり、教員同士の教え合いやほかの学級の授業参観、校内研修などを通じ、ICTのスキルを高め、授業で毎日使う、どこでも使う、とにかく慣れるということをご心掛けてまいりました。

昨年の8月、9月には親子体験教室を開き、保護者に授業での端末の使い方や効果などを知っていただき、ネットの使い方や気をつけたいことを親子で話し合うなどの取組も実施したところでございます。

さらには、学びを止めないことを目的に、端末を家庭に持ち帰って使用する試行的な運用を行ったところでありますが、その後の学級閉鎖の際などは、オンライン授業にスムーズに移行できたものと考えております。

また、コロナ禍にあっては、児童生徒が一堂に会せないときに、端末を使ってオンラインで児童集会などを行ったりする工夫もされているところでございます。

そのほか、坂城小学校におきましては、端末を校外での地域学習に活用し、ふるさと坂城のCMづくりをしようと、ブドウ、ワイン、村上義清、ねずみ大根、バラ、日本刀など、グルー

プごとにまとめた動画をテレビ局のふるさとCM大賞に応募し、見事受賞したところでございます。

2年目となる今年度は、昨年度の実践を基に、小学校の授業においても4人グループの学び合いによる協働学習を広げ、量から質へと移行した主体的・対話的で深い学びのある授業展開や、家庭学習での活用などを目指しております。

今年度も小中学校でそれぞれ公開研究授業日を設け、教員が授業を公開したり参観したりする中で、その後の意見交換や講演会を開くなど、児童生徒の学力向上と教員の授業力向上を図っていきたいと考えております。

次に、園及び学校間の連携についてお答えいたします。

町には、保育園が3園、私立幼稚園が1園、小学校が3校、そして中学校が1校あり、距離的にコンパクトでまとまりやすい環境にあり、「坂城の子は坂城で育てる」をスローガンに子育て支援を行っております。

町では、ゼロ歳から18歳までの子どもに対し切れ目のない支援を行うために、平成30年度から教育委員会の中に子育て支援室を設けたところであります。

町では、ほかの市町村と同様に、ゼロ歳から3歳児までの乳幼児健康診査と、1歳6か月から3歳児を対象とするフォロー教室を実施しておりますが、3歳児健康診査以降から就学までの間、保健師などの専門職の関わりが薄くなることが懸念されたことから、町では独自に町在住の5歳児全てと保護者を対象に、子どもの個性や特徴に合わせた適切な発達支援を目的としたすくすく相談事業と、町内保育園、幼稚園に通園する6歳児を対象としたすくすくランド事業を行っており、就学相談につなぐ形としております。

これらの事業には、公認心理師、保健師、保育士、家庭児童相談員、子育て支援センター所長、教育コーディネーター、教育・心理カウンセラーなどがスタッフとして関わり、就学に向けて、子どもの特性に応じた適切な学びの場を検討する町の教育支援委員会につながっているところであります。

町の教育支援委員会で支援が必要と判断された児童につきましては、小学校入学前に、園や小学校の関係者が集まって移行支援会議が行われ、保護者同席の下、園から小学校へ配慮や効果的な支援などの支援情報が引き継がれております。

小学校では、その支援情報を基に校内の教育支援委員会を開く中で、その子にとって小学校での適切な校内環境や発達支援を検討し、円滑な移行を進めております。

また、町の教育支援委員会の調査員は、町内の児童が通っている園や小学校を巡回訪問し、継続的に支援を行っているところであります。また、小学校から中学校への移行においても同様な支援が行われているところでございます。

町といたしましては、今後もこのような幼保・小・中での連携や関係機関との連携を大切に

し、その強化に取り組むとともに、情報を効果的な支援につなげるよう努めてまいりたいと考えております。

8番（栗田君） 先ほども言いました、中学校で行われたGIGAスクール構想がどのように行われているかというのを、坂城町の小中学校の先生方皆さんが見て、全ての授業がコンピューターの端末を使って行われたところを見て、その後、信州大学のほうから来られている准教授の方からいろいろお話を伺ったわけですが、そのときに、その准教授の方が言っておられたのが、対面教育というものと端末を使ってのやり方でどこが違うかということ、その方のおっしゃっておられたのは、貧しい人に魚をあげるか、あるいはそれよりも魚の釣り方を教えるか。このGIGAスクール構想というのは、その釣り方を教えるほうのものだという言い方なされておられて、なるほど、そういうことかと。それを使うことによって、個人個人、一人一人に最適な学習ができる。それから、生涯にわたってそれをツールとしていろいろな形で勉強できると。そのために、今いわゆるITリテラシー、コンピューター・リテラシーを身につけることが大事なんだと。

私もそれについては大賛成なんですけれども、やはりどっちかということ、確かに魚をあげるだけじゃ駄目、お魚の捕り方を教える。でも、その先には、私が考えるに、どの種類の魚を釣るか。やっぱり内容が問題になってくるというふうに考えますので、ただ、このGIGAスクール構想というのは、まだ2年目ですので、そういった内容はどうなっているかということについてはまだ先の話で、私はそういうふうになっていったとき、子どもたちが自分たちでプログラミングしたり、あるいは自分たちで授業を、先生の授業をコンピューターを使って撮って、言わばユーチューブのような形でその授業をみんなで見て、いろいろな話合いをするとか、そんな形でも利用できると思って見ていたんですけれども。これは今のところは、私は結構成功している例じゃないかというふうに思っています。

それから、坂城高校については、その後、数日してから坂城高校の校長先生にお会いして、私はちょっと、もっと坂城高校がどんどん支援してくれればいいなというようなことを校長先生はおっしゃるかなと少し期待していたわけですが、全くそんなことはなくて、これほど十分な手厚い支援をいただいている高校はほかにないんじゃないかと。確かに、生徒たちの様子を見ても、コンピューターの導入によってものすごく前向きな形で勉強が進んでいる、そういう感じがいたしました。校長先生の話によれば、坂城町には感謝しかないと、こういう形でしたので、それはよろしかったなというふうに思っています。

これから、農業問題に関しては、国のほうの方針とかもまだまだはっきりと出ているわけではございませんので、引き続き非常に重大な問題だと考えますので、これからも引き続きそれについて私の一般質問の中に入れていきたいと思っております。今日は、ここまでで終わります。

議長（小宮山君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日10日は午前9時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労様でした。

(散会 午後 2時27分)

6月10日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 13名
- | | | | |
|------|----------|------|----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 9番議員 | 朝倉 国勝 君 |
| 2 " | 大森 茂彦 君 | 10 " | 滝沢 幸映 君 |
| 3 " | 山城 峻一 君 | 11 " | 吉川 まゆみ 君 |
| 4 " | 祢津 明子 君 | 12 " | 西沢 悦子 君 |
| 6 " | 大日向 進也 君 | 13 " | 塩野入 猛 君 |
| 7 " | 玉川 清史 君 | 14 " | 中嶋 登 君 |
| 8 " | 栗田 隆 君 | | |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|---------|
| 町 長 | 山村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮崎 義也 君 |
| 教 育 長 | 清水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 大井 裕 君 |
| 総 務 課 長 | 臼井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 伊達 博巳 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 竹内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 堀内 弘達 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹内 祐一 君 |
| 建 設 課 長 | 関 貞巳 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 長崎 麻子 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 鳴海 聡子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 | 宮嶋 和博 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮下 佑耶 君 |
| 財 政 係 長 | 竹内 優子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 細田 美香 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | |
| 子 ども 支 援 室 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 議 会 書 記 | 柳 澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前 9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-------------------|------------|
| (1) 町の情報発信についてほか | 滝 沢 幸 映 議員 |
| (2) 健康寿命の延伸についてほか | 吉 川 まゆみ 議員 |
| (3) 住民の生活を守るためにほか | 祢 津 明 子 議員 |
| (4) 安心安全な町づくりをほか | 玉 川 清 史 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（小宮山君） 最初に、10番 滝沢幸映君の質問を許します。

10番（滝沢君） 改めておはようございます。ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、先月21日に突然の別れとなりました中島新一議員の訃報に接し、故人とのこれまでの議員活動の日々を思うとき、今なお痛切の念に堪えません。ここに謹んで哀悼の意を表するところです。

さて、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は100日以上が経過しましたが、長期戦が予想され、いまだ和平に向けた道筋は見えません。そのロシアによる軍事侵攻で報道されているのが情報戦の一面です。プロパガンダ、情報操作、捏造、フェイクニュース等、世界をあらゆる情報が飛び交っております。何が正しく何がフェイクなのか、情報を受け取る私たちの目利きが問われる時代であります。では、本題に入ります。

1. 町の情報発信についてとして取り上げます。私たちが受け取る町からの情報は、日々の生活の中で大変重要で不可欠の位置づけにあります。言うまでもなく行政情報は町民一人一人に寄り添い、必要な情報を必要なときに必要な人に正確さと迅速さが求められるわけですが、当町の場合、この取組はここ4年ほどの間で飛躍的に充実してきていると評価をするところです。特に防災行政無線同報系・移動系の整備は、日常の行政情報に加え、有事の際には情報伝達としてその機能を十分に発揮させることが期待でき、町民の安心・安全につながっております。

この防災行政無線を含め、「広報さかき」、町「すぐメール」、町ホームページは、町の情報発信の中心的役割を担っていると捉えています。また、この議会一般質問のライブ配信も情報発信の重要な位置づけであります。今後のさらなる充実を見据え質問いたします。

まず、イ．町の情報発信の状況はとして、1点目、「広報さかき」の配布状況はについて質問いたします。毎月の発行でその時期に合わせた情報が集約されていて、ボリュームのある内容です。現在の世帯数、事業所、アパートの配布状況を含め伺います。

2点目に、町ホームページの状況はについてです。以前、リニューアルでのご答弁で、レスポンシブデザインを採用とありました。実感としてデザインが刷新され、パソコンでも画面に合わせて見ることができ、スマートフォンでも非常に見やすく内容も充実し工夫がされております。リニューアルして1年が経過しましたが、町の評価はどうでしょうか。また、アクセスの特徴、閲覧状況などはどうでしょうか。伺います。

3点目に、町「すぐメール」の状況はについてです。防災行政無線と連動もされ、日々の情報が迅速に一番多く発信されているツールと理解をしております。導入されて7年半余りが経過しますが、現状はどうでしょうか。ここ3年の登録数の推移と、関係機関及び職員間での活用の状況は。また、登録勧奨への取組はということで伺います。

次に4点目、町公式ユーチューブチャンネルについて質問いたします。次の項目でも動画配信について質問しますが、近年、動画配信は様々なツールを駆使し、急速に伸びてきている状況にあります。当町ホームページでも、これまでバラ公園、169系、健康体操、段ボールコンポストの紹介などを配信されておりましたが、本年新たに町の春夏秋冬、桜の名所5選などが加わりました。美しい映像とBGMがマッチし、豊かな自然が表現され、町の魅力発信に大いに貢献されるものと期待をしております。では、このユーチューブチャンネル開設の目的と活用状況はということで伺います。

次に、ロ．今後の取り組みについて質問いたします。

1点目、「広報さかき」において動画配信の活用を。前段で町ホームページでの動画配信について取り上げましたが、QRコードもまた優れたツールであります。現在も町広報などで活用され、ショートカットでウェブ上のページにアクセスが可能という利点があります。また、動画の持っている魅力と発信力は大きく、より注目度を引くことにつながると考えております。

公式ユーチューブチャンネル、また、メディアで取り上げられた町の地域活動のレポート情報など、先日も5月29日に開催された葡萄酒マルシェの様子もメディアで取り上げられておりました。QRコードと広報のマッチングで動画配信ができれば、情報発信としての効果があるのではないのでしょうか。つきましては、QRコードを活用してより効果的な情報発信の考えはということで伺います。

次に2点目、情報発信のツールとして活用の幅が大きいLINEを活用する考えはについて

質問いたします。SNSはデジタル化の革新の中、スマートフォンの普及と多様化が進み、現代人において今後も必須のツールになっていくことは間違いないと思われま。当町ではSNSのツールとして、ツイッター、フェイスブックなど活用されていますが、現在、多くの自治体がLINEの活用に取り組んできております。様々な運用で効果があるとされておりますが、ここでは情報発信のツールとして取り上げたいと思います。

まず、SNSの現状ですが、ICT総研のデータによりますと、2022年末にはネットユーザーが8,241万人で、そのうちSNSの利用率は83.3%に達すると推計し、2020年のアンケート調査では、LINEの利用率が77.4%、ツイッターが38.5%、ユーチューブが23.2%、フェイスブックが21.7%などとなっています。このようにLINEの利用状況はアップしていて、高齢者の利用も進んでいる状況も見てとれます。では、町としてLINE活用へのお考えを伺います。

以上につきまして質問いたします。

町長（山村君） ただいま滝沢議員さんから、1番目としまして町の情報発信についてということで、「広報さかき」やホームページ、「すぐメール」などについてご質問いただきましたが、私からは、町の情報発信における全般的な考え方とLINEの活用についてお答えし、そのほか詳細につきましては、担当課長から答弁いたします。

当町では、ご質問にあります「広報さかき」や町のホームページ、登録制のメール配信「さかきまちすぐメール」のほか、防災行政無線やSNS、ツイッター、また防災WEBなど多種多様な媒体を活用した情報発信を行っております。

中でも、「つながるあんしん坂城町」をキーワードとして、町民の皆様お一人お一人が、安心して生活していただける環境整備を目指し導入した同報系の防災行政無線につきましては、平成30年の運用開始から5年目を迎え、緊急時だけでなく、平時から朝、昼、夜の定時のお知らせや、正午をお知らせする放送など、町民の皆様にとっても身近でなじみ深い情報取得の媒体になっているものと考えております。

当町では、様々な媒体が持つそれぞれの特性を生かした情報発信に努めており、「広報さかき」では、発行する月ごとにタイムリーな情報を、また、ホームページではごみの出し方から町の各種計画まで、利用者が知りたい情報を知りたいときに得られるよう、膨大な情報を掲載するほか、随時の更新が可能という即時性を生かし、広報紙よりもさらにタイムリーなお知らせの掲載や、写真と文章で、その日にあった町の出来事をお知らせする「さかきのできごと」などの掲載を行っております。

しかしながら、これら広報紙やホームページは、情報を受け取る側の能動的な、自ら広報紙を読む、ホームページを閲覧するという行動が必要になりますので、これを要しない、受動的ないわゆるプッシュ型の情報発信ツールとして、随時に音声放送による情報発信を可能とする

防災行政無線と、放送を聞き逃した場合や、ご自宅または町内にいなくても放送内容を受信できるよう、「すぐメール」、ツイッター、防災WEBでの同時配信により補完する多層的な情報発信を行っており、特に災害時におきましては、最大の効果を発揮するものであります。

なお、災害時における防災行政無線の緊急放送時には、「すぐメール」、ツイッター、防災WEBの同時発信に加え、町内エリアにいる全ての方の携帯電話に対し強制的に配信をする緊急速報メールと、上田ケーブルビジョンの放送画面へのL字放送での配信も行いますので、情報発信はさらに多層的になってきております。

特に、当町における同報系防災行政無線につきましては、ほかの自治体の例にある屋外スピーカーのみの運用ではなくて、町内各戸・事業所に戸別受信機を配布し、より確実に情報を伝える仕組みを整備したことは、当町の情報発信における大きな特徴であり強みでもあります。この特徴を最大限に生かし、プッシュ型情報発信については、防災行政無線を中心とした情報同時配信の着実な運用について今後も進めてまいります。

また、近年の取組としましては、予防接種や乳幼児健診の日程等のほか、子育てに関する様々な情報のプッシュ通知が可能な子育て応援アプリの導入や、動画配信サイトユーチューブにおける町公式チャンネルの立ち上げなど、さらなる情報発信の多様化について進めているところであります。

次に、LINEの活用についてであります。LINEに限らず、SNSやスマートフォンアプリなど新たなツールの活用につきましては、手軽さや利便性の向上につながることも多い反面、こうしたICTツールの活用における個人情報の取扱いには注意を要するケースもございます。

行政が保有し、取り扱う情報は様々で、秘匿性の高い情報や個人情報もある中、SNSなど広く不特定多数のユーザーに一律に提供するサービスでの情報管理は課題もあると認識しております。そうした中で、LINE社におけるデータ管理の一部が海外のサーバーで行われていたことなど、情報の管理体制等を考慮すると、現時点においてはLINEの導入は考えてはいない状況であります。

今後、新たにSNS、スマートフォンアプリなどについて導入の検討を行うにあたっては、メリットだけでなく、安全性を十分に精査した上、活用方法などの検討をしていく必要があると考えているところであります。

企画政策課長（伊達君） 私からは、イ. 町の情報発信の状況はのうち、「広報さかき」の配布の状況と町ホームページの状況、町公式ユーチューブチャンネルについて、また、ロ. 今後の取り組みについてのうち、「広報さかき」において、動画配信の活用をについてお答えいたします。

最初に「広報さかき」の配布状況について、最新の広報6月号の町内への配布状況から申し

上げますと、町内への配布は、ほかの配布物と合わせて行っており、事業所を除いた一般世帯への配布数は5,008件で、このうちアパートの方は149件となっております。また、町内事業所につきましては、ご希望をいただいた事業所へ配布をしており、配布数は31件となっております。

次に、町ホームページの状況はについてであります。町ホームページにつきましては、昨年3月にリニューアルを行い、全体の構成の見直しやデザインの一新を行ったほか、音声読み上げ機能や、文字サイズ・文字色・背景色の変更機能などの閲覧支援機能も充実させ、利便性や機能性、また、視覚面でのPR力向上を図ったところであります。

アクセスの特徴はとのご質問であります。トップページへのアクセス数は、昨年度中の令和3年4月から本年3月までの集計を見ますと、1日の平均が約900件、月平均にしますと約2万7千件、年度合計では32万件を超えるアクセスをいただいている状況でございます。

また、内容別に見ますと、昨年度から新型コロナワクチンの接種が開始されたことを受け、年間を通じて最もアクセス数の多かった記事は「新型コロナワクチン接種方法等について」でありました。

このほかにも、やはり、新型コロナウイルス関連の記事へのアクセス数が多い状況ではありましたが、その他一般の記事としましては、「さかき千曲川バラ公園」、「町立図書館」、「和平公園」、「びんぐしの里公園」といった町施設を紹介する記事や、「今月の当番医」、「ごみの分別方法」、「ハザードマップ」、「町循環バス」、「サンデーリサイクル」など、生活に密着した記事の閲覧も、年間を通じて多くあったところであります。

また、リニューアル後のホームページの評価についてであります。リニューアルの際、ホームページの各記事について、閲覧された方がわかりやすさ、見つけやすさ、参考になったかの評価を投稿できる機能を追加しており、この評価結果から見ますと、見つけにくいなど、評価の低い記事はおおむね15%以下にとどまり、そのほか15%程度がどちらでもないとの評価で、70%以上は見つけやすいなど、高い評価をいただいたところであります。

なお、評価の低い記事としましては、特に新型コロナ関連の記事に集中したことから、現在は、トップページの見つけやすい位置に「新型コロナウイルス感染症関連情報」のボタンを配置し、あわせて構成についても記事の内容別に分類を改めるなど改善を図ったところで、今後も、いただいた評価を参考にしながら、よりよいホームページとなるよう改善を進めてまいります。

続いて、町公式ユーチューブチャンネルについてであります。新型コロナウイルスの感染拡大により、学校の臨時休業や外出の自粛、イベントの中止などが相次いだ令和2年には、町におきましても、例年多くの方に楽しんでいただいていたばら祭りの中止を余儀なくされました。

この事態の中、せめて、美しく咲くバラの動画をご自宅で楽しんでいただくため、さかき千曲川バラ公園を撮影した動画をユーチューブに掲載したことが、公式チャンネル開設のきっかけでありました。

以来、コロナ禍にあり、大勢の方が一堂に集まるのが難しい状況から、リモートやオンラインを活用したイベントとして、さかきふれあい大学教養講座の動画掲載や、コンサートのライブ配信などのほか、外出機会が減ることで陥りがちな運動不足の解消のために、自宅でできる体操の動画や、広く一般に坂城町の四季折々の風景を知っていただき、楽しんでいただけるよう作成した動画「信州さかき 春夏秋冬」、また、保存会会員の皆様のご協力により、ドアなどが稼働するようになった169系電車を紹介する動画など、様々な動画を掲載しているところであります。まだ発展段階ではありますが、令和2年6月の開設以来、現在公開中の動画は13件、チャンネル登録者数は220人、掲載した動画の総視聴回数は、約4万回となっております。

今後も、町からの情報発信や、お知らせの手法として動画が適している場合や、コンサートのライブ配信など、必要に応じ公式チャンネルの活用を図ってまいりたいと考えております。

最後に、「広報さかき」におけるQRコードの活用とのことでありますが、「広報さかき」は紙媒体でありますので、スペースの都合により詳細な説明が難しい場合や、日々状況が変化する情報であって、月々の広報発行のタイミングでの詳細な内容掲載が間に合わない場合など、現状におきましても、「広報さかき」にQRコードを表示し、町ホームページ等に掲載した情報にスムーズにアクセスしていただけるよう活用を行っているところであります。

広報紙におけるQRコードの活用につきましては、今後もこうした考えを基本としつつも、情報をお知らせする形態として動画が最適であり、かつ、対応する動画を作成した場合、あるいは、政府広報のような既存の動画を紹介することが有効な場合など、状況に応じた対応を検討してまいりたいと考えているところでございます。

住民環境課長（竹内君） 私からは、伊の町の情報発信の状況はのうち、「さかきまちすぐメール」の状況についてお答えいたします。

「さかきまちすぐメール」は、防災・災害に関する情報をはじめ、地域の安心・安全のための情報のほか、町からのお知らせなどを文字でお伝えする登録型メール配信サービスとして、平成26年12月から運用しているところであり、登録に際しては、防災情報と安心・安全情報、坂城町からのお知らせ、坂城町イベント情報の4種類の配信カテゴリの中から受信したい情報を選択していただく形で、複数のカテゴリの登録も可能となっております。

ここ3年間の登録者の推移ではありますが、最も利用登録者数の多い防災情報のカテゴリにおける各年度3月時点の状況で比較いたしますと、令和元年度が2,034人、2年度が2,161人、3年度は2,351人と、年々増加傾向となっております。

次に、関係機関における活用状況ですが、小中学校、保育園、児童館におきましては、保護者への連絡事項の伝達等に活用しているほか、消防団におきましては、災害や訓練の出動要請をはじめ、各種伝達や情報共有にも活用しているところでございます。

また、平成27年2月には、千曲警察署及び千曲坂城消防本部と「すぐメール」の運用に関する協定を締結し、犯罪情報や火災情報などを直接配信していただくことにより、迅速かつ正確な情報を提供できる体制としております。

職員間におきましては、災害時等職員の参集や状況把握などの情報伝達のほか、各課の一斉連絡手段としても活用しており、毎年、有事に備える中で、定期的に配信訓練も実施しているところであります。

次に、登録者数増加の取組といたしましては、町ホームページのトップページにバナーを張り、登録のご案内をしており、また、毎月の「広報さかき」の裏表紙にも登録方法を掲載し、QRコードを通して直接アクセスできるよう工夫をしております。また、区長会や分団長会、町総合防災訓練等の際にも登録を呼びかけているところであり、今後も引き続き、会議やイベントなどの機会を捉えて登録を呼びかけてまいりたいと考えております。

今後も「すぐメール」が町民の皆様にとって、より有効な情報取得手段として認知度を高め、さらに多くの皆様に登録していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

10番（滝沢君） 町長、担当課長より詳細な答弁をいただきました。やはり、この情報発信というのは、前段でも申しましたが、町の一番重要なテーマであり、大切なことでありますので、今ご答弁いただきました内容を含めて、これからも進めていただきたいと思います。

特に「広報さかき」ですが、今全体で5,008件ということで、大体世帯数の8割ぐらいは配布されているのかなというふうに思ったんですが。私も昨年、御所沢区で経験したあれで見ますと、やはりアパートなんかの区に属していない方の対応ですね。やはりこちら辺が今後の課題かなということで、昨年も御所沢区では四、五十件新たに配布ということで進めさせていただきましたけれども、やはり町内全体を見ると、まだこういう世帯の方がいらっしゃるのかなというふうに感じております。

それと、ホームページに関しては、おおむね70%くらいの方が高評価であるということで、素晴らしい成果であると思っております。アクセス数も1日約900件で、年間を通して32万件って、ちょっと私はほかのあれと比較がわからないんですが、非常に件数としては多いんじゃないかなと。やはり大事な情報が町のホームページには盛り込まれているので、やっぱりそういうことから情報を得るということは、これは大変重要な取組であるというふうに思っております。

「すぐメール」につきましても、これを私が以前一般質問に取り上げたときは、ちょうど導入半年後のときだったんですが、そのときが大体1,200名ということでありましたから、

今はほぼ倍増しているということになりますので、やはりこれも先ほどのホームページ、防災行政無線と非常にリンクしている部分がありますので、今後も啓発活動、周知を含めてお願いをしたいと思います。

町の公式ユーチューブチャンネルについては、動画配信のあれ等も、「広報さかき」も含めて、まだすぐということにはならないと思いますけれども、いろいろ検討していただいて、利用していただける場所はお願いをしたいと思いますというふうに思っております。

LINEのほうは、今、町長のほうからまだ現状ではお考えがないということでございしましたが、これもまた他自治体の事例などを参考に研究をしていただきたいと思います。

そんな中でちょっと再質問させていただきます。まず、町ホームページについて伺います。1点目、町公式ユーチューブチャンネルについてですが、これは非常によい企画だと思います。ただ、このサイトがちょっと見つけづらい点がありますので、トップページに見つけやすい表示、そういった工夫等ができないでしょうか。

2点目に、町の新たなPR動画作成の考えはということで質問いたします。先ほどご答弁いただきました「信州さかき 春夏秋冬」、桜の名所5選は、風景動画としては大変優れていると感じておりますが、次のステップとして、例えば農業、商工業の現場で働く人々や、町の地域の祭りや町民の暮らしや営みが見える動画も発信力があり、活力にあふれた町の魅力発信につながるのではないのでしょうか。そのお考えを伺います。

3点目に、「さかきまちすぐメール」についてですが、現在、町内には448名の外国籍の方がいらっしゃいます。その外国籍の方への対応として、今後、外国語表記などの配信の工夫はできないでしょうか。また、リニューアル、バージョンアップへのお考えはどうでしょうか。お尋ねいたします。

以上、3点につきまして再質問いたします。

企画政策課長（伊達君） 再質問をいただきました。3点でありますけれども、私からはユーチューブの関係と町のPR動画の関係についてお答えをさせていただきます。

まず、町の公式ユーチューブチャンネルのサイトが見つけづらいということで、ホームページのトップの目立つ場所ですとか、そういった工夫ということでもありますけれども、ホームページのトップ画面には様々な情報を掲載しております。その全てを目立つ場所にというのは、これは現実的には困難でございますので、現状では優先度の高いものですとか、需要の多いものを主として目立つ場所に配置をしているという状況でございます。

ユーチューブの公式チャンネルあるいは動画へのリンク、誘導につきましては、ホームページ全体の利便性ですとか今後の需要などを勘案する中で、必要に応じてボタンあるいはバナー等の配置について検討してまいりたいと考えているところでございます。

それと、新たなPR動画ということで、例えば町民の方が働いている姿ですとか、生活の風

景ですとかというようなご提案を頂戴しましたけれども、先ほどの答弁でもお答えしましたとおり、本年3月に新たな町のPR動画として、「信州さかき 春夏秋冬」あるいは「信州さかき 桜名所5選」といった動画を掲載したというところでございます。

当面、これらの公式チャンネルに掲載した動画の再生状況ですとか、また動画でお知らせをするという手法そのものの効果あるいは需要の検証を行う中で、必要性、場面に応じた活用を検討していきたいと考えているところであります。

また、例えば人物、人を映すということになりますと、なかなかちょっと権利関係の部分でも課題があるということでございますので、そういった部分も含めた中で、活用については検討していきたいと考えているところでございます。

住民環境課長（竹内君） 私からは、「すぐメール」に関する2点の再質問についてお答えいたします。1点目の「すぐメール」の外国語表記による配信についてであります。昨今の外国人在住者の増加などを踏まえ、外国語での情報発信は今後の課題であると認識しているところであります。「すぐメール」の外国語配信機能や自動翻訳機能の導入など、検討してまいりたいと考えております。

2点目の「すぐメール」のリニューアル、バージョンアップの予定についてであります。町は「すぐメール」配信事業者と利用契約を締結する中で運用しておりますので、システムの更新については、配信事業者において行われるものでございます。なお、配信事業者からは現行のメール配信に加え、通信アプリ等を利用した配信や他言語での配信機能を追加するなど、新たなシステムへの移行を予定していると伺っているところでございます。

10番（滝沢君） 再質問にご答弁いただきました。ホームページも何でもかんでもというわけには当然いかないと思いますので、優先順位が重要であるということは理解をいたしました。今後も優先順位ということは大事なことで、それに基づいて見やすい画面にさらにつなげていただくようお願いしたいと思います。

PR動画につきましても、やはり人が画面に映るということは個人情報を含めて困難さもあると思いますけれども、やはりそういう人の笑顔とか働く姿というのは、やはり一番感情に訴えてくるものがあって、坂城町は本当に生き生きと皆さん暮らしているんだなということを知っていただける画面になると思うので、今後、現状を踏まえながら、またご検討をいただければありがたいと思います。

「すぐメール」につきましても、やはり同じ町民でありながら情報が届かないということは、やはり、特に有事の際にはそういうことは避けたいんですけれども。先ほど課長のほうから別のメール、いろんな機能で災害時には届くというようなシステムがあるということはおっしゃっていただきましたけれども、やはりそれを含めて身近な町の情報ですね、そういうこともやはり発信していく必要があると思いますので、また今後そういう検討もお願いしたいと思います。

す。

では、まとめということで進めさせていただきますが、インターネット、SNSは非常に便利なツールであります、使用する側にも注意が必要であります。おととい、長野市のホームページで偽のコピーサイトの問題が報道され、注意喚起がされておりました。私たちは使用する際には十分に確認をして当たることが重要であるというふうに感じたところであります。

いろいろ質問をさせていただきましたけれども、新たな整備には費用対効果と優先順位ということが必要であるということは理解をいたしました。様々な観点からの研究・検討をお願いをするところであります。

1点、京都府南丹市で本年2月に起こった事例であります、市が行政上の大規模な断水を実施した際、市民に十分な情報が伝わらず、4日間から5日間不便な生活を強いられたということが報道でありました。市は防災無線を通じ通知をしたものの、多くの市民の耳に届かず、断水は突然と受け止められ、市民の混乱が発生しました。後に市長はLINEやフェイスブックの公式アカウントを使った発信など、あらゆる手段を駆使し広報する必要があったと対応改善を進める意向を示したということでした。

有事の際の情報伝達は緊急性が求められ、情報を発信したということより、情報が確実に町民の下に届いたということが重要であります。当町の場合、充実したツールが整備されておりますが、今後も複合的に活用され、町民の安心・安全、豊かな暮らしに結びつく情報発信とさらなるグレードアップを含めお願いするところです。

もう1点は、今後新たに町PR動画を作成される場合は、当町出身の演奏家の採用もぜひご検討いただきますよう併せてお願いいたします。では、次の表題に移ります。

2. 健康長寿社会に向けてについて取り上げます。県は4月1日時点の年齢別人口推計を発表し、人口に占める65歳以上の高齢者の割合、高齢化率は32.8%で、過去最高を更新したとの報道がありました。進む長寿社会に向け、いつまでも元気で健康に暮らせる取組が求められるところです。

その中、コロナ感染症拡大が収まらず、3年目というつらい状況が続いております。私の地域を見ましても、いわゆる巣籠もりが続き、高齢者が外に出る機会や人との関わりも失われている状況があります。そのコロナ禍の影響でしょうか。高齢者の方でここ一、二年余り、骨折などをされる方が増えております。中には自宅に帰ることができず、そのまま高齢者福祉施設に入所された方もおられ、運動機能と活力の低下が危惧されるところです。

では、次につきまして質問をいたします。

イ. 医療及び介護の状況について

1点目、2018年度から2020年度の国民健康保険、後期高齢者医療加入者それぞれの傷病状況の推移は。また、この間における介護保険新規認定者数と介護認定者における介護度

の状況はどうでしょうか。

次に、ロ. 介護予防事業、健康増進事業について質問いたします。

1点目、コロナ禍での状況と今後の取組は。コロナ感染症拡大の影響で様々な活動が制限されてきたと思われませんが、現状とウイズコロナ、アフターコロナを見据え、今後の活動実施が望まれるところです。いきがい広場、地域支援グループ活動、健康増進事業等の状況と取組はということで伺います。

以上、質問いたします。

福祉健康課長（堀内君） 2. 健康長寿社会に向けてのご質問に順次お答えいたします。

厚生労働省によりますと、2019年の健康寿命は、男性が72.68歳、女性が75.38歳で、前回の2016年の調査から、男性で0.54歳、女性で0.59歳伸びている状況であります。

また、2019年の平均寿命は、男性が81.41歳、女性が87.45歳で、健康寿命との差は男性が8.73歳、女性が12.07歳となっています。

平均寿命と健康寿命との差は、日常生活に制限のある期間と考えられることから、疾病予防と健康増進、介護予防などによってこの差を縮めることにより、生活の質の低下を防ぐことが重要となってまいります。

最初に、国民健康保険と後期高齢者医療保険に加入する被保険者の医療の状況についてお答えします。町内での国民健康保険被保険者は2022年3月末時点で2,809人、町の人口に占める割合は19.6%、また75歳以上が加入する後期高齢者医療保険の被保険者は2,999人で、町の人口に占める割合は20.9%であります。

まず、国民健康保険被保険者の2018年度から2020年度のそれぞれの傷病状況の推移であります。各年度とも同じ傷病で、多い順に高血圧症、脂質異常症、糖尿病となっております。

次に、後期高齢者医療保険被保険者の2018年度から2020年度、それぞれの傷病状況の推移は、こちらも各年度同じで、一番多い傷病は高血圧症で、次に筋・骨格系の疾患、いわゆる骨折や関節症、腰痛、膝痛、そして3番目は糖尿病となっております。

続いて、介護保険新規申請者の要介護度別認定者数であります。2018年度は要支援1が40人、要支援2が15人、要介護1が48人、要介護2が27人、要介護3が19人、要介護4が19人、要介護5が11人、自立が3人で、新規認定者数の合計は182人。

2019年度は要支援1が38人、要支援2が22人、要介護1が39人、要介護2が17人、要介護3が18人、要介護4が18人、要介護5が10人、自立が5人で、新規認定者数の合計は167人。

2020年度については要支援1が55人、要支援2が17人、要介護1が57人、要介護

2が16人、要介護3が11人、要介護4が21人、要介護5が13人、自立が5人で、新規認定者数の合計は195人となっております。

また、2018年度の介護度別の新規・更新等を含めた介護認定者数は、要介護1（同日「要支援1」に訂正あり）が87人、要支援2が81人、要介護1が165人、要介護2が109人、要介護3が97人、要介護4が136人、要介護5が88人で合計763人。

2019年度では、要支援1が88人、要支援2が83人、要介護1が178人、要介護2が102人、要介護3が87人、要介護4が134人、要介護5が101人で合計773人。2020年度については、要支援1が118人、要支援2が83人、要介護1が192人、要介護2が92人、要介護3が95人、要介護4が134人、要介護5が88人で合計802人といった状況であります。

続いて、ロ．介護予防事業、健康増進事業についてのご質問であります。まず、いきがい広場事業につきましては、介護予防事業として町が社会福祉協議会に委託して実施しております。町内にお住まいの65歳以上の介護保険サービスを利用されていない方を対象に、体操や運動、様々なレクリエーションを通じた健康づくりをはじめ、手芸等の趣味活動や季節の行事など参加者同士で交流を楽しめる憩いの場として、多くの皆さんにご利用いただいております。

2021年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、利用者の皆さんにお集まりいただく活動はできませんでしたが、自宅でできる脳トレ用の資料の配布や、訪問・電話による生活状況の確認など、人と人のつながりが途絶えないよう工夫しながら活動をしてまいりました。

また、最近の状況といたしましては、基本的な感染予防対策のほか、時間を短縮し人数制限をするなどして、4月8日からふれあいセンターでの活動を再開し、県の医療警報の解除と感染レベルの基準の見直しにより、5月26日からは老人福祉センター夢の湯での活動も再開したところであります。

次に、地域支援グループ活動についてであります。この活動は、誰もが地域の一員として参加でき、家に閉じ籠もりがちな方などにも参加を促し、地域住民同士のつながりや支え合いを推進するグループ活動としております。活動の内容といたしましては、月に1回程度公民館や集会所などで手芸、歌、健康体操などを行っております。現在12グループが活動しており、今年は新たに1グループが立ち上がる予定とお聞きしているところであります。

これらの地域支援グループへの活動支援としましては、各グループの要望に基づき、理学療法士などの講師を派遣し、介護予防体操の指導や、ヨガ、レクリエーション活動を中心に行っております。グループの活動方針や頻度にもよりますが、年に2から8回の講師派遣を行っており、グループの参加者からは、専門家に教えてもらうのはよい刺激になるのでありがたいといったご意見をいただいているところであります。

2020年以降は新型コロナウイルス感染症の予防対策のため、各グループとも活動を休止していましたが、2022年4月時点では全てのグループが活動を再開しております。

続いて、健康増進事業につきましては、月曜日と水曜日に開催する二つのグループがあり、老人福祉センター夢の湯を会場に介護予防体操を中心に活動しております。この事業におきましても、地域支援グループ活動への支援と同様に講師の派遣等を中心に行っているところであります。

4月以降、再度感染者が増加する中、活動を自粛するグループも出るなど、地域の皆さんが思うように活動ができない状況もあったところですが、再開にあたりまして、感染状況を注視するとともに、マスクの着用や手指の消毒など基本的な感染予防対策を徹底する中で、参加人数の制限や午前と午後の2回に分けての開催とするなど、参加者の皆さんが安心して楽しんでいただける環境を整えたところであります。

今後につきましても、重症化予防のために多様な介護予防の取組や生きがいつくり、交流の場の確保など、心身の健康増進につなげ、地域活動の継続を支援してまいりたいと考えております。

すみません、失礼いたしました。1点訂正をお願いいたします。申し訳ありません。

先ほど、答弁の中で2018年度の要支援1が87人というところを、要介護1と申し上げてしまいましたが、2018年度要支援1につきましては、87人といったことで訂正をお願いいたします。

10番（滝沢君） 担当課長よりご答弁をいただきました。それぞれ国保、それから後期高齢者医療、介護認定者の数字をずっと答弁いただいたわけですが、病気関係では生活習慣病に起因した症状がやはり、これは全国的な流れではありますけれども、やっぱりそういう方が多いのかなということを確認させていただきました。

中には、後期高齢者医療の2番目のところで、様々なけがにつながるような状況、やはりこちら辺がちょっと気がかりといえれば気がかりですね。それから、介護認定者の方も年々増えてきているというあたり、やはりこれも今の流れの中にそういうのがあるのかなという気はしますけれども、やはりこちら辺の対策といいますか、取組ということは今後ご答弁をいただきましたけれども、大変重要なテーマだというふうに思っております。

それと、今後の介護予防事業とか健康増進事業ということでもご答弁いただきましたけれども、コロナ禍の状況ではなかなか開催もできずということで、その中でもやはり健康づくりということでは、自宅を訪問したりというようなことで工夫をされて、関係が途切れないような取組もしていただいているということ、これは非常に重要なことであるというふうに感じております。

徐々に再開をしていくということでご答弁をいただきましたので、最初のご答弁にありまし

た健康寿命の延伸ですね、これはやはり大きなテーマで、課長も言っていたらっしゃいましたけれども、やはり平均寿命と健康寿命の差をいかに縮めていくかということは、やはり大きなテーマであるということを思っております。

その中で、ちょっと1点だけ質問させていただきたいんですが、今ご答弁はいただきましたけれども、やはりこの3年余りにわたるコロナ感染症の影響というのは、町としてどうその影響を捉えているか、その点だけちょっとご答弁をお願いいたします。

福祉健康課長（堀内君） 再質問にお答えいたします。先ほど、最近3か年の傷病の状況、介護認定者数について申し上げさせていただきました。その中で、令和元年度に比べて2年度につきまして介護新規認定者数が若干増加しているということが見てとれます。ただ、このことからその原因について、一概に新型コロナウイルスの影響でということ、認定者数が増加したと申し上げることはまだ難しいかなというふうに考えております。

とは言いましても、コロナ禍におきましてふだん行っていた活動が中止になってしまったということ、外出する機会が減ってしまった、人と接する、交流する機会が減ってしまったということはよくお聞きします。

その間、先ほども申し上げましたけれども、いきがい広場の事業等につきましては、生活状況を確認するなど実態を把握した上で、自宅などで効果的に介護予防に取り組めるような支援を行うとともに、人とのつながりが途絶えることがないように努めてまいったところでございます。

今後も引き続き運動不足だけではなくて、人との交流が途絶えることがないよう基本的な感染対策を講じた上で、様々な工夫を行い、多様な介護予防の取組や生きがいづくり、交流の場の確保など心身の健康増進につなげてまいりたいと考えております。

10番（滝沢君） 再質問にご答弁いただきました。運動不足ということは、本当に我々の世代でも痛切に感じております。やはり、将来に向けてこれは一人一人大切なことだということを改めて感じたところでございます。

では、まとめということで参りたいと思います。町、地域では長引くコロナ感染症の影響で暮らし方が大きく様変わりしました。ようやくここに来まして感染状況も落ち着いてきてまして、これ以上感染が広がらないことを願うところです。

高齢者が笑顔で健康に暮らせる社会は家族、地域の安心と支え、そして活力につながります。今後も様々な機会を通しての取組をお願いいたします。

町では各種文化事業や3年ぶりのばら祭り、葡萄酒マルシェなどのイベントも町関係課、関係団体のご尽力とご配慮の下、開催をされてきております。この先も各種事業の開催が予定されておりますが、今の状況の中でできる方法を検討いただき、町及び地域の活性化と振興、にぎわいを取り戻すためにも力を尽くしていただけたらと思っております。よろしく願いいた

します。

以上、一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時56分～再開 午前10時06分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、11番 吉川まゆみさんの質問を許します。

11番（吉川さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

1. 健康寿命の延伸について

イ. 特定健診・一般健診について

誰もが幸せに暮らすためには、健康であることはとても大きな要因であり、健康寿命の延伸と不健康な期間の短縮や予防は極めて重要な課題です。町では、保健センターを中心に健康で生き生きと暮らせるまちづくりに向け、様々取り組んでいただいております。

さて、健康寿命の定義ですが、皆様もご存じのとおり、これは一生涯のうち、日常生活で支援や介護を要しない自立して生活できる期間のことを言います。つまりこの期間が長ければ長いほど、社会保障費の増大を防ぐことができ、住民一人一人が健康で暮らすことができます。町ではその延伸のために健康診査と保健指導に力を入れてまいりました。

昨年3月策定をいたしました第3次坂城町健康づくり計画「すこやか坂城21」の中では、特定健診受診率は年々上昇し、健康意識の定着が図られる一方で、生活習慣病の一つである糖尿病患者は増加しており、特に当町では75歳以上の後期高齢者の糖尿病患者数は長野県内で上位となっているとありました。

これは少子高齢化が進む中であって、大きな課題です。健診の定着化で早期発見、早期治療を進めていくことが、ひいては予防につながり、医療費増大を防ぐこととなります。

そこで町民の健康を守る健康診査について町の取組をお聞きいたします。

1点目として、健診の取組についてです。健診、健康診査のご案内申込書が1月末に保健補導員さんから配布されます。この配布から健診受診、保健指導までの流れと、またその間の啓発のための広報について、どのように取り組まれているのでしょうか。

2点目として、基本的なことですが、一般健診と特定健診の対象者はどのような方でしょうか。

3点目として、平成29年度から令和3年度までの特定健診受診率の推移と、県内順位はどのようなものか。

4点目として、第2次健康づくり計画の健診の取組を検証された中で、見えてきた課題はどのようなことでしょうか。

5点目として、今までの中で再勧奨しても健診を受けない方がいると思いますが、その方の受けない理由の主なものはどのようなことでしたでしょうか。

以上、5点についてお聞きいたします。

続いて、ロ. 帯状疱疹を未然に防ぐために。子どもの頃、水ぼうそうにかかった記憶のある方もいると思いますが、水ぼうそうは一度かかり、治った後も実はウイルスは体の中の神経節に生涯隠れていて、加齢による免疫力の低下や過労やストレスが引き金となって再発症することがあり、これが帯状疱疹というものです。

帯状疱疹の原因となるウイルスは、日本人成人の90%以上の方の体内に潜んでいて、50歳を境に発症率は急激に上昇し、60歳代から80歳代でピークを迎えます。80歳までに約3人に1人が帯状疱疹になると言われています。刺すような痛みは夜も眠れないほどの激痛で、私の友人も50代で発症いたしました。頭と顔に出てしまい、入院治療を余儀なくされ、その重症化を目の当たりにいたしました。

さて、日本では厚生労働省により平成28年3月、50歳以上の者に対する帯状疱疹の予防として、帯状疱疹ワクチン、水痘生ワクチンが追加をされ、さらに令和2年には新たに不活化ワクチン、シングリックスも使用開始となりました。帯状疱疹の予防接種は発症を完全に防ぐものではありませんが、発症しても軽症で済み、後遺症の予防につながるとされております。

そこでお聞きいたします。1点目として、この帯状疱疹ワクチンの効果についてどのようにお考えでしょうか。

また、2点目として、今ではテレビでもこのワクチンの宣伝をやるようになりました。まだまだそうは言っても広く知られておりません。シニア世代の方々が元気に活躍されるよう、このワクチンの周知と接種を推進されたと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

以上、2点についてお聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

保健センター所長（竹内さん） 1. 健康寿命の延伸についてのご質問に順次お答えいたします。

まず、特定健診・一般健診についてでございますが、町では、毎年1月に各地区の保健補導員さんを通じて、全戸に4月以降の特定健康診査・がん検診等のご案内と申込書を配布し、受診希望の調査を実施しております。

申込書は2月中旬までに保健補導員さんに回収していただき、町の健診を申し込むと回答された方及び回答のなかった方に対し、健診の受診方法等をご案内しております。

町が実施している健康診査につきましては、国民健康保険に加入している40歳から74歳までの方を対象とした特定健診と、19歳から39歳の方と75歳以上の方を対象とした一般健診があり、特定健診及び一般健診は文化センターを会場として実施する集団健診、また、特定健診につきましては千曲医師会管内の医療機関で受診する個別健診も行っております。

集団健診につきましては、5月、6月及び12月に健診を実施しており、4月以降、健診日に合わせて受診券と問診票等をお送りしております。また、個別健診につきましては、6月からの実施となるため、5月に問診票や受診方法等についてのご案内を送付いたします。

また、広報につきましては、町ホームページのほか「広報さかき」4月号に掲載しお知らせをしているところでございます。

健診受診後の結果につきましては、集団健診受診者の方には、全員の方に結果報告会に参加いただくようご案内し、対面で結果をお返ししております。個別健診受診者の方には、健診結果で特に異常がない方は結果の送付のみとなりますが、受診勧奨値とされる基準値以上の方には、必ず訪問をし、健診結果をお返ししております。

また、集団健診を希望されている方で、実施時期の5月、6月に都合がつかない方や受診されなかった方に対しましては、「広報さかき」11月号で12月の集団健診及び個別健診のお知らせを掲載し周知するほか、12月の集団健診を受診されなかった特定健診対象者に対しましては、再度個別に受診勧奨のご案内を全員にお送りしております。

このほか、特定健診対象者で、健診の結果、保健師、管理栄養士などが生活習慣を見直すサポートをする特定保健指導の対象となる方などに対しては、保健師及び管理栄養士が訪問により特定健診の受診勧奨を行っております。

続きまして、国民健康保険の特定健診受診率の推移と県内順位についてでございますが、平成29年度は52.4%で29位、30年度は54.2%で19位、令和元年度は58.7%で19位、2年度は48.6%で32位でございます。なお、令和3年度は4月末現在の速報値でございますが、57.2%という状況でございます。

次に、町で策定している健康づくり計画につきましては、第2次計画の検証を踏まえ、第3次計画を策定し、令和3年度から様々な施策を実施しております。第2次計画の検証といたしましては、特定健診及び特定保健指導の結果から、生活習慣病の重症化の結果と見ることができ、脳血管疾患の医療費の割合は減少傾向にありますが、心疾患の割合は維持にとどまっております。これらの疾患の基となる高血圧症、糖尿病、脂質異常症等は増えていることから、生活習慣病の重症化予防のさらなる取組が必要であると考えるところでございます。

次に、健診を受けない方の未受診の理由についてでございますが、平成29年度に実施した健康診査・がん検診に関するアンケートの結果によりますと、未受診の主な理由は、一番多かったのが必要な時に医療機関で受診する、次が忙しいから、3番目に多かったのが健康だからという結果でした。このことから、健診の必要性を感じていない方に受診していただけるよう勧奨していくことが重要であると考えられますので、引き続き広報や個別のご案内及び訪問による受診勧奨等を実施してまいります。

続きまして、ロ. 帯状疱疹を未然に防ぐためにについてお答えいたします。帯状疱疹は、水

ぶくれを伴う発疹が帯状に出る皮膚の疾患で、子どもの頃にかかった水ぼうそうウイルスが再活性化し、免疫が低下した際に帯状疱疹として発症すると言われております。50歳以降に多く発症し、80歳までに3人に1人がかかると言われ、治療後も長期間痛みが残る帯状疱疹後神経痛になる場合もあります。

帯状疱疹の初期症状とされる神経痛のような痛みや焼けるような痛みのほか、かゆみ、しびれなど帯状疱疹を疑う症状を感じた場合には、できるだけ早く医療機関を受診し、治療を開始することが重要である一方、帯状疱疹の予防には、食事や睡眠をしっかり取る、適度な運動をする、ストレスを減らすことなどにより、免疫力を低下させないことが重要とされております。

ご質問の帯状疱疹のワクチンにつきましては、50歳以上の方を対象として生ワクチンと不活化ワクチンの2種類のワクチンが承認されており、それぞれ予防効果や接種費用、ワクチンの効果継続期間等が異なりますが、予防効果につきましては、一方は50%から60%、一方は90%以上とされておりますので、ワクチン接種による発症予防の効果はあると考えられるところでございます。

また、ワクチンの周知と接種の推進への考えについてでございますが、帯状疱疹のワクチン接種は平成28年から開始されたところであり、まだ期間が短く、現在もワクチンの有効性等について厚生科学審議会の予防接種・ワクチン分科会において審議事項とされているといったことから、現段階におきましては、町といたしましては今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） ただいま、保健センター所長より詳しく答弁をいただきました。まず、1月末には各家庭に申込書が届き、2月以降回収され、そしてお一人お一人で健診日程を組んでいただき、再度発送していただいているということで、住民一人一人の健康を維持するための取組に心から敬意を表したいと思えます。

そして、受診率も今伺いましたところ、コロナ前の状況では、県内19位ということで、かなり好成績になっていて、令和3年度も57.2%まで受診率を上げていただきました。60%まであともう少しとなってきました。

今回、私もこの質問にあたって、過去の広報などを見比べてみました。今回、6月の広報で昨年と変わっていたところを発見しました。それは個別健診の勧奨の中で、実施医療機関の連絡先や、また健診日時がわかるQRコード、これを新たに加えていただけてありました。本当に町では、このようにあの手この手で受診に向けて一生懸命知恵を使い努力していただいていることがわかります。

そこで、3点質問したいと思えます。まず、令和3年、4年度の中で申込書が先ほども返ってこないところは再度勧奨するというお話がありましたが、どのくらいのお宅で返ってこないのかというのが1点と、その対応はその後どのようにしているか。

また、2点目として、特定健診の料金が無料と30年度からなったわけですが、その後の効果はどうでしょうか。

そして3点目として、特定健診は国保特別会計から補助していただいているわけですが、実際、補助なしで受ける場合の料金は集団健診、個別健診それぞれどのくらいでしょうか。

以上、3点について再度お聞きいたします。

保健センター所長（竹内さん） 再質問にお答えいたします。健診申込書の回収ができない世帯の割合についてでございますが、保健補導員さんに配布及び回収をお願いした申込書のうち、回収できなかった割合は令和3年度が6.6%、令和4年度が3.9%で、90%以上が回収できている状況でございます。保健補導員さんにはご負担をおかけいたしますが、引き続き配布と回収をお願いしていきたいと考えております。

また、申込書を回収できなかった世帯の方も、各種健診の日程等を広報やホームページ、防災行政無線等でお知らせしておりますので、受診を希望される場合には保健センターにご連絡をいただき、直接申込みを受け付けているほか、特定健診の対象の方にはお申込みいただいている方と併せて健診の日時を指定させていただくなど、受診しやすくなるように努めているところでございます。

続きまして、平成30年度に特定健診の健診料が無料になった効果といたしましては、やはり受診していただきやすい環境となったことで受診率が向上したことにより、疾病の早期発見と健康増進につながったことが挙げられるかと思えます。

特定健診受診率は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症により、健診日程の変更及び健診日を減らして対応した影響により減少しましたが、30年度以前は50%台前半でございましたが、令和元年度以降受診率が上昇し、50%台後半となっております。先ほども申し上げましたが、未受診の方に対する勧奨のご案内や訪問による勧奨なども受診率向上のための大変重要な取組でございますので、引き続き実施してまいります。

次に、健診料金に関しまして、1人当たりの健診料金は、集団健診が6,600円、個別健診が9,097円でございます。

11番（吉川さん） ただいま、所長より再度答弁をいただきました。本当に再勧奨を一生懸命やっただけという現状を改めて町民の皆様にも知っていただきたいと思えます。そして、今も令和4年は3.9%の世帯が返ってこなかったということで、かなり意識が高くなっているなということを感じました。

そして、健診料金ですが、今もお聞きしたところ、集団健診が6,600円で、個別健診は約1万円、無料でやっただけにいるということで、本当に高額の健診だということを理解いたしました。

さて、そこで一般健診と特定健診の違いはというと、一般健診は集団健診のみということで

あります。そこで、1点お聞きしたいと思いますが、先ほども受けない理由の中に、忙しいので必要なときに行きたいというような、そのような理由もございました。その中で、19歳から39歳までの方と75歳以上の方が一般健診として受けるわけですが、中には大勢のところに行くことがとても苦手だという方もいると思います。そういう方はあえて受けないでいるということになってしまうわけですが、この点について、特定健診のように一般健診の中に個別健診、病院で受ける受診ですけれども、これを入れていただけないか、その点について1点お聞きします。

2点目として、生活保護を受けている方からの声です。申込書自体が1月末に届くわけですが、健診の記入欄というところが記入できないようになっていとお聞きしました。ということは、既に健診は受けられないということで、今までも受けてこなかったという事実です。

これにはちょっと私もびっくりしたわけですが、確かに先ほども特定健診は国民健康保険の加入者のみという条件がございますので、道理から言うとそのとおりであります。また、生活保護受給者は福祉事務所の管理の下にあるということは私も承知しております。

ただ、近年、生活保護制度の被保護者への健康管理支援の重要性が指摘されまして、平成30年には生活保護法が改正になり、被保護者健康管理支援事業というものが創設され、令和3年には全国の福祉事務所でこれが必須事業として施行されております。この事業の実施にあたりましては、健康診査の受診状況、結果の情報提供や健診未受診者などの対応において、各自治体の保健部局と連携体制を構築することが重要とされております。

そこで、このように変わってきた体制の中で、町として今まで受診してこなかった生活保護受給者の健康管理と健診受診についてどのようにお考えでしょうか。お聞きいたします。

3点目として、今はあらゆる分野で誰一人取り残さない対応が求められております。現在もトランスジェンダーとして生きづらさを感じている方も、声には出さずともいると思います。そこで、今後、健診の受け方や対応について、このトランスジェンダーの方々への配慮が求められてくると考えますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

以上、3点についてお聞きいたします。

保健センター所長（竹内さん） 再質問にお答えいたします。現在、一般健診につきましては、集団健診のみとなっておりますが、大勢の中が苦手な方への配慮といった観点や、また受診される方の利便性も考慮する中で検討していく必要があるかと思っております。

個別健診につきましては、千曲医師会のご協力をいただき実施しておりますので、同じ医師会の管内である千曲市の状況も踏まえる中で協議し、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、生活保護受給者の方の健診についてでございますが、今後受診に向けて近隣の市町村の状況等も踏まえて検討してまいりたいと考えております。

次に、トランスジェンダーの方の受診時の配慮についてというご質問でございますが、集団

健診におきましても、診察や検査において必要な場面では個別に対応し、スペースも区切るなどの対応をしております。配慮をしてほしいといった要望は直接お聞きしてはおりませんが、こちらにつきましても、近隣市町村の状況等も調査しながら、どのような対応ができるか検討してまいりたいと考えております。

1 1 番（吉川さん） 今、所長から答弁をいただきましたが、一般健診の中では集団健診しか受けられないということでもあります。19歳から39歳までの方でございますが、今もお話しただいたとおり、千曲医師会の病院にご了解をいただければできないということでもあります。ぜひ、今のそのような状況の中、導入に向けて前向きに検討をお願いしたいと思います。

さて、生活保護受給者の健康診査についてですが、ある自治体では、40歳以上で生活保護受給者などほかの健康診査を受ける機会がない方として、健康診査と肺がん検診を無料にして、受診票を事前に送付して受診できるようにしているところがございます。また、近隣の上田市でも、一般財源を充て、事前に受診券を送付し、個別健診として受診できるようにしております。

そういうことで、今も近隣の市町村の動向を見ながらというお話がありましたが、現在、当町の生活保護世帯は33世帯42名であります。19歳から39歳が7名、40歳から74歳が23名、75歳以上が12名とお聞きしています。例えば、全員集団健診で受けたとしても、その費用は約28万円ほどでございます。ぜひ、全員が同じように健診を受けて、生活習慣病防止へ取り組んでいただくよう、前向きに取組を開始していただくことを強く要望いたしますが、町長いかがでしょうか、その点。一言お願いいたします。

町長（山村君） 保健センター所長が前向きに取り組むと言っておりますので、一緒に検討したいと思っております。以上です。

1 1 番（吉川さん） 町長から前向きに取り組むという答弁をいただきました。大変心強いです。

さて、带状疱疹のワクチンでございますが、今も保健センター所長からも詳しくお話を伺いました。その中で1点ですね。周知については、今も接種の推進まではいかななくても、ぜひ広報に掲載をお願いしたいと思います。

4月末の某新聞には、イギリス製薬大手グラクソ・スミスクラインの研究チームが、コロナ発症者は非発症者に比べて带状疱疹になるリスクが15%も高いと発表いたしました。免疫力の低下が影響するということです。重症化しないためにも、このワクチンの接種が期待されます。

そこでお伺いしたいと思いますが、ワクチンの接種、生ワクチンですと1回8千円かかります。そして不活化ワクチンですと1回2万2千円と高額になります。2回打つということもございますので、なかなか足踏みをしてしまいますので、そんな中でほかの自治体でも接種費用の一部助成が始まっております。当町でもぜひ高齢者の健康を守る意味から、接種費用の一部

助成についてご検討いただけないかお聞きいたします。

保健センター所長（竹内さん） 再質問にお答えいたします。带状疱疹ワクチン接種への助成につきましては、今後の国の動向を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

まずは、带状疱疹の予防のため、食事や睡眠をしっかり取り、適度な運動をするなどし、ストレスを減らすことにより免疫力を低下させない生活をしていただき、少しでも带状疱疹を疑う症状がある場合には、できるだけ早く医療機関を受診していただきたいと思いますと考えております。

11番（吉川さん） 今、国の動向を踏まえてということで答弁をいただきました。ぜひ、広報の中に、带状疱疹の症状、またワクチンがあるというような内容の周知だけでも、ぜひ前向きにご検討いただきたいと思います。

今回、1として健康寿命の延伸について、健診の取組とワクチン接種への助成について町のお考えをお聞きしました。健診にあつては、町民一人一人に焦点を当て、きめ細かな取組にさらに心を砕いていただくよう要望させていただきました。

また、ワクチン接種は国を挙げて定期接種化してくださると大変ありがたいわけですが、まだまだそこまではいきません。埼玉の鴻巣市では、この4月から50歳以上のワクチン接種を希望する方に接種費用1回当たり4千円助成する事業を導入いたしました。まだまだ助成自治体は多くありませんが、全国で約15自治体ほど実施しております。ぜひ、高齢者の重症化を未然に防ぐためにも、先進自治体の事例を研究する中で、今後助成に向けて検討いただきたいと思います。では、次の質問に移ります。

2. 物価高騰から町民生活を守るために

イ. 町の状況は

ロシアのウクライナ侵略により、原油をはじめとするエネルギー価格や食料品などが高騰し、さらに急激な円安が追い打ちをかけ、町民生活や中小・小規模事業、飲食業、公共交通、そして農林業などに幅広く影響を及ぼしております。そこで、当町における影響の状況はどうでしょうか。まずお聞きいたします。

ロとして、経済支援策は。

さて、国では、4月26日に決定されたコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が創設されました。これにより地方自治体を実施する生活に困窮する方々の生活支援や学校給食費等の負担軽減など、子育て世帯の支援や、また、農林水産業者や運輸、交通分野をはじめとする中小企業者等の支援といった取組をしっかりと後押しすることが総合緊急対策の中に明記されました。

そこでお聞きいたします。1点目として、今回の拡充分の交付金はどのくらい町に交付されるのでしょうか。その予定額について、わかる範囲でお示してください。

2点目として、今後、町として町民の生活や企業等、様々な観点から守るために取り組まれる支援策についてはどのようにお考えでしょうか。

以上、2点についてお聞きし、1回目の質問を終わります。

町長（山村君） ただいま、吉川議員さんから、物価高騰から町民生活を守るためにというテーマでご質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

最初に、町の状況はについてでありますけれども、新型コロナウイルス感染症に関しましては、5月23日付で全県に発出されておりました医療警報が解除され、感染警戒レベルの基準の見直しが行われました。

この見直しにより、当町を含む長野圏域においては、感染警戒レベルが3となっておりましたが、昨日さらにレベル2へと引き下げられました。現状では新規陽性者数が減少し、徐々にではありますが、感染拡大を防止しつつ社会経済活動が活性化に向けて動き出しているというところであります。

しかしながら、今年の2月に始まりましたロシアによるウクライナ侵攻の長期化に起因する商品やエネルギー価格の高騰に加え、供給網の混乱による需給の不均衡などが影響し、世界経済の成長が減速しており、日本国内においても、円安に伴う物価の高騰などが住民の生活に大きく影響し、依然先行きは不透明な状況となっております。

ウクライナ危機を受けた原材料費高騰の長期化や半導体等の部品の供給不足が懸念されるところでありますが、町内企業につきましては、製造業の大手企業の一部において売上高が過去最高を更新するなど、円安の恩恵も受け収益の伸びが力強く、また、中小企業においても全体的に持ち直しつつあるという状況であります。

しかし、飲食業においては、通常営業に戻りつつあるものの、コロナ禍による客足の減少だけでなく、原材料費の高騰も重なり、依然厳しい状況が続いております。

町といたしましては、町内飲食店等の売上げにつながるよう、3年ぶりの開催となりましたばら祭りにおいて、来園された皆様がバラ公園だけでなく町内の飲食店等も訪れていただきますよう、ばら祭りスタンプラリーを実施しているところであります。

公共交通では、しなの鉄道におきまして、コロナ禍により運輸収入の減少が沿線人口の減少と相まって大変厳しい状況となっており、昨年11月に策定されたコロナ禍を乗り切る経営改善策において、ダイヤ編成、駅業務体制、運賃制度の見直し等に取り組まれているところであります。

また、町では昨年度、移動自粛等により公共交通の利用者が大幅に減少し、厳しい経営状況下にある町内のタクシー事業者を支援する坂城町地域交通事業者等持続化給付金事業を実施するとともに、今年度からは、町がタクシーを借り上げ、75歳以上の高齢者等を対象に、平日において、自宅から公共施設等まで乗り合いタクシーを運行するデマンド交通を開始したとこ

ろであります。

農業におきましても、肥料原料の主要供給国であるロシアのウクライナ侵攻により、肥料原料が高騰しております。輸送費の値上がりに円安進行も重なり、肥料が大幅に値上げされることに加え、燃料費やビニール等の資材費も上昇する中、農家のコスト負担は一段と重くなっているという状況であります。

また、町民の生活におきましても、持ち直しに向かう個人消費に、円安や原材料高による食品や日用品、電気・ガス料金等の相次ぐ値上げが影を落としており、ウクライナ危機の影響で原材料の小麦などがさらに値上がりする懸念もあり、物価の上昇が家計の重しとなっている状況であります。

このように経済情勢は依然厳しい状況が続いておりますが、町内企業においては徐々に明るい兆しも見えてきておりますので、ウクライナ情勢の一日も早い平和的解決と、新型コロナウイルス感染症が終息していくことを期待するとともに、町内事業所の経営が回復に向かうよう支援に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、口の経済支援策はについてお答えします。

最初に、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の地方創生臨時交付金につきまして、当町への交付予定額に関するご質問であります。今般創設された本交付金は、もともと新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、地域経済や住民生活を支援するため、地方公共団体が地域の実情に応じたコロナ対策事業を実施することを目的に、令和2年度に創設され、以来、令和3年度、また本年度も交付が予定されている国の制度であります。

本年度分の交付金につきましては、既に、昨年度、一昨年度と同様の通常分7,995万8千円が当町への交付限度額として示されていたところですが、これに加え、地方創生臨時交付金コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の当町の交付限度額といたしまして、6,055万6千円が示されたところがあります。合計しますと1億4,051万4千円となります。

現在は、交付限度額が示されている段階のため、町といたしましては、今後、国に対し、同交付金を活用して実施する事業を取りまとめた計画書の提出を行い、これが国に認められた後、正式に交付決定を受けることとなります。

次に、町が取り組む今後の支援策につきましては、新型コロナウイルス感染症の第6波や、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化に伴う原材料の高騰等により、経済活動に大きな影響を受けている町内事業所の事業継続と経営安定を図り、町民生活の活性化や消費喚起を推進するため、昨年度より内容を拡充して実施してまいりたいと考えております。

まず、町内店舗等のさらなる利用促進と消費喚起につなげるため、昨年度、町民や町内店舗等からご好評をいただきました「さかきのお店応援券事業」を、今年度は交付額を増額して実

施してまいりたいと考えております。

交付対象者は、令和4年8月1日時点で町の住民基本台帳に記録されている方とし、世帯主に世帯員全員分の応援券を交付する予定であります。

昨年度は、応援券の交付額を町民1人当たり2千円分としましたが、燃料高騰や物価上昇等を踏まえ、今年度は1人当たり3千円分を交付することとし、そのうち1千円分は飲食系の取扱店のみで利用可能な飲食店専用券とし、残りの2千円分は全ての取扱店でご利用いただける共通券として交付してまいります。

なお、応援券の利用期間は、年末年始にもご利用いただけるよう、10月1日から来年1月31日までとし、9月下旬までに町民の皆様にお届けできるよう準備してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売上げが大きく減少した町内中小企業者の事業継続と経営の回復及び安定を図るため、事業全般に広く使える支援金を支給する中小企業者等事業継続支援金事業を、県の第6波対応事業者支援交付金を財源の一部として、昨年度に引き続き実施してまいります。

事業内容といたしましては、町内に本社または本店など主たる事業所を有する中小企業者等を対象に、令和4年4月から6月までのいずれか一月と、平成31年、令和元年ですね、令和2年または令和3年の同月とを比較して、30%以上売上げが減少した場合に、その減少した差額分を補助するものであります。

昨年度は、売上の減少が30%以上で国・県の支援金を受給していない中小企業者に対し、補助上限額を20万円として実施いたしましたが、国・県の売上げ減少に係る支援策が令和3年度をもって終了したことから、今年度は、回復が遅れている事業所をより手厚く支援するため、売上げの減少が30%以上50%未満の中小企業者に対しては、補助上限額を20万円とし、売上げの減少が50%以上となる中小企業者に対しては、補助上限額を40万円として、より強力な支援を実施してまいりたいと考えております。

支給の要件といたしましては、引き続き1年以上事業を継続する意思があり、県が推進する新型コロナ対策推進宣言の実施、または、信州の安心なお店の認証を受けていることとしております。

申請期間は7月1日から8月31日までとさせていただきます、今後、町広報紙やホームページ等で周知を図ってまいります。

次に、コロナ禍により大きなダメージを受けている町内商業店舗等の利用促進と誘客を図るため、楽しみながら店舗等を回っていただく「スタンプラリー消費回復応援事業」を、一昨年、昨年に引き続き、今年度も町商工会への委託事業として実施してまいります。

参加店として登録された店舗で飲食や買物等をして、異なる5店舗分のスタンプを集めた方に商工会の商品券を漏れなく進呈し、さらにその商品券を使用していただくことで消費拡大を

進めるほか、各店舗に設置されたQRコードをスマートフォンで読み取って行う「デジタルスタンプラリー」も併せて実施し、にぎわいの創出と消費回復を図ってまいります。

このほか、町商工会におきましては、町も助成を行う中で、町内飲食店の自慢の井等を販売する「坂城井井事業」を今年度も実施する予定であります。昨年度も大変ご好評をいただいた事業であり、出店された飲食店の皆さんも、引き続きの開催を望まれておりましたので、今回も、より成果が上がる取組になればと期待するところであります。

今議会に上程しております補正予算に盛り込んだ支援策を中心に申し上げましたが、こうした支援策を通じて、町内店舗等の活性化や経営の早期回復を目指し、厳しい状況にある飲食店の売上げの一助とするだけでなく、アフターコロナを見据え、店舗の集客力と認知度の向上、新規顧客やリピーターの確保にもつながるよう、国の経済対策などを有効に活用し、町商工会と連携して支援策を講じてまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） ただいまは町長から詳しい町の状況、またそれから、これからの支援策について答弁をいただきました。町の状況については、大手企業は円安が追い風となって収益が好調であるということで、大変うれしいお言葉でございます。また、その中であって、飲食業などはまだまだ経営改善には戻っていかないという、そういう中で、今回のコロナの影響、またウクライナの関係で物価がどんどん高騰している。そんな中で様々な取組を商工会と練りながら今考えていただいているということをお聞きいたしました。

さて、その中で先ほどもありました当町には臨時交付金が1億51万ですかね、今年度頂けるといってございますが、これも給食費、当町は値上げをせずにといって取組を当初予算のときにもお聞きしておりますが、この拡充分の中で対応できるのかなということを考えます。

さて、支援策の内容についてお聞きしたいと思いますが、今回、町民1人当たり応援券ということで1千円増額の3千円ということで決めていただいたということです。これは本当に、去年は1人当たり2千円だったわけですが、3月のときのお話をお聞きしたところ、利用率が89%で2,561万4千円の経済効果があったとお伺いしました。今回は1人3千円ですので、総額にいたしますと4,300万円が還元されていくということでございます。

そしてまた、本当に店舗の皆様にはまたご努力いただくようになりますが、坂城井井等も計画していただいているということでございます。

今回のスタンプラリーですが、企画をしていただくということで、応援券事業、これも先ほどは8月1日の住民票がある皆様全世帯、そして利用については10月1日から1月31日ということでしたが、このスタンプラリーについても、同時期にコラボして、また今年も行うのかどうかということが1点と、それから中小企業等事業継続支援金事業が今回も計画をされました。この内容については4月から6月、3月までの国の事業復活支援金が終わったわけです。

ので、4月から6月の動向に対しての取組ということでございましたが、各30%から50%の減のところ、また50%以上の減のところへの取組ということですが、各補助要件の見込み、件数と予算額についてはどのくらいを見込んでいらっしゃいますか。

以上、2点についてお聞きいたします。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。まず、応援券とスタンプラリーのコラボレーションについてでありますけれども、昨年度も同時期に両事業を実施したことで相乗効果が生まれ、消費拡大と需要喚起にも寄与したものと考えておまして、今年度におきましても、応援券の利用期間中にスタンプラリーも実施し、町内の経済活動の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、中小企業者等事業継続支援金事業についてであります。昨年度、町が実施した売上げ減少が30%以上の事業所を対象とした同支援金への申請件数は36件ありました。また、県が実施した売上げ減少が50%以上の事業所を対象とした新型コロナ中小企業者等特別応援金への町内中小企業者の申請件数は、4月から6月の第1弾で97件、8月から9月の第2弾では96件ございました。

これらの申請状況を踏まえまして、今年度は売上げ減少が30%以上50%未満の申請件数を50件、給付予定額としましては1千万円と見込み、売上げ減少が50%以上の申請件数を100件、給付予定額を4千万円と見込みまして、給付予定の総額といたしますと5千万円として、財源の一部に県の第6波対応事業者支援交付金を充当した補正予算を今議会に計上させていただきますところでございます。

11番（吉川さん） 今、担当課長より詳しい内容をお聞きいたしました。スタンプラリーとコラボでやっていただく、昨年の状況を見ながら相乗効果を必ず生んでいくこの時期に、皆さんに使っていただくというお話でありました。

また、中小企業等事業継続支援金事業については、昨年の県の事業、また町の事業への申請件数を基にして決めていただいたということで、50%以上については100件を見込んでいるということで、これは大変ありがたいことだと思います。

では、今、スタンプラリーのお話があったわけですが、これはたしか5店舗で1千円以上の買物をして、レシートをためておいて持っていか、スタンプをそこでついでにいただいて掲示をすることで、1千円の商品券と交換できるようになっておりました。さらには、その後抽選会をやる抽選券の資格を得るという内容だったと思います。

この商品券の交換場所についてでございますが、昨年は、たしか商工会と湯さん館の2か所だったと思いますが、確か10月と11月2回行って、2,073人が交換に訪れたと聞いています。

そこで、これは提案ですが、高齢者の方も参加をしていただきたいという意味で、もっと多

くの方が気軽に交換できるということを考えると、例えば当町ではコンビニエンスストアがたくさんございます。そんな中で中之条、坂城、南条、ここをコンビニエンスストアの皆様協力いただいて交換場所にしていただくことで、もっと多くの方が使えるのではないかなということをお思います。

もちろん、商品券を交換ということですので、大変、金券ですからリスクがあると思います。これは質問でなくて、今後商工会と内容を検討する中で、町民の声として届けていただけたらありがたいと思います。

さて、もう1点、補助要件の、中小企業の応援のあれですけれども、令和元年、2年、3年、こと比較してというお話でありましたが、2年、3年については、コロナの影響を受けて既にどの企業も減少傾向にございました。そんな意味で、もう一步遡って、対象年度を例えば平成29年から令和元年とするというようなことにすることで、もう少し多くの企業が使えるのではないかと考えますが、その点について答弁を求めたいと思います。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。売上げ減少期間の対象年度を遡ってということでございますけれども、今回の事業につきましても、コロナ禍において売上げ減少を対象としたいということございまして、コロナになる前の令和元年、平成31年ですね、そこからという形で実施をしてみたいと思います。

それよりも以前というお話もございましたけれども、やはりそうすると、またその前、それ以前という形に当然なっていく話にもなりますので、対象年度としましては、令和元年、2年の対象月という形の中で実施をしてみたいというふうに考えております。

11番（吉川さん） コロナの前というと令和元年のみになるわけですが、そういう形で事業としてはやっていくということで理解をいたしました。

それでは、まとめに入ります。皆様もご存じのとおり、消費税10%引上げから3年になります。引上げに際して、飲食料品などの税率を8%に据え置く軽減税率の導入は、我が党が強く要望させていただき実現をいたしました。

今、ウクライナ侵攻によって、あらゆる面で物価高騰の影響が出てきております。その中であって、2%減の軽減税率の取組は大いに家庭経済を守るために役立っているのではないかと改めて確認をいたしました。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時03分～再開 午前11時13分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、4番 柗津明子さんの質問を許します。

4番（柗津さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を

いたします。

1. 住民の生活を守るために

イ. サポートが必要な人の現状について

経済協力開発機構（OECD）の2020年の調査によると、物価水準を考慮した購買力平価ベースでは、日本の平均年間賃金は423万円で、35か国中22位でした。1位の米国は763万円、1990年から30年間で日本の賃金が18万円増えている間に、米国は247万円も増えた計算になります。この間に韓国は1.9倍に急上昇し、2015年に日本を追い抜きました。長期にわたり賃金が上がらない中、ロシアによるウクライナ侵略などの影響を受けた物価高騰が国民生活を襲っています。

総務省が発表した4月の消費者物価指数は、前年同月比2.1%の上昇になりました。上昇率が2%を突破したのは、2014年の消費税増税の影響を除けば13年半ぶりのこと。この物価上昇の主因は、ガソリンや電気代、ガス代などのエネルギー価格の上昇によるもので、金融緩和によって経済のよい循環が起きて賃金上昇を伴うような、よいインフレとは程遠い状況です。

今起きていることは、景気が停滞しているにもかかわらず物価上昇が続くスタグフレーションだと思います。過去を振り返ると、1970年代のオイルショック後に日本はスタグフレーションを経験しました。オイルショックを経験していない人にとって、ものの値段がどんどん上がっていく世界は初めての経験になります。約30年にわたり平均賃金は横ばいで、ものの値段が上がる、支出だけが増えるということは、今後生活が厳しくなる人がどんどん増えるでしょう。

そこで、1点お伺いいたします。町における生活保護世帯数、児童扶養手当受給者数、ひとり親世帯数の過去5年間の推移状況はどうなっているのでしょうか。

次に、ロ. 就学援助について。

就学援助とは、経済的理由により就学が困難であると認められる学齢児童生徒の保護者及び特別支援学校の児童生徒の保護者に対し、国及び地方公共団体が就学に要する諸経費を援助することです。昨今のコロナの影響で、職を失ったり、パートのシフトが削られたり、転職が余儀なくされたり、各家庭によって様々な事情があり、就学援助制度が必要になる方が増えると予測されます。そこで、4点お伺いいたします。

一つ目に、就学援助の基準はどのようなものでしょうか。

二つ目に、就学援助受給者の人数と児童生徒数に対しての割合はどうなっているのでしょうか。

三つ目に、就学援助の周知と申請の方法はどうなっているのでしょうか。

四つ目に、今後就学援助の適用基準を拡大する考えはあるのでしょうか。

次に、ハ. 子育て世帯について。

先ほども述べましたが、ガソリンや食料品などの値上げが続く中、ウクライナ危機の長期化や上海ロックダウンの影響を受けた部品不足による物価高、円安の影響が重なれば、ますます値上げは避けられません。その影響を一番受けやすいのは、子育て世帯ではないでしょうか。そこで、2点お伺いいたします。

一つ目に、原油価格・物価高騰やコロナによるリストラに苦しむ、特に子育て家庭への支援が急務だと思いますが、子育て世帯の対策としてどのような事業に取り組んでいるのでしょうか。

二つ目に、今後増加していくと思われる生活困窮の子育て世帯に対し、どのような支援をしていくのでしょうか。

以上、イ、ロ、ハについてご見解をお尋ねします。

福祉健康課長（堀内君） 私からは、1. 住民の生活を守るためのイ. サポートが必要な人の現状についてと、ハ. 子育て世帯についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、国内においても幾度となく拡大と縮小を繰り返し、その都度経済活動や企業活動、住民生活への影響を及ぼし、現在も続いている状況であります。

また、原油価格の高騰は、コロナ禍からの世界経済の回復により原油需要の増加や産油国の生産調整などから始まり、さらにウクライナ情勢の影響から、原油のみならず食料や資材等、経済活動等に必要な物資などの安定供給が滞り、それが価格の高騰を引き起こしていると言われております。

原油価格や物価の高騰は生活や家計への負担に直結するため、常に新しい情報を収集・共有し、地域住民の生活にどのような影響を及ぼすかを的確に把握していくことが必要であると考えております。

まず、イ. サポートが必要な人の現状についてであります。最初に、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を助長することを目的に支援をする生活保護制度についてであります。

この制度の直近5年間の世帯数の推移につきましては、年度末時点ではありますが、平成29年度が30世帯、30年度が27世帯、令和元年度が34世帯、2年度及び3年度は35世帯と、この5年間で5世帯増加いたしました。

続きまして、離婚によるひとり親世帯などで、父または母と生計を同じにしていない児童が育成される家庭生活の安定と自立の促進に寄与するために支給される児童扶養手当についてであります。この手当の直近5年間の受給者数は、平成29年度が111人、30年度が101人、令和元年度が93人、2年度が88人、3年度が95人で、この5年間で16人減少しております。

次に、ひとり親世帯の直近5年間の世帯数であります。平成29年度が155世帯、30年度が165世帯、令和元年度が161世帯、2年度が157世帯、3年度が151世帯

で、この5年間で4世帯減少している状況となっております。

続きまして、ハ. 子育て世帯についてのご質問にお答えいたします。

支援が必要な子育て世帯への取組につきましては、現在、コロナ禍における原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰などに直面する生活困窮者等を支援するため、昨年と同様の内容となる低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業を実施するための必要となる経費につきまして、補正予算に計上いたしましたところであります。

本事業は、食料等の物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯の児童1人当たり一律5万円を給付するもので、支給対象者となる低所得のひとり親世帯には、県から6月に給付されることになっております。

ひとり親世帯以外の住民税均等割非課税の子育て世帯には、町から給付金を給付することになっており、令和4年度の課税状況が決定後の7月末頃をもって給付を予定しているところであります。

また、昨年に引き続き、「さかきのお店応援券事業」についての実施を予定しているところであります。昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている飲食小売店をはじめとする町内事業所の利用促進と消費喚起を目的として実施いたしましたが、本年度は、高騰するガソリンや灯油などの燃料、値上げが著しい飲食料品などの購入にも利用でき、原油価格・物価高騰の影響を受ける家計の負担軽減を図る目的も含めた事業として、実施を予定しております。

応援券の配布額につきましては、昨年度は1人当たり2千円としておりましたが、今年度は1人当たり3千円に増額しての実施を予定いたしており、町民の皆様に積極的にご利用いただければと考えております。

次に、生活困窮の状態にある子育て世帯への今後の支援につきましては、新型コロナウイルス感染症の終息の見通しがいまだつかず、またウクライナ情勢の終結の兆しが見えない中、依然として先行きが不透明な状況が続く、生活環境も厳しい状況が続くことが予想されます。

今後いつ経済が回復し、原油価格や物価高騰が収まり、以前のように平和で安定的な生活を取り戻すことができるのか予測できないところでありますが、生活が困窮する世帯からの相談や状況に注視するとともに、町、教育委員会、そして保健福祉事務所をはじめとする関係機関等と連携を図り、情報共有や面談・調査等を行う中で、必要なときに適切な支援が行えるよう努めてまいりたいと考えております。

教育文化課長（長崎さん） 私からは、就学援助についてのご質問にお答えいたします。

町では、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品や学校給食費などの援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ることを目的として、就学援助制度を実施しております。

支給対象者の認定基準は、要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱の規定に基づき、生

活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活が困窮している方で、生活保護法に基づく保護が停止及び廃止されている、町民税が非課税である、児童扶養手当の支給を受けている、その他、学校長または民生委員が特に援助を必要と認める状態にあるなどを認定基準としております。

支給認定につきましては、以上のような基準や関係者から現況についてお聞きする中で、町教育委員会において認否について決定をし、支給金額につきましては、国の示す基準に準じて支出しているところでございます。

次に、町においての支給者数、支給率につきましては、令和3年度の実績としまして、全校児童生徒数1,032名のうち120名に支給しており、支給割合は11.62%となっております。

また、令和2年度の実績は、全校児童生徒数1,075名のうち114名に支給しており、支給割合としましては10.6%となっております、若干の増加傾向にあると認識しているところでございます。

次に、申請と周知の方法でございますが、来入児保護者説明会の際や、新学期が始まった4月に行われる家庭訪問などの際に、担任から制度の紹介をさせていただき、個別に相談いただくなど、その周知と対応に努め、学校を通じて町教育委員会に申請していただいているところでございます。

制度周知につきましては、広報にも案内記事を掲載するとともに、保護者や学校からの意見を聞く中で、見やすくわかりやすいチラシ作りに努め、制度の周知を図っております。

また、その取扱いに関しましても、様々な事情により家庭の経済的状況が急激に変わってしまったなどにおいて、年度の途中であっても学校を通じ交付をさせていただくなどの対応も行っているところでございます。

続いて、適用基準の拡大の考えについてですが、町の就学援助制度につきましては、冒頭で申し上げましたとおり、支給要綱に認定基準を掲げる中で運用しておりますが、基準の中に、その他学校長または民生委員が特に援助を必要とすると認める状態にある場合を盛り込むことで、支援の必要な家庭に対して柔軟に対応できる制度としており、今後も要綱に沿う中で適切な運用に努めてまいりたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、制度の基本となる教育基本法、学校教育法の規定にのっとり、就学困難と認められる児童生徒などに対し必要な支援を行うことで、義務教育の円滑な実施に資することができるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

4番（柗津さん） 担当課よりご答弁いただきました。日本の子どもの7人に1人が貧困状態に陥っていると言われております。しかし、日本の街でがりがりに痩せ細っている子を見かけることがないのに、なぜ貧困の子どもが多いと言われるのか。それは、相対的貧困と呼ばれる状態

にある子どもを指しているからです。

貧困の定義には複数ありますが、代表的な考え方として絶対的貧困と相対的貧困の二つがあります。絶対的貧困というのは、例えば食べ物がない、家がないなど、人間としての最低限の生存条件を欠くような貧困のことを意味します。私たちが一般に貧困と聞いてイメージするのは、このような貧困です。

一方で、相対的貧困は、簡単に言えば、世帯の所得がその国の全世帯の所得の中間値の半分に満たない状態のことを意味します。つまり、その国の文化水準、生活水準に比して適正な水準での生活を営むことが困難な状態なことです。相対的貧困の状態に陥ると、社会で多くの人々が享受している標準的な生活を送ることができません。相対的貧困で一番危惧していることは、親の経済的な困難が子どもに様々な影響を及ぼし、世代を超えて連鎖するということです。

絶対的貧困と相対的貧困は比べるものではありませんが、周りの人にとっては当たり前の生活が自分だけ得ることができない。何で自分だけを繰り返した子どもたちの相対的貧困状態は、子どもたちに強烈なダメージを与えていると思います。

そこで、再質問いたします。就学援助の基準は、相対的貧困世帯をカバーできているのでしょうか。お尋ねいたします。

教育文化課長（長崎さん） 再質問にお答えいたします。国の2019年国民生活基礎調査で相対的貧困の所得額を定めており、こちらが127万円となっております。これに対し、就学援助費の支給対象となる方の所得限度額は扶養人数ごとに定められており、全ての区分において、この相対的貧困の所得額を上回る金額で設定されております。

また、先ほども答弁いたしました。町の就学援助制度は、要綱の支給対象にその他学校長または民生委員が特に援助を必要と認める状態にある場合という要件を盛り込み、所得の額に関わらず、支援の必要な家庭に対して柔軟に対応できる制度となっておりますので、町の就学援助制度につきましては、相対的貧困世帯をカバーできていると考えております。

4番（柗津さん） 担当課よりご答弁いただきました。就学援助は、各市町村、各市区町村ですね、によって、年収が600万、700万円であっても、家族構成によって十分支援の対象になります。決して貧困家庭だけを特別に支援する制度ではないということです。国の宝である子どもたちを守るために、国が用意してくれている制度なので、受給することは決して悪いことでも恥ずかしいことでもありません。制度の対象となることは、受ける権利があると認識して受給していただきたいと思います。

先日、信濃毎日新聞に、子どもの貧困に向き合う飯田市の小児科医のことが掲載されておりました。約7人に1人の子どもが貧困状態にある現実に向き合おうとする小児科医が増えているとのことでした。

坂城町には小児科専門の病院はありませんが、ほとんどの病院で小児を診察しています。孤

立を深める親子にとって、病院が相談先の一つになることは素晴らしいことです。ぜひ医療機関ともタッグを組んで、貧困問題に取り組んでいただきたいと思います。

次に、2. 少子化の現状と今後について。

イ. 少子化について

町の将来を担う子どもたちは次の世代の希望であり、子どもを持つ家庭のみならず、全ての町民にとってかけがえのない財産であると言えます。コロナ感染拡大で少子化に拍車がかかり、日本全体で人口減少が切実な問題になってきています。2021年の出生数も75万人を割り込み、国立社会保障・人口問題研究所の推計より18年も早まっています。日本の人口を増やすためには、合計特殊出生率を高め、出生数を増やすしかないのは明白です。

当町は子ども支援室を創設し、子ども支援や不妊治療助成、インクルーシブ教育など、他の地域が関心を持つほどの町独自の少子化対策や子育て支援策を講じてきたと思います。しかし、現状はどうでしょうか。当町において人口の減少は死活問題であると考えます。

そこで、2点お伺いいたします。

一つ目に、過去5年の出生数の推移はどうなっているのでしょうか。

二つ目に、様々な少子化対策を講じて、出生数は減少してきています。少子化による影響をどのように考えているのでしょうか。また、この出生数を町はどう受け止めているのでしょうか。

次に、ロ. 学校について。

先日、信濃毎日新聞に、須坂市の小中学校について、将来の適正規模を検討する審議会が行われたと記事になっていました。記事によると、2020年度当初2,581人だった小学生は、6年後の2026年度に約400人減る見通し。中学では学級数が減り、将来は教員を配置できない教科が生じるとのことでした。小規模校の利点や欠点などが議論されたようですが、須坂市だけでなく、どこの地域でも考えていかなければならない課題だと思います。

そこで、2点お伺いいたします。

一つ目に、各小学校、中学校のクラスの数と人数はどのようになっているのでしょうか。

二つ目に、少子化が進む中、今後3保育園、3小学校、1中学校を維持できるのでしょうか。また、未来の子どもたちにとって望ましい学校規模について、町はどのように考えているのでしょうか。

以上、イ、ロについてご見解をお尋ねいたします。

町長（山村君） ただいま祢津議員さんから、少子化の現状と今後についてというご質問がありました。順次お答えいたします。

初めに、イの少子化についてであります。町では少子化対策として、これまで不妊・不育症治療費の助成や18歳までの子どもの医療費の無償化、3歳以上児の保育料の無償化といっ

た費用的な助成のほか、妊産婦健診や産後ケア、子育て相談・発達相談の充実といったソフト事業についても力を入れてまいりました。

今ご質問のありました町の過去5年間の出生数の推移ではありますが、平成29年が74人、平成30年が82人、令和元年が66人、令和2年が66人、令和3年が70人であり、年によってばらつきがあるようではありますが、総じて減少傾向となっております。

少子化による影響につきましては、高齢化の進展とともに少子化による人口減少が進むことにより、生産年齢人口が減少し、社会経済活動の停滞が懸念される場所でもあります。これにより、国はもとより地方における財政も縮小し、充実した行政サービスが維持できなくなることが懸念される場所でもあります。

次に、出生数の減少をどう受け止めるかということでございますが、出生数の減少は、当町ばかりでなく、全国的な課題であると認識している場所でもあります。そうした中でも、町独自の各種施策を講じ、また「坂城町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく少子化対策や移住定住促進施策により、町人口の減少に一定の歯止めをかけてまいりたいと考えている場所でもあります。

続きまして、口の学校についてにお答えいたします。

町における学校教育に係る施策といたしましては、全ての児童生徒が共に学び、安心して学校生活を送れるよう、就学や学校生活に関する悩みなどの相談に対応する教育コーディネーターや教育心理カウンセラー、児童生徒支援員など配置し、その充実を図ってきた場所でもあります。

また、時代の変化に対応できる教育環境の充実といった面におきましても、GIGAスクール構想推進事業や外国語指導助手（ALT）の配置のほか、国際交流事業、さらには就労支援コーディネーターによる、坂城高校や特別支援学校に進学した子どもたちへの就労支援など、町内に通う児童生徒の学びの支援に努めてきた場所でもあります。

現在の各小中学校におけるクラス数と児童生徒数ではありますが、いずれも特別支援学級を含めた数として、南条小学校が16学級264名、坂城小学校が11学級203名、村上小学校が9学級154名、中学校が16学級378名であります。

その中で、村上小学校が最も少人数であり、全ての学年において単級、1クラスという状況ではありますが、1、2年生、3、4年生、5、6年生それぞれの連学年による少人数学級ならではの活動を取り入れている場所でもあります。

連学年活動のメリットといたしましては、児童数が増え、活動の幅が広がることはもとより、複数の教員が指導に当たることにより、指導が充実するといったことも何う場所であり、異なる年齢集団での活動により、お互いに良い影響を与えることができるといった連学年活動ならではの、通常では味わえないプラスの効果も報告されている場所であり、連学年活動を取

り入れることで規模に応じた学校運営が行われている状況であります。

次に、少子化が進む中、保育園、小中学校は維持できるのかということですが、学校生活においては、団体行動や友人との交流などにより、協調性や社会性を学ぶことができますが、児童生徒数が減少すると、そのような学びの機会が減ってしまう半面、少人数により生徒児童一人一人の個性に応じた、きめ細やかな教育環境の充実が図られるものとも考えております。

先ほども申し上げましたが、町における少子化対策につきましては、鋭意各種の施策を講じてまいりたいと考えているところでありますが、こうした少人数学級ならではの利点を踏まえるとともに、有事の際の避難所や社会体育に利用していただける地域の拠点、センターといった位置づけも含めまして、現在の小中学校等の体制を維持してまいりたいと考えているところであります。

次に、未来の子どもたちにとって望ましい学級規模についてのご質問であります。今後見込まれる児童生徒数の減少について、小規模・少人数だからこそできる教育活動に目を向け、村上小学校やほかの学校での取組等も参考にする中で、状況に応じた学校の在り方の検討を行い、少子化に対応した持続可能な活力ある学校運営について努めてまいりたいと考えております。

4番（衾津さん） 町長よりご答弁いただきました。少子化の話が出ると、子どもにまつわる給付金、手当金や制度の話になり、必ず問題視されるのが所得制限の概念の是非です。児童手当が出産奨励か、子育て支援か、はたまた貧困対策か、ないしは経済政策なのか、目的が曖昧で整理できていない問題もあります。

子育て支援のための恩恵も、どんどん低所得者の子育て支援にシフトチェンジしていて、全体の出生率が低いものを補うものではなくなっている感じもあり、危惧しています。

ある方は、頑張っていて納税をたくさんしても、所得制限で我が家は何の手当もない。所得が上がるまで勉強したり、時間やお金、寝る時間も削ったり、それぞれの努力があつての今の年収。その努力の結果が子育て支援なし。こんな状態だから少子化対策も進まないのだとおっしゃっていました。

私は、子ども関連の所得制限には反対です。次世代を担う子どもの支援は平等にすべきです。累進課税で高所得者は既に社会に対しての再配分義務は果たしています。子ども関連の支援は、親の所得と切り離して考えていただきたいです。

ロの学校施設については、保護者、地域、学校が一体となって、子どもの成長を支えるコミュニティスクールなどの検討や脱炭素化に貢献できる施設への転換、防災機能の強化といった学校施設の考えが必要になっていくでしょう。今後来るであろう未来が明るくなるような取組をしていただきたいと思います。

次に、3. 学校のコロナ対策について。

イ. 学校の対応について

5月17日付で長野県教育委員会より、「新型コロナウイルス感染症は、第6波が長期化する中で児童生徒を含む10代以下の陽性者数が高い水準で推移してきましたが、学級閉鎖等の休業ルールや基本的な感染防止対策の徹底により、4月中旬をピークに減少していることから、学級閉鎖等の条件を緩和します。」と発表がありました。学びの機会の確保や家庭への負担軽減にも配慮したとのことでした。

新型コロナウイルス感染症は、2019年12月初旬に中国の武漢で第1例の感染者が報告されてから、12月で3年となります。この2年半の間、何を学んだのでしょうか。第1波から第5波までの経験の積み重ねが第6波に活かされたのでしょうか。特に、学校関係では第6波の影響が大きかったと思います。学級閉鎖など日々変わる情報や基準に、担当課も大変なご苦労をされたことと思います。

そこで、5点お伺いいたします。

一つ目に、各学校で学級閉鎖となった日数は何日あるのでしょうか。

二つ目に、学級閉鎖による自宅学習は、授業時間としてどのような扱いになるのでしょうか。

三つ目に、学級閉鎖中の学びの保障について、町ではどのように考えているのでしょうか。

四つ目に、学級閉鎖が相次ぐ中、子どもたちの不安や精神面のケア、陽性者への差別意識の排除等、子どもたちを守る取組はどのように行ったのでしょうか。

五つ目に、人と接触する機会の多い教職員や保育士、保健センター職員などに対し、PCR検査、抗原検査などを定期的実施し、検査の機会を増やす必要があるかと考えますが、町はどのようにお考えでしょうか。

以上、イについてご見解をお尋ねいたします。

教育文化課長（長崎さん） 私からは、3. 学校のコロナ対策についてのイ. 学校の対応についてのうち、学級閉鎖に関するご質問にお答えいたします。

まず、各学校の学級閉鎖の日数につきましては、児童生徒など関係者の人権に配慮する中、学校が特定されないよう、町ホームページなどにより公表してきた経過がございますので、小中学校全体での日数をお答えいたします。

今年度に入りまして、全国的に陽性者が若年層へと移行してきたタイミングで、当町でも陽性者や濃厚接触者が多く見られ、本日を含め昨日までに延べ45日間、学級閉鎖の措置を講じてきたところでございます。

文部科学省では、学級閉鎖及び出席停止等により学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について、オンラインを活用した学習指導など、一定の要件を満たしておりかつ児童生徒の学習状況・成果が確認でき、十分な学習内容の定着が見られる場合に、再度学校における授

業で当該内容を取り扱わないことができるとしておりますが、その学習時間については、授業時数に含めて扱うものではないとされているところがございます。

ただし、これにより学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回ったとしても、特段問題ないとされております。

これまで、新型コロナウイルスの影響による臨時休業や学級閉鎖等に対応できるよう、各ご家庭のインターネット環境の状況を把握する中、試験的に家庭への持ち帰りを行い、各ご家庭において接続できるか、通信状態は良好かなど、事前に確認を行ってまいりました。

また、インターネット環境のないご家庭への対応といたしまして、Wi-Fi接続が可能なモバイルルーターについて、該当するご家庭に貸出しができるよう、必要数の整備を行ってきたところがございます。

このように、学びの保障を確保するための手段としてGIGAスクール構想を推進し、端末の整備とともに準備を行ってきたことで、今回、出席停止の児童生徒に対して、教室で行われる教科の授業をオンラインで配信したり、学級閉鎖や学年閉鎖を講じた際は、これまで紙ベースで配付していた課題について、持ち帰った端末に配信するなど、大きな成果があったものと考えるところでございます。

全国的に新型コロナウイルス感染症の影響により、学校や社会生活における感染への不安、そこから来る社会全体の閉塞感などから、心身の不調につながり、学校生活等に支障を来している子どもたちが存在していることは承知しているところがございます。

町では、一昨年の新型コロナウイルス感染拡大による臨時休業の措置を講じた際から、これまでの間、学習面での遅れや家庭環境の問題、子どもたちの心のケアといった心配も懸念されることから、各学校では早い段階から家庭訪問などにより様子をお聞きし、希望者には、教育相談、健康相談など個別の対応を実施するとともに、必要な児童などには教育心理カウンセラーによるカウンセリングを行うなどの対応を継続して実施してきたところがございます。

また、学級閉鎖の措置を講じた際には、児童生徒など関係者の人権に配慮する中、学校が特定されないよう公表してきたほか、学級閉鎖に限らず、町及び各学校による新型コロナウイルス関連の情報を発信する際には、誰もが感染する可能性があり、家族も含めて発熱の症状がある方や感染者、濃厚接触者、医療従事者の方などに対して、不当な差別や偏見、いじめがないようお願いするとともに、各学校から児童生徒に対して、同様の指導を繰り返してきたところがございます。

総務課長（臼井君） 私からは、コロナ対策につきまして、職員等の定期的な検査の実施に係るご質問にお答えいたします。

町におきましては、令和2年に入り、国内において新型コロナウイルス感染症が拡大し始めた段階から、職場や職員における衛生管理の徹底や感染防止等に取り組んできたところであり

ます。

あわせて、新型コロナウイルス感染症に感染した場合や濃厚接触者と判定された場合などのほか、感染者や濃厚接触者などとの接触により自宅待機する場合や、感染の発生により学校等が休校になったことにより子どもの世話が必要になった場合等に取得することができる特別休暇制度を設け、職場の集団感染を防ぐとともに、職員が気兼ねなく休暇を取得できる体制づくりにも努めてまいりました。

そうした中で、職員が任意で検査を受ける際も年次休暇で対応することとしており、感染が心配な職員につきましては、県が感染拡大傾向時等の一般検査事業として、県内の薬局等で実施している新型コロナウイルス感染症に係る無料検査を受けることを勧めているところであり、この事業に係る無料検査では、ウイルスの遺伝子を増幅させて測定するPCR検査と、ウイルスの構成部分であるたんぱく質などの抗原を検出する抗原定性検査が行われておりますが、早めに検査結果を知りたい場合を除きPCR検査を受けることを勧めております。

また、町におきましても、総務課と教育委員会に職員用の抗原検査キットを用意しており、必要に応じて検査を実施する中で、安全な施設運営、機能維持に努めてきたところであります。

定期的に検査をとのご提案ではありますが、現状におきましては、県が随時検査を受けられる体制を整備しており、町においても抗原検査キットを常備し、検査を行えるようにしておりますことから、必要なときに随時検査を行う中で、職員及び利用者、児童生徒等への感染防止に努めてまいりたいと考えております。

4番（柗津さん） 担当課よりご答弁いただきました。学級閉鎖というイレギュラーな状況に影響を受けやすい子どもを注意深くサポートするための体制が必要です。予算や人員配置も含め、取り残されやすい子どもたちのために、町には支援策を検討していただきたいと思っております。

今回は子ども関連を中心に質問しました。共働き世帯が欲しいのは、現金ではなく、子育てしながら仕事のできる仕組みや環境なのではないのか。少子化、少子化と言うが、実際何人ならよいのか。町民の方にもよく言われますが、町をよくしてほしいの「よく」とは何なのか、町民の方は何に満たされていないのか、常になぜ、どうしてを問い、理想を明確化しなければいけません。

有名大学を出て、有名企業に就職すれば人生は安泰という考え方が正解と思われていた時代は終わりました。インターネットの発達とグローバル化が加速した先行き不透明な時代は、今までの当たり前が通用しない。逆にこれから求められるのは、人や会社の役に立つもの、仕組み、サービスなど新たな価値を生み出せる能力です。

イノベーションに欠かせない能力とは何なのか。一言で言うと、アントレプレナーシップ、起業家精神だと思います。日本は、このアントレプレナーシップ教育が世界各国に大きく後れを取っています。日本の学校教育は、減点主義の集団教育です。そのため、みんなと違う意見

を言ったり、失敗を恐れる子どもが多いことも、アントレプレナーシップが育たない原因でしょう。私は、常識や固定概念にとらわれていない子ども時代こそ、何で、どうしてと疑問を持つ心やアイデア力、創造力などを大切にしてほしいと思います。

国も今年をスタートアップ創出元年と位置づけ、起業家精神教育を小中高で強化すると発表がありました。非常にうれしいことです。そして、現在、国会で審議中のこども家庭庁設置法案が成立すれば、来年4月に同庁が発足します。

子育て政策は、少子化対策や子育て、教育支援をはじめ、不登校、いじめ、児童虐待、自殺、貧困など多岐にわたります。コロナ禍によって、その問題がより複雑化、深刻化しているという課題もあります。子どもの政策に関する公的支出は、いまだ先進国の平均水準を下回ります。未来に投資できない国は滅びます。ぜひ未来の子どもに投資してください。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時59分～再開 午後 1時30分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、7番 玉川清史君の質問を許します。

7番（玉川君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

初めに、1. 安心安全な町づくりを。

イ. 千曲川堤防の強靱化を

1. 四ツ屋地域の未完成堤防と霞堤についての町の考えは。

令和元年東日本台風の町内被災箇所については、町、関係諸団体の皆様のご尽力で、沿川自治体の中でも早い段階で復旧しました。改めて感謝申し上げます。しかし、毎年この時期、梅雨や台風前になると、今年は大丈夫かと心配になっています。

千曲川堤防の復旧された箇所は、強度としては同等かそれ以上のものになっていますけれども、まだまだ注意しなければならない箇所がたくさんあります。千曲川河川事務所が管理をしていますので、町が直接関わることはできないことは承知しておりますけれども、ふだん堤防道路を利用している中で、ここは大丈夫かとハザードマップを見ても、鉄道、国道などへの深刻な影響が示されていることもあり、何年も前から心配の声が皆さんから上がっていて、この場でも複数回、質問や要望が出ています。

梅雨にも入り、自分を含む町民の皆さんへの注意喚起も兼ね、特にこの場所について町の考えをお聞きします。

次に、ロ. 災害時の炊き出しの体制は。

1. 食料などの備蓄はどれくらいあるのか。

2. 食育・学校給食センターの活用はについてお聞きします。

避難者の肉体的、精神的なよりどころが食事です。避難時には自分で飲料水や非常食を用意するようにとの指導はなされていますけれども、災害の種類にもよりますが、みんながというわけにはいきませんし、避難が長引けば炊き出しなども必要になります。

町の防災計画における備蓄の計画について、どこにどのようなものが用意されるのか。また、炊き出しは、備蓄品やコンビニなどを利用する場合と食育・給食センターで調理することが考えられますが、センターではどのようなものが用意できるのでしょうか。お聞きします。

町長（山村君） 玉川議員さんからご質問をいただきました。私からは、1の安心安全の町づくりのうち、イの千曲川堤防の強靱化についてお答えしまして、ロについては担当課長から答弁いたします。

さて、令和元年東日本台風は、県内のみならず関東甲信越、東北地域の各所において甚大な被害をもたらしたことは記憶に新しく、その教訓は今後に生かしていかなければなりません。

かねてから大型台風等による千曲川の増水を想定した場合、当町の千曲川堤防につきましては、四ツ屋地域の御堂川合流点付近の堤防高及び堤防断面不足による堤内地側、堤防の外側への浸水が懸念される場所であり、当該箇所の築堤工の必要性が最重要として要望してきたところでもあります。

毎年開催されます千曲川改修期成同盟会では、本町を含めた長野市、中野市、飯山市、上田市、須坂市、千曲市及び小布施町の6市2町におきまして、それぞれで最重点要望箇所を定めておりますが、当町につきましては、継続して四ツ屋地域の御堂川合流点付近の約170メートルの未完成堤防部分について、所管する国土交通省北陸地方整備局に対し改修を要望しているところでもあります。

また、安曇野市、松本市、生坂村、野沢温泉村、栄村を加えた8市2町3村で構成する北陸直轄河川治水期成同盟会の長野県治水事業整備促進意見交換会の際におきましても、当町としては水害に備えた水位計・センサーの増設や、千曲川中流域砂礫河原保全再生事業のさらなる拡充とともに、先ほどの四ツ屋地域の御堂川合流点付近の築堤工について、強く要望してまいりました。

河川の構造上、上流から下流へ流れる間に、支流からの流れ込みもあり、下流ほど水量が多くなることで災害発生頻度が高まります。

国土交通省においては、信濃川水系の改修については、河川全体の重要箇所を見る中で信濃川水系河川整備計画に基づき整備を進めていくとしておりますが、町といたしましては早期の事業実施に向け、引き続き要望してまいりたいと考えております。

次に、霞堤についてであります。堤防のある区間の一部に開放部を設け、その下流側の堤防を堤内地側に延長させて、開口部の上流の堤防と二重になるように造った不連続な堤防で、洪

水調整や内水排除等に効果がございます。洪水時には一時的に遊水させ、下流に流れる水量を調整し、減少させることで、下流域の洪水を防ぎ、洪水後には本川に戻す機能を備えており、先人の知恵の下、古くから流域全体で洪水による大きな被害を軽減させるために築堤されているものと考えております。

町内には3か所あり、用水や河川が千曲川に流入する箇所でもありますので、台風などの際は、内水氾濫も含め、増水に対する警戒を行う最重要点検箇所の一つとなっております。

国土交通省では、近年の水害による甚大な被害を踏まえ、今後も、気候変動等の影響により水害が激化することを予測する中で、整備の加速と対策手法の充実が必要であるとの考えに立ち、令和2年、水害対策の政策を新しい流域治水へと大きく転換いたしました。

千曲川の改修につきましては、整備計画に加え、令和元年東日本台風により甚大な被害が発生したことから、国、県、市町村が連携し、信濃川水系緊急治水対策プロジェクトを進めております。

今後、河道掘削、遊水池、堤防整備・強化などの河川における対策事業に併せ、ため池等の有効活用など、流域における対策を実施していくことで、千曲川本川の堤防における被災した区間での災害防止を目指しております。

近年の水害の頻発化・激甚化を鑑みますと、これまでの国や県による治水対策に加え、町や企業、町民、利水者などの流域の関係者全員が協働して、流域全体で治水対策を推進していく必要がございます。

千曲川を含めた洪水被害の軽減は最優先の課題であり、当町による流域治水対策を検討し、水害に強い、安全・安心な地域づくりにつなげてまいりたいと考えております。

また、国土交通省において、来週月曜日13日から、千曲川における洪水予報について、3時間後の推移の状況を予測する中で、氾濫危険情報を発表することができることとなりました。

町といたしましても、これまでの運用より早い段階で警戒を呼びかけることが可能となり、より安全に避難する時間を確保できるようになりますが、町民の皆様には、改めて台風などの際には、町からの避難情報などに注意していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

住民環境課長（竹内君） 私からは、口の災害時の炊き出しの体制はについてお答えいたします。

初めに、食料などの備蓄状況でございますが、町の備蓄計画としましては、県の地震被害想定調査による、町内で想定される最大震度の地震が発生した際の避難者数などを勘案し、避難者を人口の1割の約1,500人と想定した上で、発生から関係機関により救援物資が届くまでの想定日数を2日とし、食料品につきましては9千食、飲料水につきましては1日3リットルを目安に9千リットルを備蓄目標としているところでございます。

現在の備蓄食料品の状況ですが、主食用として長期保存が可能で保管場所を取らないクラッ

カーやクッキー、缶入りパンなどを1万2,800食、同じく主食用として子どもや高齢者向けにおかゆを1,600食、そのほか乳児用に粉ミルク及び液体ミルクを備蓄しております。また、飲料水につきましては、1万1,500リットルを備蓄しており、食料品、飲料水とも目標を上回る数量を備蓄しております。

なお、これらの備蓄品につきましては、有事の際の橋梁の寸断や通行規制なども考慮し、千曲川の右岸と左岸の備蓄倉庫に分散して備蓄するとともに、令和元年東日本台風災害の経験から、中核避難所になっている小中学校の体育館にも一部備蓄をしているところでございます。

町といたしましては、今後とも保存期間が切れた備蓄品の更新を計画的に行うなど、適正な備蓄に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、食育・学校給食センターの活用についてお答えいたします。

災害時の炊き出しにつきましては、町地域防災計画におきまして、炊き出し施設として食育・学校給食センター及び保育園給食調理室が位置づけられております。

ご質問の食育・学校給食センターを活用した炊き出しにあたりましては、水道や電気等のライフラインに支障がないことを前提に、避難所に避難した方や住居に被害があり炊事ができない方などを対象として、避難所での生活が長期化することにより炊き出しの必要がある場合に限り、実施することを想定しているところでございます。

次に、どんなものが作れるのかとのご質問でございますが、災害時には調達できる食材は限定されることが予想される中、豚汁やみそ汁などの温かい食事を提供することは可能であると考えております。

また、食育・学校給食センターには米を炊飯する設備は備わっておりませんが、令和元年8月に実施した炊き出し訓練では、調理釜を使用して、おおよそ2時間で75食分に当たるおにぎり225個を調理し、有事の際の炊き出し要請の伝達方法をはじめ、調理員の非常招集や調理の手順、避難所までの輸送方法などを確認したところでございます。なお、この炊き出し訓練につきましては、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により中止といたしております。

食育・学校給食センターによる炊き出しにつきましては、災害の状況や被害状況、避難者の状況などを総合的に勘案し、適切に実施してまいりたいと考えております。

なお、有事の際は、これまで民間事業者と締結した食料品や飲料水などを優先的に供給いただける協定なども同時に活用し対応することとしておりますが、大規模災害時は公的な支援が十分に行き届かない可能性もあり、各家庭での備蓄が大変重要となってまいります。町といたしましては、災害に強い安心・安全なまちづくりのため、ご家庭での備蓄の重要性につきましても、引き続き啓発に努めてまいりたいと考えているところでございます。

7番（玉川君） 再質なんですけど、霞堤について、このままお隣のように閉じるようなことは考

えておられないと、そういうことでよろしいでしょうか。

それと、先日ニュースになりました、5月31日に河川事務所と町で重要水防箇所、千曲川沿いの点検があったそうですが、その状況について伺いたいと思います。その際に未完成堤防のところもちゃんと見てもらったのか、そこを確認したいと思います。お願いします。

建設課長（関君） 2点ほど再質問をいただきました。まず、霞堤の関係でございます。基本的には千曲川河川事務所、国土交通省のほうで災害に対する対策を取っていくという形になっておるわけですが、先ほど町長からも答弁がありました千曲川流域の災害対策プロジェクト、こちらのほうでは、遊水池、霞堤になっている箇所について、遊水池を設けていきたいという箇所を選定していきたい、箇所的にやっていきたいというものがございまして、先日報道されたことだと思えます。

今まで霞堤の関係は、それが霞堤として意義があるという形だったんですが、それを激甚災害を基に、どうやってそれが機能を果たしていくのかということも、工法的にも見直しをかけていっている部分の一つかなというふうに思っております。当町の霞堤につきましては、その計画の中にはなっていないので、千曲川としては、今までどおり霞堤として残っていくという形になろうかと思っております。

もう1点のご質問でございます。5月31日に開催しました点検の関係でございます。国土交通省千曲川河川事務所では、ご案内のとおり、毎年定期的に千曲川、犀川の重要水防箇所を地元市町村の関係者ですとか、地域の皆さんと点検を毎年行っております。出水期を前に、今年5月26日から6月9日までの間に12市町村の河川巡視箇所を定めまして、当町としましては、5月31日、この日に実施させていただいたということでございます。

町からは、消防団それから担当職員も同席しまして、苧屋原、網掛、小網、鼠、そして先に答弁がありました四ツ屋地区の堤防の箇所、合計で6か所になるんですけども、その重要水防箇所を、鼠橋の橋脚に新たに量水計というものを設置したんですが、そういったものですか、国交省のほうで設置してあります資材倉庫、そういったものも含めて、該当する地区の区長さんも同席させていただいて実施させていただきました。

点検では、箇所ごとに想定される被害の内容、そういったものが違いますので、そういったものを国土交通省のほうからご説明させていただきました。区長さんは任期ごと交代されますので、改めて立ち合ってくださいことで、出水期、これからの備えになっているのかなというふうに考えてもおりますし、町としましても、今週から梅雨に入ったということでございます。毎年実施していることではございますが、先に合同巡視をするということで、改めて重要箇所、そういったものを再認識させていただいたというものでございます。

7番（玉川君） 毎年河川事務所への堤防強化の要望、要請を続けていただいていることには感謝いたします。区長さんなど、消防団、町、町民参加の点検など、防災意識向上、維持向上の

活動も大切な活動だと思います。

しかし、霞堤がこのままであるということ、未完成堤防の完成には要請をしながらも先が見えていないとか、すぐにはできないということだということですので、これからも粘り強い活動をお願いしたいと思います。

もう一つ要望なんです。千曲川の川沿いに関わらず、町民の皆さんは、今までの経験を生かして、町内河川の越水・浸水の被害の防止・軽減のために、自宅の住宅への浸水を防ごうと止水板を設置するなど、浸水対策などを個々それぞれが考えて自費で対応している方もいらっしゃいます。たまたま浸水危険区域に畑があったり住宅があったりする皆さんです。被害が発生してからの補償は、公的支援制度や個人で加入する保険、共済などもありますけれども、こういった被害防止・軽減を行う皆さんへの町からの援助も考えていってほしいと要望します。次の質問に移ります。

2. 行き届いた教育のために

イ. 30人以下学級の実現を

1. 小中学校で今年度の31人以上の学級数と、その人数は。

2. 町と教育委員会が、関係諸団体とともに信州少人数教育推進事業の継続とさらなる充実を要望していると答弁がありましたけれども、その関係諸団体とはどこで、その要請活動の内容は。

3. 30人以下学級を採用してほしいが、町の考えは。

この1と2は、昨年、令和3年3月議会での質問の回答で、その時点の学級数と人数が示されましたが、現状をお聞きします。3は、小学校については、今年度から実施された立科町を入れて、全学年で実施されているのが県内で6自治体あると報道されました。今年1月の立科町教育委員会の会議録では、県に対して県基準の35人学級を30人学級に引き下げることを要望すると同時に、それまでは町独自で30人学級を行っていくということでした。

また、担任1人増には町負担での人件費が必要ではありますが、担任の負担減ときめ細やかな指導と学習の定着のために、町が負担するということです。

このように、子どもたちへの教育の質の向上のための努力が県内各地で実施されています。町の考えをお聞きします。

教育長（清水君） 行き届いた教育のために、イ. 30人以下学級の実現をのご質問についてお答えいたします。

公立小中学校の1クラス、児童生徒数の上限については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律で標準が定められており、小学校については、令和7年度までに全学年を1クラス当たり35人に引き下げることとなりました。

長野県におきましては、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導を行うことにより、学習

習慣・生活習慣の確立と基礎学力の定着を図ることを目的に、信州少人数教育推進事業として、県の予算で既に学級や学習集団の規模を35人に引き下げる教員配置を行っており、各学校で該当する学年について活用しているところでございます。

ご質問の、小中学校における今年度31人以上の学級数と、その人数はについてでございますが、令和4年6月1日時点の特別支援学級を除いた数といたしましては、小学校では26クラスのうち1クラス、中学校では12クラスのうち3クラスとなっております。それぞれのクラス人数につきましては、31人が2クラス、32人が2クラスでございます。

続いて、町とともに要望活動を行っている関係諸団体につきましては、千曲市、坂城町の教育水準向上を願う教育関係団体で、更埴郡市教育委員会連絡協議会、更埴PTA連合会、更埴教育会、更埴小学校校長会、更埴中学校校長会、長野県更埴校長教頭組合、長野県教職員組合更埴支部、これら7団体で組織された更埴教育関係7団体連絡会でございます。

更埴教育関係7団体連絡会では、千曲市、坂城町の児童生徒のために教育条件を整備し、よりよい学校生活ができるよう、信州少人数教育推進事業の継続及び中学校への拡大をはじめ、外国籍児童生徒及び日本語の指導が必要と思われる児童生徒に対する、外国籍児童生徒支援員の継続配置、発達障がいのある児童生徒のためのLD等通級指導教室やことばの教室の指導教員の継続配置及び拡充などについて、毎年、長野県教育委員会に対し要望活動を行っております。

次に、町独自で30人以下の学級編制を採用することについて町の考えはについてお答えいたします。

小中学校の学級編制につきましては、長野県による信州少人数教育推進事業として、クラスの平均児童数が35人を超える学年に教員を配置する30人規模学級編制、複数教員による支援・指導のため、平均児童数が30人を超える学年の学級数に応じて教員を配置する学習習慣形成支援、さらに習熟の程度に差が生じやすい教科で30人以下の学習集団が編成できるよう教員を配置する少人数学習集団編成を活用しております。

また、教員が児童生徒への指導や教材研究などに注力できるよう、プリント印刷や採点補助など学校の業務をサポートする教員業務支援員（スクールサポートスタッフ）につきましても、各小中学校で活用しているところでございます。

さらに、それらに加え、町といたしましても、各小学校へ児童生徒支援員を継続的に配置し、国基準で理科専科の配置がない二つの小学校に対し、町独自で理科専科を配置するなど、きめ細かな児童生徒への対応と、教員の負担軽減が図られるよう努めているところでございます。

冒頭でも申し上げましたが、令和4年度の町内小中学校におけるクラス人数の状況はおおむね30人以下となっており、クラス人数が多い学級でも32人でございます。

このようなことから、町といたしましては、小中学校の1クラス児童生徒数の上限を町独自で30人以下にするのではなく、県で行っております事業の継続と、加えて学級定数の引下

げを県から国へ要望していただくよう、町の教育委員会として教育関係の諸団体と連携しながら要望してまいりたいと考えております。

あわせて、今後35人以下の学級が国の施策として拡大していく中で、県が今まで行っていた事業予算をさらに定数を引き下げる予算に回していただけるよう要望してまいりたいと考えております。

7番（玉川君） 現在は自然減でなっているということですので、町の人口を増やすためのもろもろの施策によって子どもの人数が増えた場合に、現状では、31人から35人の場合は1クラスという考え方でいいと思いますが、本年度の状況で30人以下学級で試算すると、増える学級数はいくつになるでしょうか。

教育文化課長（長崎さん） 再質問にお答えします。本年度、児童生徒における30人以下学級を実施した場合、小学校で31人以上の学年が2学年となっておりますので、増える学級数といたしますと2クラスということになります。

7番（玉川君） 小学校で1クラス、中学校で1クラスということでもいいですね。そうすると、担任の先生が2名必要になるということでしょうか。

先ほどの7団体の要請で35人維持ということだったのかなと思ったら、ちゃんと最後のほうで教育長が、県のほうも35人からもっと引き下げようというふうな要請もしていきと言っていたので、安心しました。

ただ、県内でこの30人以下学級を実施している町の多くというのは、坂城町と比べても人口も予算規模も同等か小さな町です。子育て日本一を目指す山村町政にできないことではないと思いますが、ぜひ町長からも考えを伺いたいのですが、お願いします。

町長（山村君） 先ほど教育長それから課長からも答弁しましたように、35人以上のクラスがあるわけじゃなくて、31人、そのくらいでありますので、支援員は町でしっかりつけておりますので、当分それでいいかなというふうに思っております。以上です。

7番（玉川君） ありがとうございます。少人数だけが教育現場の要望ではないこと、説明をいただけてよくわかりましたが、しかし、少人数の効果も、実際にやっている自治体もあるということで、教育の質向上の一つであることは十分に考慮いただきまして、ぜひ実現をお願いしたいと強く要望して、次の質問に移ります。

3. 高齢者が住みやすい町に

イ. シニアクラブの現状は

1. 地区ごとのクラブ数と会員数のここ10年くらいの最大数は、また5年くらいの推移は。

ロ. 更埴地区老人大学の現状は

1. 坂城町の参加人数のここ10年ほどの最大数は、また5年間の推移と卒業生の感想は。

ハ. 地域活動支援事業の状況は

1. 社会福祉協議会の地域支援グループ活動（地域サロン）、これの事業の内容と現状は。

ニ. 高齢者が集える居場所づくりを

1. 居場所づくりを進めるために、町も主体となって健康チェックや介護予防の出前講座などを実施できないでしょうか。また場所として公民館以外にも空家、空工場などを用意できないか。

今月になって、有志の方々が公民館を利用して講座などの催しを中心とした集いを計画されたという回覧が入りました。現在、町が把握している活動というものは、公民館を会場としての活動が多いのでしょうか。また、高齢者がどのような目的で集まっているのか、その活動について、イ、ロ、ハで現状をお聞きします。

ニは、有志の方々が活動計画を立てて実践している集いがあるのは、大変に意義のあることですが、その会場、居場所が公民館以外の場所でもできないだろうかという質問です。

先日、御所沢にある花カフェさんに伺いました。主催者さんへの地元の皆さんからの要望に、区も協力して場所を提供し数年たつそうです。町の支援はあえて受けていないそうです。自分たちのペースで続けていきたいからということでした。管理は、誰が代表ということでもなく仲間数人で行い、いつでも開放しているそうです。交流はもちろん、催物、野菜、花、趣味の作品の持ち寄りなど、来た人がそれぞれがやりたいことをやる。学校帰りの子どもたちも立ち寄るそうです。最近では、ウクライナ支援の募金活動もされたそうです。温かくて懐かしい感じの場所でした。ただ、そこに行けば何かある、誰かいる、話ができる、一休みできる、ただいだけいて帰りたいときに帰る、この軽い感じが必要だとしみじみ感じました。

この居場所のポイントは、常に開いている、常設であるということです。町の施設を使うとなると、予約、会場準備、終わったら撤収などの必要があることから、予約をして会場を借りなければならない。扉をくぐれば自分たちの空間がいつでも待っている、道端のベンチのようなものです。これがいいのではないのでしょうか。また、公民館よりも数が多く、近いところがあれば、足腰に不安のある方も顔を出してみよう、散歩や畑仕事の帰りに寄ってみようとなるのではないのでしょうか。

そこで、町に力を出してほしいのは、その場所についての提供です。まず、町が空家の把握をして、居場所として使えそうなものを公開する。その利用方法について、地域に投げかける。町も地域の主体として動いてほしいと思います。

住民主体で考えてばかりいると、住民から声が上がって住民が動くまで、いつまでも待つこととなります。住民も行政も主体と考えて、行政も場所の提供についてできることをする。このことについて、町の考えはどうでしょうか。

福祉健康課長（堀内君） 3. 高齢者が住みやすい町についてのご質問に、順次お答えいたします。

町内の総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は、県の毎月人口異動調査、令和4年4月1日とその5年前を比較しますと、高齢者数は減少しているものの、高齢者の割合は34.5%から36.6%と5年間で2.1ポイント増加し、当町においても高齢化が徐々に進んでいる状況となっております。

そのような状況を踏まえる中で、町では高齢者の生きがいや地域での役割を持って活動、生活できる取組を推進する必要があると考えているところでございます。

最初に、イ. シニアクラブの現状についてであります。町内のシニアクラブにつきましては、各地区単位で自主的に高齢者が集まり活動する組織であり、地域のつながりや生きがいづくり、健康づくりなどを行い、世代間交流への積極的な参加や長い経験により培った知識を生かし、健康で明るい地域づくりの推進を図る活動をされているグループであります。

町内で活動するシニアクラブの直近10年間で、クラブ数と会員数の最も多い年度であります。クラブ数は平成27年度の14クラブ、会員数は平成24年度の1,315人が最も多い状況でありました。

また、直近5年間のクラブ数と会員数の推移につきましては、まずクラブ数については、平成29年度から令和3年度まで増減がなく12クラブでありました。

会員数につきましては、平成29年度は1,094人、30年度は1,101人、令和元年度は1,079人、2年度は1,094人、3年度は1,053人であり、この5年間で会員数が41人減少している状況となっております。

町内におきましては、ほぼ横ばいの状況で推移をしておりますが、全国及び県内のシニアクラブの状況につきましては、クラブ数、会員数ともに減少傾向となっているところであります。

次に、ロ. 更埴地区老人大学の現状についてであります。老人大学は、高齢者の皆さんを対象に教養を高める機会を設け、生きがいや健康づくり、地域の仲間づくりなどを行うことを目的として、更埴地区老人大学が主催し、開校しているものであります。

講座につきましては、一般教養や時事問題、健康・政治・法律・趣味など様々な講座を開催して、自らの教養を高めるとともに、学んだ成果を地域に戻り還元し、地域の活性化につなげていただくことなどについても目的としているところであります。

先月の10日には、今年度第1回目の講座として山村町長が講師となり、「～ライフ・シフト～「新たな長寿社会へ向けて」」と題した講演が行われ、大勢の皆さんが熱心に聴講されました。

町内からの参加者の直近10年間で最も多い人数は、平成23年度27人で、直近5年間の推移につきましては、平成29年度が17人、30年度は21人、令和元年度は18人、2年度は16人、3年度も16人という状況であります。

講座に参加された受講者からは、教養や知識を高めることができることはもちろんのこと、

体を動かしたり、新たな楽しみを発見することができたとの声のほか、参加者同士が集まり交流できる大切な機会であるとの声もお聞きしているところであります。

引き続き、大勢の皆さんに老人大学を知っていただきご参加いただけるよう、周知等に努めてまいりたいと考えております。

次に、ハ．地域活動支援事業の状況についてお答えいたします。

町社会福祉協議会では、「みんなが自分らしく安心して笑顔で暮らせる地域づくり」を理念に掲げ、多様化する福祉ニーズや複合化した地域課題の解決に向けた取組を行い、町や関係団体と連携して、様々な活動を通して地域福祉の推進を図っております。

具体的な事業といたしましては、介護予防事業である生きがい広場や、福祉人材の育成及び活動支援など地域の皆さんが参加し、助け合い活動を進める地域福祉推進事業や、傾聴ボランティア講座や生活支援ボランティア養成講座など、地域のボランティア力を育てるためのボランティア活動育成事業、日常生活での困り事や心配事を支援する生活サポート事業など、地域の皆さんが住み慣れた場所で幸せに生活できるよう様々な社会福祉活動に取り組んでおります。

ご質問の地域支援グループ活動につきましては、地域単位で高齢者を中心に、子どもや障がいの有無に関わらず、誰もが地域の一員として、楽しみながらお互いに支え合う地域活動として実施しております。

現在、町内で活動するグループは13グループあり、地域の皆さんが自主的に組織し、気軽に参加することが可能で、健康体操や勉強会、お茶のみなどの交流の場を確保して活動しております。その活動に必要な備品の貸出しや研修会の開催、講師の派遣のほか、新たな地域支援グループの立ち上げなどの支援を社会福祉協議会が行っております。

次に、ニ．高齢者が集える居場所づくりについてであります。高齢者の皆さんが自由に気軽に集える場所は、自らが暮らし活動を行う地域で、気兼ねなく交流でき、継続的に集まり行動できる場所であることが重要であると考えております。

町や関係機関が主体となって実施する事業としましては、先ほども申しあげました老人大学や、町が委託して実施している社会福祉協議会の事業などがあります。

健康チェックや介護予防の出前講座の実施につきましては、社会福祉協議会等で実施している生きがい広場事業や、先ほどの地域支援グループ活動等において実施しているところであります。

町といたしましては、先ほども申しあげましたとおり、町等が主体となって実施する事業に参加をされた方が、そこで学んだことや得た知識・経験を地域に戻って還元していただくことで、地域での居場所づくりへと広がる取組になるよう事業を行っているところであります。

金井区におきましては、人と人とのつながりをつくり、お互いに助け合い、支え合い、生き生きと地域で暮らしていくお手伝いをする「金井つながるサロン」が、この4月に社会福祉協

議会地域支援グループ活動支援事業を活用して立ち上がりました。こうした取組が各地域にもさらに拡大していくことを期待しております。

また、そうした活動の場として、地域の空家や空工場などを用意できないかというご質問がありますが、各地域の活動場所は、地域ごとに様々であり、一様ではないと認識しております。町が主体的に空家等を活動場所として提供するという事は、所有者との関係や安全性の点などから難しいものと考えておりますが、仮に地域においてそういった場所を使って活動したいといったお話があれば、備品の提供や講師の派遣など、必要に応じて活動の支援を行ってまいりたいと考えております。

7番（玉川君） 細かい説明をいただきました。ハについてなんです、地域支援サポート活動について、グループが13あるということで、これは町内全区に一つずつあるというわけではないわけなんですね。そうすると、もちろん、自分の区以外に行っちゃいけないというわけじゃないので、そういうことは気にされていないとは思いますが、空白の区、ない区については、どういうふうに町はお考えなんでしょうか。

それと、先ほどのサロンを経験したような方が、地元に戻って社会福祉活動に生かされればというようなお話がありましたけれども、これ実際に実感として効果をどういうふうに考えているかについて伺いたいと思います。

もう一つ、ニについてですが、主体は住民なのか、町なのかというようなお話になるんですが、先ほどの答弁では、住民の皆さんから相談があればやりますよというような姿勢に変わりはないと思うんですけれども、この地方自治法の第1条の2に、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う」、これは住民福祉が町の一番の役目というふうに理解します。

昨日の質問にもありました地域福祉計画の基本となっている社会福祉法には、行政の主体として計画に参加を考えようということが書かれています。町の職員も地域住民ですから、要望待ちではなく、町も主体となって提案して行ってほしいと思います。居場所づくりのきっかけとなる場所の提示からでいいんです。活用内容については、地域の皆さんがやりたいことを考える。

要望は聞こえてくるんだけど動く人がいない。先ほどの話ですね。その場合は、町と地域で解決策を一緒になって考える。これが地域福祉計画で求められている住民とともに考える取組ではないでしょうか。

特に、高齢者の皆さんの要望は、居場所、話し相手、買物など切実です。歩いていける範囲での居場所対策について、一步一步前進、場所ができて人が集まる、もっとやりたいことが生まれてくる、ちょっとした買物ができるなんて、夢が広がるじゃありませんか。きっかけづくりをぜひ考えてほしいと思いますが、町のお考えはいかがでしょうか。

福祉健康課長（堀内君） 再質問にお答えいたします。まず、地域支援グループ、現在13グループが活動しておりますが、空白の地区について、こちらにつきましては、地域支援グループの地域サロン、こちらの活動支援事業を社会福祉協議会で行っております。助け合い、支え合いの輪を坂城で、地域で、ご近所で広めていきたいと思いますということで呼びかけを行っております。空白の地域でも、できるだけ立ち上げにつながるよう、また支援をしてまいりたいと考えております。

二つ目。町及び町関係主体の事業参加者の地域に還元されているところの効果についてであります。直接、老人大学やシニアクラブに参加された方が地域支援グループを立ち上げたよといったところでは、その辺の確認はできておりませんが、実感といたしまして、そういった経験を踏まえて、何人かの方がグループとなって立ち上げているといった醸成の場にはなっているかなと感じております。

また、3点目につきましては、住民だけが主体ではなくて、行政と一体となって取り組んでいけたらと、きっかけづくりの場ということでございます。こちらは繰り返しとなりますけれども、やはり、町が主体となって実施している事業に参加していただいた方が地域に戻って、経験を生かして、グループで居場所づくりに広がっていくということが大事だなと考えております。

また、その地域の方からの動き出しにつきまして、相談がありましたら、積極的に先ほど申し上げました立ち上げ支援を行い、講師の派遣ですとか備品の貸出し、そういった支援について、まず地域の皆さんと一体となって、相談しながら取り組んでまいりたいと考えております。

7番（玉川君） 主体がどちらかと、一緒に主体ということで考えてほしいんですが、まだまだこのことについては、議論が必要なところかと思いました。

最後に、このきっかけの一つとして情報の提供という、建物のことについて今回は伺ったんですが、それ以外に、実際にもう先駆的な活動をされている、先ほどの花カフェさんみたいなものについて、積極的に町でも、資金的なものじゃなくて、こういうことをやっているんですよということでもって、町の皆さんに広く伝えていただけるということが大変必要だと思いますので、まずはそこを考えていただきたいと、そういうふうに思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（小宮山君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

次回は13日午前9時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞様でした。

（散会 午後 2時24分）

6月13日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 13名
- | | | | |
|------|----------|------|----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 9番議員 | 朝倉 国勝 君 |
| 2 " | 大森 茂彦 君 | 10 " | 滝沢 幸映 君 |
| 3 " | 山城 峻一 君 | 11 " | 吉川 まゆみ 君 |
| 4 " | 祢津 明子 君 | 12 " | 西沢 悦子 君 |
| 6 " | 大日向 進也 君 | 13 " | 塩野入 猛 君 |
| 7 " | 玉川 清史 君 | 14 " | 中嶋 登 君 |
| 8 " | 栗田 隆 君 | | |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|---------|
| 町 長 | 山村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮崎 義也 君 |
| 教 育 長 | 清水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 大井 裕 君 |
| 総 務 課 長 | 臼井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 伊達 博巳 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 竹内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 堀内 弘達 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹内 祐一 君 |
| 建 設 課 長 | 関 貞巳 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 長崎 麻子 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 鳴海 聡子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 | 宮嶋 和博 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮下 佑耶 君 |
| 財 政 係 長 | 竹内 優子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 細田 美香 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | |
| 子 ども 支 援 室 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 議 会 書 記 | 柳 澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前 9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|--------------------------|------------|
| (1) コロナワクチン接種と感染状況についてほか | 大日向 進 也 議員 |
| (2) 農業振興についてほか | 塩野入 猛 議員 |
| (3) 地球温暖化についてほか | 中 嶋 登 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（小宮山君） 最初に、6番 大日向進也君の質問を許します。

6番（大日向君） おはようございます。ただいま議長から発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

町道A09号線も開通し、産業団地の新たな2区画の譲渡先も決まり、コロナ禍でも遅れることなく開発を行うことができました。今後、インター先線の開発も急務となるのではないかと思います。こちらも当初の計画より遅れることなく、無事開発が進むことを願っております。

それでは、質問に入ります。

1. コロナワクチン接種と感染状況について

イ. ワクチン接種状況

まず、12歳以上20歳未満から10歳刻みで接種の状況及び割合をお聞かせください。今回より5歳から11歳までの接種が可能となりましたが、坂城町の該当する人数は何名でしょうか。また、11歳以下の接種状況はどのようになっていますか。人数をお答えください。

マスコミ報道では、人数不足によりワクチン廃棄が発生との地域もあるようですが、当町において廃棄することはあったのでしょうか。毎回お聞きしておりますが、ワクチン接種において副反応の発生報告はありましたか。

ロといたしまして、町内在住者のコロナ感染状況について。

第6波と呼ばれるオミクロン株の蔓延が始まった本年1月より、当町内での感染者数も増加している状況がございました。本年1月からの感染者数の推移はどのようになっているか、今日現在までにおける感染者数の推移はどのようになっているか、また年代別の感染割合をお答

えください。

ハ．町が配布する簡易抗原検査キットについて

町では、新型コロナウイルス感染症の早期発見のため、簡易抗原検査キットを配布しているが、現在までどのくらい利用があったのでしょうか。また、どの年代で利用が多かったのか。それによって感染とわかった事例はあったのでしょうか。最後に検査希望理由にはどのようなものがあったのでしょうか。

ニ．４回目の接種について

４回目の接種の詳細な予定についてお聞かせください。接種券配布の事業はいつ頃を想定しているのでしょうか。また、対象はどの範囲になるのでしょうか。接種開始の予定はいつ頃となりますか。最後に、今まで文化センター体育館を会場としておりましたが、耐震化工事が予定されているため使用不可となります。接種会場はどのようになるのでしょうか。

以上、質問いたします。

保健センター所長（竹内さん） １．コロナワクチン接種と感染状況について、イ．ワクチン接種状況についてから順次お答えいたします。

新型コロナワクチン接種につきましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止と重症化予防を目的に予防接種法の臨時接種として位置づけられ、町におきましても昨年５月から優先接種の対象とされた高齢者の方から順次接種を実施してまいりました。

その後、対象年齢が拡大され、１、２回目の初回接種は１２歳以上の方を対象に実施しておりますが、新型コロナワクチンは時間の経過とともに抗体価が減少し、発症予防効果が低下することから、２回目の接種が完了した１８歳以上の方に対し、３回目の追加接種を実施することが国において決定されました。町では今年の２月から３回目の接種を実施し、現在は対象年齢が拡大され、１２歳以上の方に対し接種を実施しております。

また、５歳から１１歳の小児への接種につきましては、特に基礎疾患を有するなど、重症化リスクが高いお子さんには接種の機会を提供することが望ましいとされており、町におきましても対象となるお子さん及び保護者の方に対し、接種を受けるかどうかご判断いただけるよう、国の資料等も併せてお送りをし、３月から実施をしているところでございます。

町の３回目接種の状況につきまして、６月１日現在の数字で申し上げますと、３回目接種人数は全体で１万６７２人で、接種率７６．２％でございます。年代別の接種状況につきましては、いずれも接種人数、接種率の順に申し上げますが、１２歳以上２０歳未満が５９４人で５５．７％、２０代が７２０人で５７．７％、３０代が８１７人で６５．２％、４０代が１，４０４人で７７．４％、５０代が１，５５５人で８３．７％、６０代が１，６４６人で９０．９％、７０代が２，２２２人で９３．８％、８０代が１，３０６人で９２．７％、９０歳以上が４８０人（同日「４０８人」に訂正あり）で８８．３％という状況でございます。

また、5歳から11歳までの小児へのワクチン接種の状況は、いずれも6月1日現在の数字で申し上げますと、対象者は709人で、1回目の接種人数が235人で接種率は33.2%、2回目の接種人数は161人で接種率は22.7%でございます。

小児へのワクチン接種は、全国的にも接種率が低い状況であり、厚生労働省及び長野県が公表しているデータでは、国及び県全体の1、2回目接種の接種率がいずれも10%台となっておりますが、町の接種率は国及び県の接種率を上回っている状況です。

新型コロナウイルス感染症は、小児においても中等症や重症例が確認されており、先ほども申し上げましたが、特に基礎疾患を有する等、重症化するリスクが高いお子さんには接種の機会を提供することが望ましいとされているほか、今後様々な変異株が流行することも想定されるため、国において小児を対象にワクチン接種を進めることとされておりますので、今後も引き続き接種を受けるかどうかご判断いただき、希望されるお子さんへの接種を実施してまいります。

次に、ワクチンの廃棄があったかのご質問ですが、これまでのところ、ワクチンの期限切れによる廃棄はございませんが、接種当日に急なキャンセルが出た場合などにつきましては、ほかの方に連絡を取るなど、できる限り廃棄とにならないよう対応をした上で、どうしても接種される方が確保できない場合には、やむを得ず廃棄としたことがございました。

また、ワクチン接種後の副反応の発生報告ですが、接種後の発熱といった一般的に多く見られるとされている症状につきましては、報告をいただけていないため、町では把握していませんが、接種後すぐに一時的なアレルギー反応を起こされ、救急搬送で病院にかかられた事例の報告が1件ございました。この方につきましては、1泊の入院とはなったものの、一過性の症状で、翌日には退院されたとのことでございます。

このほか、接種後にしびれ等の症状と倦怠感などにより、入院や通院による治療を行い、治療を継続することにより症状が回復傾向となられている方からの報告を1件お聞きしている状況でございます。

続きまして、ロ. 町内在住者のコロナ感染状況についてお答えいたします。

今年の1月からのオミクロン株による感染拡大の第6波は、これまでのウイルスに比べ感染力が高いことから、2月には全国で1日の陽性者数が10万人を超える日もあるなど、過去に経験のない規模で増加し、長野県を含めた36都道府県にまん延防止等重点措置が適用され、県においても独自の感染警戒レベルや医療アラートなどの基準を設け、市町村と連携を図りながら様々な対策が講じられました。

3月に入り、陽性者数及び確保病床使用率の着実な減少に加え、2回目のワクチン接種済の高齢者の8割を超える方への3回目の追加接種が実施できる見込みとなったことなどにより、3月6日にまん延防止等重点措置が終了されたところでございます。

その後、3月中旬以降、4月の年度の切り替わりの時期を迎え、感染の再拡大が起き、確保病床使用率が県の警報発出の目安とする25%を超えたため、4月20日に医療警報が発出されましたが、基本的な感染防止対策やワクチン接種が進んだことなどにより、5月16日以降は安定的に25%を下回っていたことから、5月23日に全県に発出されていた医療警報が解除され、併せて感染警戒レベルの基準が見直され、各圏域の感染警戒レベルが切り替えられました。

また、6月9日には直近1週間の新規陽性者数が減少したことを受け、町を含む長野圏域の感染警戒レベルがレベル2に引き下げられましたが、感染警戒レベル2は、感染が確認されており、注意が必要な状況とされておりますので、マスクの着用、手指消毒、密集・密接・密閉のいずれも回避をする基本的な感染防止対策や、体調不良時の早期受診等の徹底が求められている状況です。

町の感染状況につきましては、県の発表資料による5月末日現在の数字で申し上げますが、これまで418人が陽性となり、このうち今年の1月以降の陽性者数は369人で全体の88.3%を占めている状況です。月別に申し上げますと、1月が58人、2月が62人、3月が41人、4月が129人、5月が79人となっており、令和2年8月に町で初めての陽性者が発生してから昨年12月までの陽性者数が49人であるため、改めて今年1月以降の第6波による影響が大きいといった状況でございます。

町の1月以降の第6波における年代別の感染割合ですが、10歳未満が56人で全体の15.2%、10代が71人で19.2%、20代が7人（同日「37人」に訂正あり）で10%、30代が51人で13.8%、40代が52人で14.1%、50代が28人で7.6%、60代が21人で5.7%、70代が27人で7.3%、80代が18人で4.9%、90歳以上が8人で2.2%という状況でございます。

続きまして、ハ. 町が配布する簡易抗原検査キットについてお答えいたします。

町が配布している抗原簡易キットは、県が実施している抗原簡易キットを活用した陽性者の早期発見促進事業として実施しているもので、各市町村が住民の方へ配布をしております。

新型コロナウイルス感染症の早期の感染発見のためには、症状がある場合は速やかに医療機関を受診することが基本ですが、抗原簡易キットを活用することで、より一層の早期発見・感染拡大防止の対策を図ることを目的としており、微熱や喉の違和感などの軽微な症状があるなど、医療機関を受診するか迷う場合に検査キットによる検査をしていただき、検査結果を町へ報告していただいております。

これまでの配布状況ですが、申込みのあった316人の方に配布をし、年代につきましては、10歳未満が7人、10代が47人、20代が14人、30代が46人、40代が73人、50代が61人、60代が29人、70代が36人、80代が3人で、そのうち2人の方が陽

性であったとの報告を受けております。

また、検査を希望された理由につきましては、検査を希望する方はどなたでもお申込みいただける事業であるため、把握はできていない状況でございます。

なお、当初は配布対象を受験生の方及びそのご家族に限定しておりましたが、現在は対象を拡大し、坂城町に居住されている方であれば対象となりますので、希望される方は町のホームページからお申込みいただければと思います。

続きまして、二、4回目の接種についてお答えいたします。

新型コロナワクチンの4回目接種につきましては、3回目接種後のワクチンの有効性の持続期間や、現時点までに得られている4回目接種の有効性・安全性に関する知見、諸外国における対応状況等を踏まえ、主に重症化予防を目的として、4回目接種を実施することが国において決定されたため、町におきましても接種の実施に向けた準備を進めているところでございます。

4回目接種の対象は60歳以上の方及び18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する方で、接種間隔は3回目接種から5か月経過後とされております。

ワクチンにつきましては、初回接種及び3回目接種ワクチンの種類に関わらず、ファイザー社と武田／モデルナ社ワクチンを使用することとされておりますが、4回目接種において国から供給されるワクチンの割合は、ファイザー社ワクチンがおよそ2割、武田／モデルナ社ワクチンがおよそ8割と、大半が武田／モデルナ社ワクチンとなる予定のため、3回目の接種が済んでいる60歳以上の方に対し、3回目接種と同様に希望するワクチンの意向調査を現在実施しております。調査の結果により、供給量が少ないファイザー社ワクチンを希望された方が多い場合には、抽選とさせていただく予定でございます。

また、3回目接種がお済みの18歳以上60歳未満の方につきましても、基礎疾患をお持ちかどうか把握させていただくための調査を併せて実施しております。いずれも6月20日を調査の期限としておりますので、通知が届いている皆様は、期限までに同封のはがきをご返送いただきますようお願いいたします。

また、接種につきましては、これまでと同様に町内医療機関及び鹿教湯病院のご協力をいただき、集団接種で実施をしております。接種日程は、7月中旬から開始の予定で、会場につきましては、これまで会場としていた文化センター体育館が耐震化等工事のため使用できないことから、隣接の文化センター大会議室に変更しての実施を予定しております。

なお、接種券の発送は6月末から順次送付する予定で、60歳以上の方につきましては、予約の混乱を避けるため、3回目接種と同様に日時を指定させていただき、接種券とともに日程のご案内をお送りし、18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する方につきましては、調査報告を踏まえ、該当される方に接種券をお送りし、予約をしていただく方法を予定しております。

なお、今後の予定等につきましては、引き続き町のホームページや防災行政無線等により随時お知らせしてまいります。

貴重なお時間をいただき申し訳ありません。ちょっと訂正をお願いいたします。先ほど、接種人数のところなんですけれども、90歳以上の接種人数408人のところを480人と言ってしまったので、408人に訂正をお願いいたします。

なお、町の1月以降の第6波における年代別の感染者数のところで、20代37人のところを7人と答弁してしまいましたので、37人に訂正をお願いいたします。

6番（大日向君） 保健センター所長よりお答えいただきました。報道等を見ておられますと、ワクチンの接種状況においては、年齢が高くなるにつれ接種率が高く、若年層は低いということがうかがえます。しかし、当町では比較的若年層においても高い接種率となっていることがわかりました。感染を回避するための意識が高く持たれていることの表れだと思います。

町内のコロナ感染者数については、二桁の発生のときもあり、当町の人口の割合からすると比較的高めであると言わざるを得ない日もありました。人流増加の懸念があったゴールデンウィークについては、感染拡大につながるのではないかと心配されたが、比較的発生数は落ち着いております。

また、町で配布を行っている簡易抗原検査キットを利用し、早期発見や感染拡大の未然防止が行われている現状を見る限り、町民の皆様のコロナへの対策等が功を奏しているのではないかと思います。

4回目の接種については、60歳以上の高齢者、18歳以上で基礎疾患をお持ちの方が対象となり、7月より順次行われるということでした。引き続き希望される方への接種がスムーズに行われるようお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

2. 学校における端末機器を用いた学習について

イ. 小中学校における端末の使用状況はということで、5点についてお伺いします。

1、端末の導入はいつから始まり、現在どのような状況に至っているのでしょうか。

2、端末はどのようなものを使用しているのか。これはサイズや重量等をお答えください。

3、どのような授業にて活用されているのでしょうか。内容といたしまして、小学校低学年、高学年、中学校ごとにお聞かせください。

4番目として、端末教材ではどのような学習や授業を行えるのでしょうか。

5点目として、端末導入にあたり、教職員の教育は行われたのでしょうか。また、端末を用いて授業を行うことにより、教職員の負担はどのように変化したのでしょうか。

ロ. 家庭学習について3点お聞きします。コロナ禍での出席停止の際や学級閉鎖等で活用はできたのでしょうか。また、活用がされた場合はどのような授業で使用したのでしょうか。

2、学級閉鎖したクラスは全て端末学習を取り入れたのでしょうか。

3、端末導入をして学習成果等に変化はありましたか。

ハ、GIGAスクール構想の今後について3点お伺いします。

1、長期休暇時の課題や宿題等での学習ツールとしてどのように使用するのですか。

2、インターネット端末を所持する年齢が若年化しているが、端末の導入・使用に際しセキュリティ等の学習も並行して行う必要があると感じるが、どうお考えでしょうか。

最後に、町として児童生徒の学力向上に対し、端末による学習をどのように利用していくのでしょうか。

以上、質問いたします。

町長（山村君） ただいま大日向議員さんから、2として学校における端末機器を用いた学習についてとのご質問がありました。私からは、全体的なことをお答え申し上げまして、詳細につきましては、担当課長から答弁いたします。

さて、GIGAスクール構想推進事業につきましては、不登校など支援が必要な子どもたちを含め、多様な資質や能力を持つ全ての児童生徒の個性に合わせた教育を実現するため、ICT機器を効果的に活用した授業の改善による従来の教育実践と情報通信技術を組み合わせたICT教育を推進することにより、教育環境の充実と高度情報化社会に対応できる人材の育成を目指すものであります。

これらを実現させるべく、令和2年度に児童生徒に1人1台端末の貸与をはじめ、大容量の高速通信に対応した情報通信ネットワークの整備と、無線通信機器、端末の充電保管庫の設置等が完了し、令和3年度から運用を開始したところであります。

運用開始に併せまして、当面3年間の予定で、町学校職員会において「GIGAスクール構想の実現に向けた授業改善による学力向上」をテーマとして、実践を通して研究活動を進めるため、信州大学教育学部でICT活用授業を実践的に研究しておられる准教授の先生を坂城町教育情報化アドバイザーにお迎えし、講演会や研修会・研究会等でご指導いただいているところであります。

また、アドバイザーの先生には、研修会・研究会に併せて、各小中学校で開催している公開授業等に際して信州大学の学生さんにもお手伝いいただき、準備や全体的な指導、アドバイスなどをいただく中で、教員の指導力向上にお力添えをいただいているところであります。

去年は、運用開始1年目ということもあり、端末に楽しんで慣れるということを最優先に、教職員については積極的に研修会や勉強会を行う中、端末を授業でふだん使うことができるようにスキルアップを図り、児童生徒については、タイピングなどの基本的な操作や、搭載されているアプリケーションの使い方などを授業の中で習得したほか、端末を使用する上でのルールについても指導してきたところであります。

特に中学校では導入当初から、学校づくりのテーマを「みんなの楽しいデジタルスクール」とし、端末を使用した4人グループでの学び合いを、学校教育の最上位目標である「友愛」を用いて「友愛モード」と名づける中で、積極的に授業やオンライン学活など授業以外にも取り入れております。

この方法は先進的な取組として他市町村からも注目をいただき、視察にお見えいただいたり、モデル校として県教育委員会の実践事例にも紹介されているところであります。

また、町においてデジタル化を推進する中では、学校教育や生涯学習のほか、企業における社員教育などにおいてもeラーニングが活用できるよう、昨年12月に、町と特定非営利活動法人日本イーラーニングコンソーシアム及び公益財団法人さかきテクノセンターにおいて協定を締結いたしました。

この協定を契機としまして、包括的な連携の下、相互に協力する中で、さらなるICTを活用した学習形態の普及促進に取り組んでまいりたいと考えております。

GIGAスクール構想推進事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり、学習指導要領に示されている情報活用能力の育成が大きな目標であり、端末などのICT機器を使用することで、目標の達成を目指すものと考えているところであります。

将来的には、教職員から学習課題を与えられる一斉授業から、児童生徒が共に助け合い、自ら考え、学習し合える授業へシフトすることが理想であると考えているところであります。

そのため、今年度は学校職員の研究計画の2年目として、個別最適な学びと協働して学び合う探究活動の創出をテーマに、端末に楽しんで慣れることから学びに活用することにシフトし、4人グループでの学び合いを中心とした協働学習や、デジタル教材などを活用した個別学習などを組み合わせ、ICT機器を効果的に活用した学習を幅広く展開し、児童生徒のさらなる学力向上に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

教育文化課長（長崎さん） 2. 学校における端末機器を用いた学習についてのご質問に順次お答えいたします。

GIGAスクール構想推進事業につきましては、令和2年度に児童生徒に1人1台端末の貸与をはじめ、大容量の高速通信に対応した情報通信ネットワークの整備、無線通信機器や端末の充電保管庫の設置等が完了し、令和3年度から運用を開始しているところでございます。

今回導入した端末は、GIGAスクール構想のためにパッケージングされた専用スペックの端末を使用しており、画面サイズは11.6型、重量は1.3キログラムで、ノート型・タブレット型など変形が可能な回転型マルチモード2in1を採用しており、落下などの衝撃に強いアメリカ国防総省の調達物資品質基準であるMIL（ミル）規格に準拠したものとなっております。

授業での活用についてですが、主要教科については、町で導入した指導者用のデジタル教科

書とともに、小学校は英語と算数、中学校は英語と理科の2教科について、文部科学省の実証事業として提供された児童生徒用のデジタル教科書を効果的に取り入れ、普段から活用しているところがございます。

小学校低学年では、まずは端末に慣れることを優先し、自分専用のパスワードを入力して画面を起動させることから始まり、タッチペンを使った手書き入力や、ひらがな入力のほか、学年によってはローマ字入力など、タイピングの練習にも力を入れてまいりました。

さらに、一例ではありますが、端末に搭載されているカメラを使って、図工の授業で作成した粘土を少しずつ動かしながら撮影し、編集でつなぎ合わせて、ぱらぱら漫画のような作品を作り上げるなど、少しずつ授業での活用が進んでいることを実感するところがございます。

高学年になりますと、タイピングのスキルも格段と上がり、また、利用可能な様々なアプリを活用しているところがございます。

例えば、端末を通して自分の意見や感想を入力し、普段の授業では発言できなかった子どもたちも含め、友達同士の考えを知ることにより意見を共有したり、4人1組のグループをつくり、グループ内で直接教え合うことや、わからないことを聞き合ったりと、学び合える協働学習に取り組む姿も多く見られるようになり、通常の対面授業とうまく組み合わせながら、端末を授業の道具として効果的に活用している様子が見受けられる状況でございます。

中学校におきましては、4人グループの学び合いを小学校に先駆けて授業に取り入れているほか、校長講話や生徒会活動、放課後学習などでも活用しており、中学校での先進的な活用についてのノウハウを小学校へと引き継ぐことにより、全体的なレベルアップを図っていきたいと考えているところがございます。

また、今年度から新たにデジタル教材のライセンス契約を結び、授業改善のためのツールとして活用を始めたところがございます。

このデジタル教材は、これまで中学校で使用していた実績があり、小学校1学年から中学校3学年までのほぼ全ての教科に対応した教材や、様々なAIドリルを搭載しているほか、自動課題出題機能や家庭学習サービス、成績管理機能、過去の入試問題などのテスト機能、小学生の図鑑などのコンテンツがそろっており、普段の授業をはじめ家庭学習にも対応した教材となっております。

このほか、発達障がいや視覚障がい、身体的な障がいなどにより、特別な教育的支援を必要とする児童生徒を対象とした、障がいの種類に応じて文字の大きさや色、背景色の変更、ルビの表示、速度調節が可能な音声での読み上げ機能などがあるデイジー教科書についても、昨年度から導入を開始したところがございます。

これらのデジタル教材は、個別最適で主体的な学びの一翼を担うとともに、教員の負担軽減につながり、これまで以上に児童生徒と関わる時間が増えることも期待するところござい

す。

続きまして、端末導入にあたっての教職員の教育などにつきましては、国からGIGAスクール構想の加速化が打ち出される整備段階から、文部科学省や県教育委員会主催によるオンラインでの研修など、段階的に行ってまいりました。

また、町といたしましても、端末導入業者の協力を得る中で、新しく導入する端末のデモ機を活用するなどして、搭載されているアプリケーションの使用方法や、授業での活用方法などの研修を行うことで、端末導入前から準備を進めてきたところでございます。

運用が開始されてからは、各学校の教職員の研修や、町学校職員会の合同研修などを行うとともに、ICT支援業務の委託業者からも、研修会や普通の授業に加え、公開授業の準備などの際にも定期的にアドバイスを受けているほか、教職員同士でも教え合うなどしながら、徐々にスキルを高めているところでございます。

開始当初は授業の準備などに相当の時間を費やし、また、自身のスキルを高めるため操作を学んだり、教職員の負担も大きかったところでありましたが、現在におきましては、個々に差はあるものの、当初と比較して徐々に準備に要する時間等が短縮できている教職員も見受けられるところでございます。

続きまして、ロ. 家庭学習についてのご質問にお答えいたします。

家庭学習への活用に向けましては、整備段階から、各家庭におけるインターネット環境について定期的に調査を行い、また、昨年度におきましては、小中学校の保護者を対象に、ふだん子どもたちが授業等で使っている端末を、親子で体験してもらうことで、その機能や教育効果の理解を深めてもらう試みとしてGIGAスクール親子体験教室を開催したほか、家庭における端末を利用する際のルールづくりなど、準備を進めてまいりました。

また、新型コロナウイルスの影響による臨時休業や学級閉鎖などの際に対応できるよう、あらかじめ試験的に端末を家庭に持ち帰り、各ご家庭のネットワークへの接続と通信環境の確認を行ってまいりました。

そのため、出席停止の児童生徒に対して、教室で行われる国語や算数などの授業をオンラインで動画配信したり、学級閉鎖や学年閉鎖の際には、これまで紙ベースで配布していた各教科の課題を、持ち帰った端末にクラウドを通じて配信するなど、慌てることなく対応することができたところでございます。

しかしながら、状況によっては端末の持ち帰りができなかつたり、配信する課題の準備が間に合わないなど、活用できなかったケースもあったとのことであり、その際はそれぞれの家庭にあるもので自習となったクラスもあったと聞いております。

次に、端末を導入して学習成果などに変化はあったかのご質問ですが、これまでのような先生の話聞く、黒板をノートに書き写す、当てられてから発言するといったような授業とは

異なり、端末を用いた調べ学習や4人グループでの学び合い、意見や感想を入力することにより、友達の意見を共有できるなどのほか、これから本格的に始まる家庭学習においても、宿題だけでなく、端末を活用することで、児童生徒一人一人が自分で考える主体的な学びへと変化していくものと考えるところでございます。

続きまして、ハ. G I G Aスクール構想の今後についてお答えいたします。

家庭学習での端末の持ち帰りにつきましては、今後さらに保護者等の理解を得られるよう、丁寧な説明をしていくとともに、持ち帰りに対応したルールについても精査してまいりたいと考えているところでございます。

その上で、夏休みなどの長期休暇の際の宿題などにつきましても、自由研究や日記等も含めまして、端末での活用がどこまでできるか検討していくとともに、できるところから取り入れてまいりたいと考えているところでございます。

G I G Aスクール構想での端末を活用した学習につきましては、クラウドを利用するため、インターネット環境が必須となります。しかし、その利用に際しましては、同時にインターネット上のトラブルなどに見舞われるおそれがありますことから、有害サイトへのフィルタリングなどの対策を行うとともに、情報セキュリティの研修などの人的な対策について、これまでも定期的に行ってまいりました。

また、扱う児童生徒に対しましては、パスワードなどの適切な管理や個人情報の取扱いのほか、情報リテラシーを身につける学習も行ってまいりたいと考えております。

G I G Aスクール構想推進事業につきましては、端末はあくまでも道具の一つとして捉えており、基本的には対面授業を主体とした上で、I C T機器を効果的に活用した授業に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

これまでのような対面による一斉学習のほか、デジタル教材などを活用した個別学習、4人グループによる協働学習を組み合わせた学習を展開するとともに、家庭学習においても端末を効果的に活用していくことが学力向上につながるものと考えるところでございます。

6番（大日向君） 町長、担当課長よりお答えいただきました。昨年より始まった小中学校におけるI C T教育について、約1年をかけ、児童生徒が端末を操作することに慣れたということがわかりました。このようなI T分野においては、若年層ほど使用にたけているように感じます。今後も学習ツールの一つとして有意義な使い方をしていただきたいと思います。

しかし、アナログと言われるような見る、聞く、書くということも学習の基本であると感じます。デジタル、アナログ、双方のよいところを存分に活用し、当町の児童生徒の学力が向上していくことを期待しております。

また、家庭学習についても活用が進んでいるということですが、今後も様々なシーンで学習プラスアルファを含め、活用範囲が拡大されるべきと思います。

今後のICT教育についてですが、情報セキュリティーを含め、段階を踏みながら学習を進めていただきたい。新しいことが導入されるときは、総じて大小の混乱がつきものではありますが、初めが肝心という言葉もございます。ぜひ、どんな小さな問題も放置せずに未来の子どもたち、町のためにICT環境の整備を行っていただくことをお願いいたします。

そこでなんですが、3点ほど再質問をさせていただきます。端末を用いての学習は、今後の学習環境整備の中でも大きく割合が占められる部分になるということがうかがえました。また、現在、コロナ禍での学習環境においても、学校内、学校外での端末の活用が徐々にされているということがわかりました。

そこで、端末を自宅に持ち帰り学習を行う際に、家庭での使用について保護者への聞き取り等も行われているのでしょうか。

次に、学習教材についてです。端末学習における学習教材はどのように選定されているのでしょうか。

もう1点、端末を導入したことにより、教科書以外の学習教材、これはドリルとかですね、こういったものが家庭負担分となっておりますが、どうお考えになっていきますか。再質問いたします。

教育文化課長（長崎さん） 再質問にお答えいたします。端末の持ち帰りについて、保護者に調査などを行ったかにつきましては、昨年、中学校のご家庭を対象に、授業の予習・復習やドリル学習など本格的な家庭学習の活用に向け、端末の持ち帰りについてご意見をお聞きするため、アンケート調査を実施いたしました。

アンケートの結果につきましては、98%のご家庭から賛成の意見をいただきましたが、視力低下などの健康面の不安や破損したときの対応、学習の定着力など、一部のご家庭から不満の声もございました。引き続き丁寧な説明により理解を深めてまいりたいと考えております。

次に、学習教材の選定方法につきましては、端末用の学習教材は教科書のデジタル版や、導入端末に標準で搭載されていたもののほか、今年度新たに導入したデジタル教材を使用しております。

学習教材の選定については、各学校のICT担当教職員で構成するGIGAスクール推進委員会を中心に、直接現場で使用する小中学校の教職員や児童生徒が使いやすく、より充実したコンテンツを有するものを研究・検討し選定していただいたところでございます。

次に、端末を導入したことによる学習用品の家庭負担の考えについてでございます。学校で使用する教科書や付随する学習教材などの学習用品につきましては、なるべく保護者の負担にならないよう公費で負担しているところですが、一部個人の所有となるものについては、保護者に負担していただいているところでございます。

1人1台端末を導入後、運用している端末などに搭載されているデジタル教材などにつま

しては、全て無償貸与としております。現在、保護者が負担している紙媒体の学習教材などにつきましても、今後デジタル教材で代用できるものを精査していく中で、保護者の負担軽減につなげていけるよう検討してまいりたいと考えております。

6番（大日向君） 再質問にお答えいただきました。全国的にも開始されて日が浅い取組のため、様々な意見が出てくるかと思えます。町の伝統文化や歴史学習等への活用を含め、子どもたちが快適な学習環境にて勉学に励むことができるよう、端末が活用されることを期待しております。

質問は以上となります。この3年ほど、コロナによって激変した生活環境となっておりますが、3年ぶりに行われたばら祭りでは多くの方が来場され、坂城駅前葡萄酒マルシェでは町内外より約1,500人ほどの来場があったとお聞きしました。また、町内3小学校においては、無事運動会を開催でき、徐々にコロナと日常生活のバランスが取れるようになってきたと感じるところもあります。

様々な場面において自粛、我慢を強いられた日々ではありましたが、少しずつ町民参加イベントや地区の行事等が開催できる兆しが見えてきたのではないかと思います。これから町民イベントとして、8月には坂城どんどん、10月には町民運動会が控えております。以前と全く同じように開催することはできないかもしれませんが、近隣市町村では夏祭り等が開催されると報道されております。様々な創意工夫の下行われると思いますので、ぜひ当町もそれらに倣い、町民の皆様が楽しめる場所が提供されるように期待しております。

以上で一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時49分～再開 午前 9時59分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、13番 塩野入 猛君の一般質問を許します。

13番（塩野入君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をいたします。

初めに、この議場で私の前に席を置いていた故中島新一君の急逝を悼み、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

さて、1. 農業振興について。日本の農業には多くの問題があります。離農や高齢化による担い手不足、食料自給率の低下、耕作放棄地の拡大、海外の安価な農作物の輸入の影響など多岐にわたります。ここに来てロシアのウクライナ侵攻により、小麦などの農産物不足によるうどんやパスタの高騰をはじめ、タマネギやバレイショなど多くの食料品が軒並み値上げされ、値上げラッシュが庶民の台所を直撃しています。こうした背景などから、坂城町の農業振興について伺います。

イ．農業展開について

かつて国の農業政策がころころと変わった時期がありました。近年は多面的な機能や中山間地域の活性化など新たな農業展開が見られますが、こうした国の政策をどのように受け止め、評価しているのか、まず伺います。

また、国の政策や県の施策を背景に、本町の農業政策、農業行政はここ数年どのように進められてきたのでしょうか。そして、進めてきた政策について、その評価をどのように捉えているのか坂城町農業政策、農業行政の経過と評価を伺います。

農業推進の一翼を担うのが農業協同組合、JAです。農業組織も合併を繰り返し拡大し、今はJAながのとして活動がされています。農業行政に対する農協の影響は強力だと思いますが、JAが担う役割をお聞きします。

また、大規模化する組織に対する町とのつながりの希薄化や弊害は起きているのでしょうか。併せてお聞きいたします。

ロ．農業行政について

坂城町は農業経営体数253、経営耕地面積、田69ヘクタール、畑52ヘクタール、樹園地107ヘクタールの合計228ヘクタールの現状であります。こうした農業基盤の状況は、農業行政を進める観点からは適正でしょうか。いかがでしょうか。また、経営体数や耕地面積の増減の推移をお聞きするとともに、耕作放棄地の状況もお尋ねいたします。

本町の農業行政は、坂城町農業支援センターを主軸に進められていますが、一方で坂城町農業再生協議会も設置され、農業行政の推進を図っています。二つの組織はいずれも農業行政の推進を図る目的で、どちらもあまり変わらないように見受けられますが、二つの組織の違いはどこにあるのでしょうか。また、一本化することについてのお考えもお尋ねいたしたいと思います。

農業従事者の減少、高齢化、後継者問題など、農業を取り巻く環境が深刻になってきています。本町ではどんな状況にありますでしょうか。その対策はどのように進めてきているのか伺います。

次に、個別の農業政策についていくつかお伺いします。まず初めに、人・農地プランについては令和3年度に見直しが見直しが計画され、実践への遅れが見受けられますが、今の状況をお尋ねいたします。

農地中間管理機構、農地バンクについて、貸し借りのバランスの状況とこれまでの面積の推移をお聞きいたします。

次に、アグリサポーター事業についてもお聞きいたします。先頃アグリサポーター大募集のチラシが全戸配布されましたが、事業の状況をお聞きします。また、JAながので推進している1日農業バイトアプリを活用した支援の状況を伺います。

担い手育成支援については、長野地域就農相談会、市町村、JA合同相談会の参加や、新規就農者の現地指導により関係機関と連携して進めているようですが、どんな状況でありましようか。現在の新規営農者は何人か、新規営農者参入対策はどのように行われているのかお聞きいたします。

こうした農業行政を進める中での農業を取り巻く問題や課題などがありましたらお聞きいたします。

ハ．農業振興に向けて

第6次長期総合計画には、令和7年度に向けワインブドウ栽培面積を7ヘクタールに、スマート農業導入件数を8件に、新規就農者数を35人とする3件の指標、目標値が示されています。ワインブドウについては、産地化補助やワインツーリズム、収穫体験などによる農産物の消費拡大を図るというものです。先月には葡萄酒マルシェが開催されましたが、今後のワインブドウ振興の進め方などについて伺います。

スマート農業につきましては、自動化、省力化や技術開発などを進める一方で、気候や農地形態など、町の農業環境を見つめた政策も肝心ですが、お考えを伺います。

新規就農者では、就労環境の整備などのマネジメントによる魅力を高めるほか、家族経営の視点も重要視するなど、本町の生活基盤を考えた農業の発展を目指してほしいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

日本の農政が環境配慮型へと大きくかじを切ろうとしています。農林水産省は、みどりの食料システム戦略で有機農業の農地面積に占める割合を2050年までに25%に高める目標です。食の安全性、有機農法の推進に向けた考えをお聞きいたします。

JAグループでは、国消国産という、作ったものを売るから売れるものを作るに目標を据えました。町でも地産地消という地域内循環の促進をうたっていますが、売れるものを作る観点も大切と思うが、その辺はいかがでしょうか。

そして最後に、第6次長期総合計画には、特色ある地域農業に向けて、新しい地域農業づくりと魅力ある産地づくりの2本を掲げ、施策の内容がうたわれております。それぞれ具体的にどのように進んでいるのか伺います。

商工農林課長（竹内君） 農業振興についてのご質問に順次お答えいたします。

まず、農業展開に係る国等による農業政策についてであります。国は農村の基本単位である集落組織の機能維持・強化のため、持続可能な農業農村の発展を図ることを目的として、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を実施しております。

当町では、傾斜地などの条件不利地の農地を保全する集落組織において、耕作放棄地の発生防止活動や水路、農道等の管理に取り組む中山間地域等直接支払制度を3地区で実施しているほか、地域協働で行う多面的機能を支える活動や、農地、水路、農道等の質的向上を図る多面

的機能支払制度を7地区で実施しており、これら事業は農村の集落機能の再構築につながることから、地域の方にも高く評価いただいております。町といたしましても集落機能の維持とともに、耕作放棄地の発生防止や農用地の良好な管理に有効であると考えております。

次に、町の農業政策、農業行政の経過と評価についてであります。生産振興に関して主なものを挙げますと、ブドウの長期有利販売を図るための冷蔵庫のリース事業導入や、転作田のサツマイモ作付における一貫した機械化への支援などを実施いたしました。

また、新規就農者対策といたしまして、年額150万円が交付される農業次世代人材投資事業や経営継承・発展等支援交付金の導入による経営確立支援を行ってまいりました。

災害対策といたしましては、令和元年東日本台風の被害復旧のための農地災害補助による農地復旧や施設等の修繕、再建を支援する事業導入のほか、農産物被害に対する農作物等災害緊急対策事業による対応を実施いたしました。

また、防疫対策といたしましては、野生イノシシによる豚熱対策や鳥インフルエンザなどの特定家畜伝染病への対策も実施しております。

さらに、新型コロナウイルス対策といたしましては、収益が低下した生産者に対する高収益作物次期作支援交付金事業の実施や地方創生臨時交付金による利子助成など、関係機関とともに実施してまいりました。

農業政策は品目や政策項目など多岐にわたるため、全方位の対策は現実的には難しい部分もございますが、その時点において必要な対策を優先的に実施してまいりました。

また、農業分野における中長期的な課題や産地構造の再構築などの課題も多いため、今後も検討を重ね、有効な支援につなげてまいりたいと考えております。

次に、ながの農協の役割と大規模化による希薄化の弊害についてであります。ながの農協は、ちくま、須高、志賀高原、ながの、北信州みゆきの五つの農協が合併し、平成28年9月に新しくスタートいたしました。

その中で、ながの農協の目指す方向性として、営農指導の強化、販売事業の強化、資材コストの抑制に加えて、安心して暮らせる地域社会づくりを「3+1（スリープラスワン）」の方針として進めており、組合員が生産した農産物の販売を支援する経済事業、預金や貸付けのほか各種証券を取り扱う信用事業、共済加入などの共済事業のほか、病院経営や観光事業、不動産仲介など、地域の発展に貢献するあらゆる事業を担っております。

特に営農指導事業は農業生産と直結する部門であり、広域化による果樹販売のスケールメリットが享受できるため、販売事業を担当する農協の役割は以前より強化され、市場影響力が増しているものと考えられます。それだけに、農協の指導力が問われる一方、産地としての品質の均一化や他産地との優位性をどうアピールするのかがますます重要となってきております。

また、町とのつながりにつきましては、米の需給調整やアグリサポート事業での技術指導、

新規就農者の営農支援、認定農業者・認定新規就農者の経営計画の策定における指導・助言など、通常業務の中でも緊密な連携を取っているほか、現状の農業資材や燃油高騰対策においても情報交換を行う中で、生産者団体として行政と一体感を持って農業政策の推進を図っております。

続きまして、ロ．農業行政についてお答えいたします。

まず、農業基盤の状況についてであります。農林業センサスによる農業経営体の推移は、2010年は376経営体、2015年は311経営体、直近2020年が253経営体と年を追うごとに減少し、経営耕地面積は2010年が290ヘクタール、2015年が258ヘクタール、2020年が228ヘクタールとこちらも減少しております。

また、耕作放棄地につきましては、直近ではほぼ横ばいで、新規の耕作放棄地は抑制されているものの、傾斜地や中山間地域の条件不利地で荒廃化が進行しており、この状況を踏まえますと、今後も農業経営体数と経営耕地面積の減少が見込まれるところであります。

担い手の高齢化に伴い、経営規模の縮小や離農が進んでおり、人・農地プランにおける意向調査においても、規模拡大を希望する農家に対し、今後5年から10年以内に農地の貸付けまたは売渡しを希望する農家が圧倒的に多かったことから、担い手の確保・育成と産地構造の再構築が必要であると感じているところであります。

次に、農業支援センター及び農業再生協議会の違いと一本化についてであります。農業支援センターは平成15年に町が独自に組織したもので、農作業の労力補完を図るアグリサポート事業と、新規就農者支援や荒廃農地対策のための農業機械貸出制度を主軸とする農政全般の営農支援組織であります。

一方、農業再生協議会は主に米の需給調整を推進する組織であります。

それぞれの設立目的や構成員が異なることから、一本化はしておりませんが、他市町村では農政全般の課題検討や対策を図るための農業再生協議会として組織されているところもありますので、他地域の状況も確認する中で検討してまいりたいと考えております。

次に、農業を取り巻く状況と対策についてであります。当町の農業従事者につきましては、経営主の年代階層では70歳から74歳の割合が17.4%と最も高く、70歳以上の経営主の占める割合は57.3%となっています。そうした中で、ブドウ栽培においては、安定した経営の下、農家の家族後継者や定年帰農者が就農するケースが増えております。

反面、花卉栽培では、施設の遊休化が進んでいることから、農協と町においてハウスの空き状況や今後の営農を見据えた意向調査を実施したほか、担い手の確保に向けて県農業大学校等に働きかけを行ったところ、花卉の就農には至らなかったものの、施設利用によるミニトマトの新規就農者の確保につながるなど、一定の成果も出ております。

また、国では農業経営を継承し、発展的な取組を行う新規就農者に対し、経営継承・発展等

支援交付金による支援を開始するなど、新たな施策展開も進められていることから、国の事業も活用し、農業後継者の確保と地域農業の世代交代を進めてまいりたいと考えております。

次に、人・農地プランの状況についてであります。人・農地プランは、平成24年に最初のプランが策定され、それ以降も新たな担い手が追加される都度、懇談会等を開催し、プランの見直しを行ってまいりました。直近では、令和2年度に坂城、中之条、南条、村上の4地区において、人・農地プランにおける意向調査及び結果の視覚化を進めてきたところでもあります。

どの地区におきましても、高齢化や後継者不足により農地の出し手の増加が見込まれるのに対し、受け手である担い手が不足している状況で、今後、策定を進める地域計画においては、農地1筆ごとに将来の耕作者を定めていくこととなりますので、町といたしましても地域における協議や活動を後押しするとともに、農地の適正な利用と担い手の確保・育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、農地中間管理機構の貸借の状況と面積の推移についてであります。農地中間管理機構では、まとまりのある農地利用に向けて、機構を通じた農地の貸し借りをを行うことにより、担い手への集積・集約化を推進しております。

農地中間管理機構を通じた実績につきましては、令和元年度が16件、面積が1.9ヘクタール、令和2年度が9件、面積が1.6ヘクタール、令和3年度が6件、面積が1.2ヘクタールとなっております。

農地の出し手、受け手とも少なく、農地中間管理機構を通じた貸し借りの実績は低い水準で推移しているものの、需給バランスとしては保たれているところであります。

次に、アグリサポート事業についてであります。この事業は町農業支援センターで実施している労力補完制度で、労働力を提供していただくサポーターを広く町内外から募集し、農家の依頼を受けて農作業を実施していただくものであります。

今年度も多くの農家から申込みをいただいております。特にブドウの房こきや摘粒作業など、繁忙期の作業依頼が多く、前年より農家からの依頼件数が増加していることから、現在はサポーターを2班体制として依頼農家へ派遣しております。

一方、1日農業バイトアプリは農協が推進している労力補完の取組で、昨年からは試行的に開始されているものであります。具体的には、スマートフォンなどから農家自身が当該サイトへ作業依頼を行い、その内容を閲覧した一般の方が条件などを確認の上、作業申込みを行い、指定日に現地で作業に従事する仕組みとなっております。

このアプリは全国規模で展開されており、ながの農協管内における今年2月から6月現在までの実績は、延べ求人者数1,283人に対し延べ求職者数が1,026人で、マッチング成立件数は795件、そのうち町内生産者は6名が利用されております。

当町の農家の方にはまだ十分浸透していないようではありますが、全国から求人を募集できる

強みがあることから、この仕組みもうまく活用して、労力確保につなげていければと考えております。

次に、担い手育成支援についてであります。県外在住者を対象とした就農相談会につきましては、県農業担い手育成基金が主催する首都圏における市町村・JA合同就農相談会が年1回、また、長野農業農村支援センターによる長野地域就農相談会が月1回のペースでウェブ開催等により実施されております。

当町における現在の新規就農者につきましては、令和元年度から令和3年までの3年間で15名となっており、49歳未満の独立自営の新規就農者に対しては、向こう5年後の経営確立に向けた農業次世代人材投資事業により年額150万円を交付しているほか、早期経営基盤の確立ができるよう、ながの農協、長野農業農村支援センター、町農業委員会、町により構成されるサポートチームにおいて指導や助言を行うなど、関係機関が連携して新規就農者を支援する体制も構築されております。

次に、農業を取り巻く問題・課題についてであります。現状においては、担い手の高齢化による経営規模の縮小や生産者の減少に伴い、いかに新規就農者を増やしていけるかが課題であるとと考えております。

その中で、新規就農における課題とされるのが、農地、施設・設備、資金、栽培技術や農業経営のノウハウとされております。これらを事前に習得または準備できているかによって、その後の農業経営に大きく影響することから、就農希望者を地域で研修生として受け入れ、営農や経営ノウハウの習得を図りながら、自立経営のための事前準備を図る県の新規就農里親制度の活用を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、ハ. 農業振興に向けてについてお答えいたします。

まず、第6次長期総合計画における今後のワインブドウ振興の進め方についてであります。令和3年度末における町内のワインブドウの栽培面積は約4.2ヘクタールとなっており、大手ワイナリーによる圃場確保の要望もあることから、指標の目標値として7ヘクタールという数字を掲げているところであります。

また、町内のワイナリーでは、現在の醸造施設における醸造タンクのスペースが手狭となっていることから、令和5年度以降に施設拡充も計画されているところであります。

町といたしましては、これらの動きに合わせ、事業支援を進めるとともに、ワインブドウの生産希望者や新たなワイナリー設置希望の受入れなどを通じ、ワインブドウの生産振興とワイナリーの事業支援、またワイン文化醸成に向けたイベント開催などを関係者とともに進めてまいりたいと考えております。

次に、スマート農業推進の考えについてであります。水稻におけるスマート農業の取組は、ドローンを利用した薬剤散布や水田の水位管理の自動化、トラクター等の自動運転などが進展

しつつあり、国もこれらの事業を推進するため、農業DX構想により農業の生産性向上と基盤強化を図っていくこととしております。

今年度、長野地域連携中枢都市圏構想における農業分野のスマート農業推進事業に当町も加わり、情報通信技術やロボット技術等の最先端技術を活用したスマート農業に関する情報共有、調査・研究及び実証実験等を行っていくこととしているほか、町内ブドウ園での自動草刈機の実証試験を本日13日から来月15日までの1か月間にわたり実施する予定としており、来月12日には農機具メーカーによる実演・説明会を予定しております。

町といたしましては、地域農業の効率化・省力化による農家負担の軽減のほか、経営規模拡大につながるスマート農業推進を積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、新規就農者の家族経営などの視点も重視した農業の発展を進める考えについてであります。新規就農にあたっては個人経営が大半を占めていることから、労働力確保の観点からも家族経営による就農が理想的であると考えております。

農業経営を税制上の青色申告に切り替えると、同居家族の労働者については専従者給与として税金が控除されるメリットもあるほか、49歳未満の独立自営の新規就農者が対象となる農業次世代人材投資事業においても、夫婦で農業に従事した場合は1.5倍の225万円が交付可能となるなど、早期の農業経営基盤確立に向けた制度も用意されております。

また、農家世帯の後継者が新規就農する際、町では農業経営主には認定農業者、農業後継者の方には認定新規就農者の資格の取得を推奨しており、経営を徐々に農業後継者に移行できるよう、円滑な世代交代の促進について働きかけを行っているところであります。

次に、食の安全・有機農業推進に向けた考えについてであります。国は将来にわたって食料の安定供給を図るため、災害や温暖化に強く、生産者の減少やポストコロナも見据えた政策を推進していくことが必要としており、SDGsや環境を重視し、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するみどりの食料システム戦略を策定いたしました。

その戦略では、調達、生産、加工・流通、消費のサイクルの中で持続可能な農業モデルに対して支援を行うこととしております。中でも、有機農業は環境負荷が少なく、持続可能性の高い農業として注目されておりますが、通常の慣行栽培から有機農業への切替えは、農薬による防除体系の見直しや栽培技術の変更など、既存の技術だけでは簡単に移行することが難しいため、今後の技術発展と普及に期待するところであります。

いずれにしましても、世界的な潮流がSDGsに向かっている中で、今後の情勢変化を見守りながら関係機関とともに必要に応じた支援を実施してまいりたいと考えております。

次に、売れるものを作る観点についてであります。国の試験研究機関や県、農協においては、消費者ニーズに合った品目や品種の育成、生産について振興しているところであります。

例えば、ブドウ栽培において、以前は巨峰が主流でありましたが、シャインマスカットや新品种のクイーンルージュなど、種がなく、大粒で皮ごと食べられる無核大粒系に置き換わったように、消費者ニーズによって、品目や品種は大きく変わってまいります。

そうした中で、新たな品目や品種への注目度が高いことから、早期の産地確立ができるかが重要とされており、町といたしましても、こうした動きに合わせた生産振興を関係機関や団体とともに支援してまいりたいと考えております。

最後に、新しい地域農業づくりと魅力ある産地づくりの進捗状況であります。新しい地域農業づくりでは、地域農業の推進として、先ほど申し上げましたスマート農業の実証試験の取組などを通じて、今後の生産性向上を目指しております。

また、担い手の確保・育成の観点においては、円滑な農業経営の発展を図るため、認定農業者や認定新規就農者の資格取得を促しておりますが、令和3年度は認定農業者が1名、認定新規就農者については4名が新たに認定されております。

一方の魅力ある産地づくりでは、水田利用の新しい品目として、サツマイモや飼料用米の生産拡大が図られており、ブドウ栽培ではクイーンルージュの出荷が始まるなど、産地としての動きが見受けられるところであります。

また、トンネルを活用したホワイトアスパラガスの生産体制につきましても、若手の農業者により組織が再編され、生産が再開されるなどの動きも出てまいりました。

こうした関係団体や組織の活動を支援する中で、町の農業を活性化し、特色ある地域農業の振興につなげてまいりたいと考えております。

13番（塩野入君） 質問が多過ぎてちょっと再質問ができなくなってきましたが、1点だけ、農林水産省が今月の2日に2022年の主食用米の作付面積を、長野県は前年度実績から1から3%減らす意向の調査を発表しました。ウクライナ情勢がある中で、穀物価格が上昇し、政府は飼料用米や麦、大豆などへの転換を促しています。転作の条件には再生産できる買取り価格が大きな要素にもなりますが、こうした状況について、今、若干説明もありましたが、町はどのように見ているのか。これだけ質問します。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。米の生産調整と転作についてのご質問ですが、水田農業については依然として主食用米の需要の減少が続いていることから、需要と価格の安定を図るため、引き続き適正な生産に取り組んでいく必要があると認識しております。

当町では、大規模農家を中心に飼料用米、加工用米、麦、大豆、ソバなど主食用米以外の穀類や新規需要米が作付されており、国の経営所得安定対策により一定の安定生産を図ることができているものと考えております。

また、ウクライナ情勢などに起因する穀物価格高騰に対しては、急激な需要増加への即時的

な対応は難しいものの、今後の動向を注視し必要な対策を農業関係者とともに検討してまいりたいと考えております。

13番（塩野入君） TPPには参加しないと行って参加し、重要5品目は除外すると行って除外せず、日米二国間交渉はやらないと言ってやってしまった。やらないと言ったことが次々とやられ、誰も責任を取らず、事態がさらに悪いステージに移行していくのを止められないと東京大学大学院鈴木宣弘教授が言っています。

既に各地で深刻化している農業生産構造の脆弱化に、この一層の自由化が上乘せされる影響は甚大であります。食料価格の高騰と日本の輸入渋滞が高まっていた矢先にウクライナ危機が勃発し、穀物価格などの高騰が増幅され、食料やその生産資材の調達に不安の度合いが深刻になっています。日本の食料自給率は40%を切っています。今、突きつけられた現実、海外に過度に依存しては国民の命は守れないということです。国家戦略として国内資源を最大限に活用した循環的な農業生産を加速することです。

次に移ります。

2. 廃棄物処理について

廃棄物の処理は、行政の大きな役割の一つでもあります。本町を含む長野広域連合では、ようやく新焼却施設ちくま環境エネルギーセンターが6月1日から本稼働が始まりました。そこで、葛尾組合焼却場の後利用や、ちくま環境エネルギーセンターの状況を含めて質問をいたします。

イ. 廃棄物処理の状況

町が担う一般廃棄物の計画は、第6次長期総合計画の令和3年度から7年度の5か年間の計画期間とする前期基本計画と、これと全く同じ期間を設定の一般廃棄物処理基本計画があります。計画期間が全く一致するこの前期基本計画と一般廃棄物処理基本計画の解釈、違いをどのように見分けたらよいのでしょうか。また、どちらが上位計画なのか、あるいは同じ立場であるのかをお聞きいたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第2項には、処理計画に発生量及び処理量の見込みや、排出抑制を定めることとなっています。計画量に盛られた数値の算出はどのように決めているのでしょうか。算出の内容をお聞きします。

町の一般廃棄物処理実施計画には、総排出量、町処理量を令和3年度は4,820トン、4年度を4,717トンと定めてあります。3年度に対して4年度は103トンの減少を見込んでいますが、その根拠をお聞きします。

ごみ減量に向けた施策の一つに生ごみ処理機、堆肥化容器購入費を補助する補助金交付要綱があります。件数とその推移をお聞きします。

資源を定期的に回収を行った団体に奨励金を出す奨励金交付要綱もあります。回収量や団体

数とその推移、それにどんな団体がどのような目的で行っているのかをお聞きします。

ロ. 葛尾組合について

このたび、葛尾組合焼却場は42年の歴史に幕を閉じました。先月の議会社会文教常任委員会の閉会中の調査で、焼却施設は解体を待つ状況にあると見受けられましたが、解体整理はいつ頃になるのでしょうか。解体費用は算出されているのでしょうか。施設を象徴する煙突の処理はどうなるのでしょうか。お聞きします。

施設の後利用として、不燃ごみを資源化するなどリサイクルセンターの建設構想があり、5か年をかけて令和9年度に稼働させたいという説明がありました。センターは坂城町と千曲市の2市町で建設しますが、現在稼働に向けて検討の動きの状況はどこまで進んでいるのでしょうか。リサイクルセンターが建設されると、千曲市の上山田危険物処理場は不要になることですが、危険物処理場の後利用はどうなるのでしょうか。処分されることになるのでしょうか。

葛尾組合の業務は焼却施設がなくなるとリサイクルセンターと葬祭業務、墓地管理になると思います。町からの事務職員の派遣や現地プロパー職員などの人的体制はどのようにお考えでしょうか。

ハ. ちくま環境エネルギーセンターについて

ちくま環境エネルギーセンターの本稼働が始まりました。試運転期間を含めてセンターの運営状況はどんなのでしょうか。また、年間の運営費はどのくらい計上されているのでしょうか。稼働運転などの一定部分をちくま環境サービス株式会社に委ねるようですが、この会社はどんな性格の会社で、運営のどの部分を任せるのか、その内容をお尋ねいたします。

地元住民の要望を基に千曲市余熱利用施設ReSPA（リスパ）シンコースポーツが併設されました。浴場、トレーニングルームを備え、大人200円、子ども90円で格安に利用ができます。千曲市の施設ですが、坂城町の皆さんも同額の利用料です。この施設に坂城町が関わっていることはあるのでしょうか。

ニ. これからの廃棄物処理について

初めに、一般廃棄物処理基本計画には排出量の予測と減量化目標値が設定され、これに毎年作成する一般廃棄物処理実施計画を照らし合わせますと、昨年令和3年度の基本計画予測が4,750トンに対して、実施計画では4,820トンと予測を70トン上回っています。この原因は何でしょうか。増加の結果をどのように分析しているのかお聞きいたします。また、3年度1年間の実質排出量は計画予想に収まったのか、結果をお聞きします。

基本計画には、家庭系可燃ごみの排出量2,210トン、資源物回収量900トン、それにマイバッグ持参率90%の指標・目標値が示されました。現在の状況はどんなのでしょうか。目標年度、令和7年度に向けて順調な滑り出しとして見てよいのでしょうか。伺います。

循環型社会の形成に向けては、環境負荷低減に向けた循環型社会の形成と、環境問題の解決を考慮した消費行動の二本柱がうたわれています。コロナ禍にあって、環境教育や地域懇談会、あるいは環境問題意識の普及・啓発などの施設の推進に支障が生じている施策もあると思われますが、これらの廃棄物処理の推進に向けてのお考えを伺います。

最後に、これからの廃棄物処理について、ちくま環境エネルギーセンターの存在と役割は非常に大きいと思います。本稼働を始めたちくま環境エネルギーセンターに期待することを伺います。

町長（山村君） ただいま塩野入議員さんから2番目の質問としまして、廃棄物処理についてということで、イロハニと質問いただきました。私からは、この中の口の葛尾組合についてと、ハのちくま環境エネルギーセンターについてを中心にお答えしまして、その他の項目につきましては、担当課長から答弁いたします。

まず初めに、葛尾組合についてであります。葛尾組合焼却施設は昭和54年4月から42年間にわたり管内のごみ焼却を担ってまいりましたが、昨年10月8日に収集の受入れを終了し、10月25日の閉炉式をもって、その役割を終えたところであります。

焼却施設の後利用につきましては、上山田にあります不燃物処理場の機能を移設して、リサイクル等の廃棄物処理を集約することにより業務の効率化を図るとともに、製品プラスチックの分別収集など、新たな処理に対応できる施設を整備するよう計画しているところであります。

施設の整備にあたりましては、国の循環型社会形成推進交付金を活用する予定としており、計画への位置づけが必要となることから、長野広域連合による令和4年度から8年度までの5か年を計画期間とした第3期長野地域循環型社会形成推進地域計画に、葛尾組合の後利用についても位置づける中で整備を進めてまいります。

この計画における全体的な整備スケジュールといたしましては、令和4年度に各種環境調査等を実施し、5年度に工事請負業者の決定、6年度に焼却施設の解体・撤去を行い、7年度から8年度にかけて新リサイクルセンターの建設を計画しているところであります。

このように、焼却施設の解体時期は令和6年度を予定しており、ご質問の煙突につきましても、施設の解体と併せて処理をしております。また、解体費用につきましては、おおむね10億円を見込んでいるところであります。

次に、新施設の稼働に向けた現在の状況であります。既に先ほど申し上げました5か年の地域計画に沿って事業を進めており、今年度におきましては、施設整備基本計画の作成と、生活環境などに関する各種調査を実施してまいります。

次に、上山田不燃物処理場の後利用と処分についてであります。令和元年東日本台風により千曲川が氾濫し、施設が浸水被害を受けた場所でもあることから、新リサイクルセンターへ移設することを検討してきた経緯がございますが、処分を含め、具体的な対応につきましては、

今後、施設の所在地である千曲市とも協議をする中で検討してまいりたいと考えております。

続きまして、葛尾組合の職員体制であります。焼却業務が終了し、現在の職員数は町派遣職員2名、プロパー職員2名、会計年度任用職員1名の計5名であります。葛尾組合では引き続き不燃物・資源物処理業務、葬祭業務、霊園業務を継続してまいりますので、当面は現在の職員体制を維持した上で、新リサイクルセンターの整備をはじめ、葛尾霊園においては新たに合葬墓を整備するなど、組合業務の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、ハのちくま環境エネルギーセンターについてであります。今月1日から本稼働となり、隣接する千曲市余熱利用施設のオープンに合わせ、今月5日に長野広域連合、千曲市合同の竣工式が執り行われました。

初めに、試験運転期間を含めた運営状況であります。令和元年東日本台風による水害及び新型コロナウイルス感染拡大の影響から工程に遅延が生じ、当初の計画から8か月遅れ、令和3年12月から試験運転が実施されました。

試験運転開始に伴い、坂城町の可燃ごみの搬入は葛尾組合焼却施設からちくま環境エネルギーセンターに切り替えられましたが、あらかじめ広報や町ホームページ等を通じて周知をし、スムーズに移行することができたものと考えております。

期間中は、焼却炉や溶融炉設備等の調整を行いながら、断続的に試験運転が実施されました。この間、大きなトラブルもなく焼却処理が行われ、その後、性能試験を経て5月31日の竣工検査に合格し、無事本稼働となりました。現在も順調に焼却処理が行われているところであります。

また、ちくま環境エネルギーセンターの年間の運営費であります。長野広域連合による令和4年度の管理運営費は、予算ベースで7億4,351万8千円であります。

続いて、ちくま環境エネルギーセンターの運営についてであります。本施設は、公設民営の事業手法により整備・運営され、施設建設及び管理運営の資金は長野広域連合が調達し、設計、建設及び運転・維持管理は請負事業者が担う形となっております。

このため、長野広域連合はプロポーザルにより選考されたクボタ環境エンジニアリング株式会社と設計施工及び運転・維持管理を一体として基本協定、基本契約を締結し、この中で、本施設の運営・維持管理を行う特別目的会社ちくま環境サービス株式会社の設立に関する協定を締結し、20年間の運営業務を行っていくものであります。

ちくま環境サービス株式会社は、本施設整備を受注したメーカーのクボタ環境エンジニアリング株式会社が100%出資して設立され、総括責任者をはじめ、運転班、整備班、計量・受付班などの業務担当により、24時間体制で焼却業務を行っております。

続きまして、千曲市余熱利用施設ReSPAシンコースポーツに関してであります。この施設は、ちくま環境エネルギーセンターから発生する熱エネルギーを有効活用した浴槽や

シャワーのほか、トレーニングルームや休憩室も備えており、千曲市の施設としてスポーツ振興施設の管理運営を手がけるシンコースポーツ株式会社が指定管理者となり、今年5日にオープンいたしました。町は施設の運営等には関わっておりませんが、町民の皆様にもご利用いただければと考えております。

最後に、ちくま環境エネルギーセンターに期待することといたしまして、これまで長野広域連合では、長野地域の広域的なごみ処理を推進するため、長野市と千曲市にそれぞれ焼却施設を設け、須坂市には最終処分場を整備し、事業を進めてまいりました。

平成31年3月からながの環境エネルギーセンターが本稼働し、令和3年2月からは最終処分場エコパーク須坂における埋立て業務の開始、そして、このたびのちくま環境エネルギーセンターの完成により、長野地域における可燃ごみ処理の広域化計画に基づく施設整備は完了いたしました。

ちくま環境エネルギーセンターにおきましては、安心・安全の施設運営はもとより、焼却灰資源化の取組や、熱エネルギーの有効活用などを通して、環境保全や将来を見通した循環型社会の推進に寄与する施設として、その役割を果たしていただくよう期待するところであります。

住民環境課長（竹内君） 私からは、イの廃棄物処理の状況と、ニのこれからの廃棄物処理についてのご質問にお答えいたします。

初めに、町が策定する長期総合計画と一般廃棄物処理に係る計画の位置づけと違いについてであります。令和3年度から10年後の町の将来像を見据えた最上位計画である坂城町第6次長期総合計画のうち、目標達成に向けた必要な施策を体系的にまとめた基本計画において、一般廃棄物の処理に関しては第4章に位置づけているところであり、この基本計画に定めた施策を推進するために、向こう3年間の具体的な事務事業をまとめた実施計画を毎年策定しているところであります。

一方、一般廃棄物処理に係る計画に関しましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、長期的視点に立って基本的な方針を明らかにする一般廃棄物処理基本計画を5年ごとに策定するとともに、この計画を実施するための具体的な事業について定める一般廃棄物処理実施計画を毎年策定しております。

長期総合計画と一般廃棄物処理計画の位置づけといたしましては、町の最上位計画である長期総合計画において示されたまちづくりの将来像と目標を、特定分野の個別計画である一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画に反映し、策定しているところであります。

次に、一般廃棄物処理計画に定める総発生量、及び総処理量の予測方法であります。過去の一般廃棄物総排出量の実績から、町民1人1日当たりの排出量を算出し、この実績に過去からの推移、変動要素等を考慮して将来の1人1日当たりの排出量を予測し、将来予測人口を乗じて算出しております。

なお、一般廃棄物総排出量は、家庭系及び事業系の可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、そのほか家庭からの粗大ごみ、有害ごみ、資源物の集団回収量を含んだ排出量であります。

続きまして、一般廃棄物処理実施計画における予測総排出量が、令和3年度に対して4年度は103トン減少している根拠であります。3年度は町民1人1日当たりの排出量を937グラム、総排出量を4,820トンと予測し、過去の排出実績や推移等を勘案する中で、4年度については1人1日当たりの排出量を923グラム、総排出量を4,717トンと予測したことから、103トンの減少となっているところであります。

次に、生ごみ処理機・堆肥化容器購入費補助金の交付件数と推移についてであります。生ごみの減量化、堆肥化促進を目的に、平成5年度から制度を開始し、補助率は購入費用の2分の1とし、これまで3回の改定を経て、現在5万円を上限に補助金を交付しております。

件数の推移といたしますと、初年度の平成5年度は190件、翌6年度344件、7年度85件、その後、年度ごとに増減はあるものの、おおむね20件前後で推移し、令和3年度の交付件数は堆肥化容器6件、生ごみ処理機12件で、計18件となっております。

次に、資源物回収奨励金についてであります。平成3年度から、一般廃棄物の減量化・資源化促進のため、営利を目的としない団体が行う、家庭から排出される資源物、具体的には紙類、金属類、布類、瓶類の回収に対して奨励金を交付しているところであります。

回収量と取組の団体数の推移につきまして、平成17年度から5年ごとの推移で申し上げますと、平成17年度は回収量519トンで15団体、22年度は回収量474トンで16団体、27年度は回収量327トンで20団体、令和2年度は回収量133トンで15団体であります。なお、令和2年度においては、コロナ禍で集団回収を見合わせた団体が多く、回収量も大きく減少いたしました。3年度は回収量147トンで16団体と回復の動きがございます。

また、資源物回収に取り組まれる団体は、主に、学校、保育園等のPTAのほか、地域の育成会の皆さんであり、目的としましては、限りある資源の有効活用や循環型社会の実現に寄与することはもとより、資源回収による奨励金をそれぞれの団体の活動に役立てるために取り組まれているものと拝察するところでございます。

次に、このこれからの廃棄物処理についてお答えいたします。

初めに、令和3年度の一般廃棄物総排出量予測が、基本計画と実施計画で70トンの差がある原因についてであります。現在の一般廃棄物処理基本計画は令和3年度から7年度までの5年間を計画期間とし、令和2年度の排出量実績が確定した後に、その実績を踏まえて令和3年度以降の排出量を算出しております。

一方、実施計画は、令和2年度の実績が確定する前に、翌3年度の策定をいたします。そのため、策定期間が早い実施計画では4,820トン、基本計画では4,750トンとなりました。差が生じた主な原因は、令和2年度にコロナ禍で事業系可燃ごみの排出量が大きく減少し

たため、2年度実績を反映した基本計画の総排出量予測が実施計画よりも減少したものであります。

次に、一般廃棄物処理基本計画の令和3年度1年間の総排出量予測に対する実績は、予測量4,750トンに対して実績量4,694トン、予測対比マイナス56トンとなり、予測量の範囲内でありました。

次に、長期総合計画の前期基本計画における令和7年度の指標・目標値に対する現在の進捗状況であります。家庭系可燃ごみの排出量は、7年度の目標2,210トンに対し、3年度は2,444トンであり、さらなる減量に向け、引き続き町民の皆様のご協力をいただきながら、可燃ごみの減量化・資源化に努めてまいりたいと考えております。

また、町内での資源物回収量は、町内店舗での店頭回収分を含め、資源として回収された量の指標であり、今後、検討と準備を進めている製品プラスチックの回収量を考慮した目標値の900トンに対し、直近で把握している令和2年度の実績は815トンであります。

町内のマイバッグ持参率につきましては、令和2年度は84.3%、3年度は87.1%と2.8ポイント上昇し、マイバッグの持参が徐々に浸透していると考えられます。

最後に、これからの廃棄物処理の推進に向けて、環境問題意識の普及・啓発につきましては、引き続き、小学生の環境学習を実施するほか、ごみ減量化・資源化懇談会につきましても、区のご要望に応じて開催してまいりたいと考えております。

また、コロナ禍で懇談会等での実演を見合わせておりますごみ減量化推進委員会による段ボールコンポストの作り方については、動画を作成して町ホームページ等でご覧いただけるようにいたしました。

さらに、令和3年度に作成、全戸配布した「資源物とごみの分け方・出し方・減らし方」の冊子の中では、生ごみの減らし方や3R（スリーアール）、人や社会、環境に配慮したものやサービスを選ぶエシカル消費についても掲載したほか、5か国語の外国語版も作成し配布をするなど、周知に努めているところであります。

町といたしましては、これからの廃棄物処理の施策においてもSDGsを推進するため、環境への負荷を減らすことに加え、限りある資源の有効活用や処理費用の削減に向け、引き続き、町民の皆様のご協力をいただきながら、循環型社会の形成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

13番（塩野入君） ちょっとこれも質問が多過ぎて時間が迫ってしまいました。ごみを適切に処理していくことは重要なことではありますが、それ以前にごみを出す量を減らすことが肝心であります。

その一つは排出抑制のリデュース、再利用のリユース、そして再生利用のリサイクルの3Rの実施。二つ目は本当に必要なものかどうかよく考えて購入する、必要なものだけを買う。三

つ目は食べられる量だけ注文する、使える分だけ購入するなどの食品ロスを減らすことであります。

廃棄物の管理システムは、公衆衛生の段階、環境保全の段階、ごみ削減と3R導入の段階、そして今は循環型経済の構築の段階へと進んできております。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、きれいなまちづくりを一層高めて次の世代へつなげていくことが大切であるということを思いながら、これにて私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時57分～再開 午前11時07分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、14番 中嶋 登君の質問を許します。

14番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、私の一般質問を行います。

さて、毎朝起きると、朝のニュースでウクライナとロシアの戦況報告から一日が始まります。異常な日々が続いております。そして、我々の生活も年金は今年も下がる連絡が届きました。ついこの間でした。それなのに、ガソリンをはじめ生活用品である食品など、どんどん値上がり始めているのは皆様ご周知のとおりであります。当然、戦争のせいもありますが、日本政治の貧困のため、失われた30年と言われております。民間の会社も給料も上がらず、最近ではお隣の韓国にも追い越されたようであります。

我々議員歳費も、私の知る限り20年間上がっておりません。来年、選挙がありますが、少なくとも定数以上の立候補者に出ただけのように、議員歳費の問題も検討する時期であり、諮問委員会もつくらねばならないと思っております。しかしながら、誰も言いません。誰かが言い出さなければと思うものであります。私は今後の課題にしていかなければいけないと思っておるものであります。さて、質問に入ります。

1. 地球温暖化について

イ. SDGsの取り組みは

町も企画政策課の中にSDGs推進担当を置き、SDGsに力を入れているが、今後の施策をお尋ねいたします。

ロ. ゼロカーボンについて

この問題は、令和3年3月議会で町としてゼロカーボン宣言をするよう私がお提案申し上げましてから数回の質問であります。その後、町長のご提案により9市町村で共同宣言が行われました。このことも踏まえて、町としてどういう方向で進めていくのか、施策をお尋ねしたいと思っております。

ハ．太陽光パネルについて

ゼロカーボンについて、当時、菅前総理は2020年10月にカーボンニュートラル宣言をいたし、翌年4月には2030年には温室効果ガス排出量46%削減を宣言いたしました。2030年なんて言えば遠い話だななんて思っていました。指を折って勘定してみましたら、皆さん、あと8年後ですよ。それでその後また2050年にはゼロにするんだと、日本の国は、ということ宣言しておるわけでございます。でありますので、ゼロカーボンを踏まえての太陽光パネルの質問であります。

我が町では、町長肝煎りのスマートタウン構想の一環として、一般住宅に太陽光パネルを設置すると上限7万5千円の補助金を出しておりますが、中部電力で10年前は電気の買取値段が1キロワットアワーというんですか、ちょっとこの辺私はわかりませんが、とにかく1キロワット42円の高額買取りでありましたが、今年は何とキロワット17円と、半分以下の低額買取りとなってしまい、このことから既存の住宅では太陽光パネルを設置するメリットがだいぶ薄れてきております。やらなくなってきたんじゃないかと、こういうことです。

そういうことを考えれば、多くの町民の皆様にご設置をしていただき、ゼロカーボンに協力してもらうためには、少なくとも私は補助金を今までの倍額、言うなれば15万円くらいにして、そして町民の皆さんにお願いすべきかと思うが、町のお考えをお尋ねいたします。そして、今までの補助金の交付実績なども併せてお尋ねをしておきたいと思っております。

以上で1回目の質問といたします。よろしくお願いいたします。

企画政策課長（伊達君） 1．地球温暖化についてということで、項目としては3項目のご質問をいただきました。イ．SDGsの取り組みはについてのご質問から順次お答えをいたします。

SDGsは、2015年に国連で採択された国際目標であり、2030年までに持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールと細分化された169のターゲットからなる持続可能な開発目標で、貧困に終止符を打ち、地球を保護し、全ての人が平和と豊かさを享受できることを目指す行動を呼びかけております。

また、SDGsの理念である、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現のためには、経済成長を促し、教育、健康、社会的保護、雇用機会を含む幅広い社会的ニーズを充足しながら、気候変動と環境保護に取り組む、環境・経済・社会の統合的な課題解決が重要であるとしております。

町におきましても、この国際目標に取り組む一員として、SDGsの目標年次と同じ2030年までを計画期間とする第6次長期総合計画において、各分野にわたるあらゆる施策を通じてSDGsの達成を目指すことを明記し、その理念を踏まえながら、各施策や事業の推進に取り組んでおります。

また、SDGsの達成には、国や自治体だけでなく、民間企業や団体、個人も取組の主体と

され、私たち一人一人の取組が大切であるとされております。

町内でも、既に企業や団体、個人でSDGsの達成につながる様々な取組がなされており、企業活動等を通じてSDGsの達成に意欲的に取り組む県内企業等を登録・PRする長野県SDGs推進企業登録制度には、10社を超える町内企業が登録されております。

今後も町といたしましては、あらゆる施策を通じSDGsの達成を目指してまいりますとともに、町ホームページや「広報さかき」などを通じ、広く町民の皆様にもSDGsの取組にご協力いただけるようお知らせしてまいりたいと考えております。

次に、ロ、ゼロカーボンについてのご質問でございますが、町では、平成23年に発生した東日本大震災における原子力発電所の事故を教訓に、様々な分野で安定的な電力供給を維持するため、地域全体の電力の有効利用や再生可能エネルギーの活用などを複合的に組み合わせた仕組みづくりを進めるスマートタウン構想事業に取り組んでまいりました。

その中では、町民の暮らしにおける省エネルギー行動などによるライフスタイルの変革に向けた意識啓発や、住宅用のスマートエネルギー設備として、太陽光発電設備、蓄電池設備やHEMS（ヘムス）といった設備の導入に対する支援とともに、役場庁舎へのバイオマスボイラーの設置をはじめ、公共施設への太陽光発電設備・蓄電設備の導入、公用車への電気自動車の導入など、先導的な取組も含め実施しているところでございます。

また、エネルギーに関する取組以外にも、ごみ減量化と二酸化炭素排出低減の関連性について啓発する環境教育や、資源物回収機会の充実など可燃ごみ削減の取組、人や社会・環境に配慮した消費行動、エシカル消費の啓発、利便性の高い地域公共交通の整備などの取組による温室効果ガスの排出抑制、松くい虫対策による松林の保全や緑化推進のための苗木の配布、植育樹祭による森林保全の普及活動など、豊かな自然を守り、緑を増やすことによるCO₂吸収量の拡大など多岐にわたる取組を実施しております。

これらは、地球温暖化対策の一つの指針となる主要な温室効果ガスである二酸化炭素排出量の抑制と同時に、吸収量を高めることで2050年までに排出量の実質ゼロを目指すゼロカーボンの考え方につながっているところであります。

このように、当町におきましては、2050年ゼロカーボンに向けた取組を以前より実施してきたところでありますが、こうした取組がより広範で効果的なものとなるよう、長野圏域全体で2050年のゼロカーボンを目指す包括的な宣言を行うことを、令和3年2月の会議において当町の山村町長から構成市町村長に対して提案し、今年の2月14日に長野地域連携中枢都市圏として、2050年ゼロカーボン宣言の共同発出が実現したところでございます。

今後につきましても、現在実施している事業の継続・推進とともに、連携中枢都市圏でのスケールメリットを生かした取組や、個人や家庭のほか、自治体や民間企業、NPOなどあらゆる組織が官民の枠を超えて連携し、2050年CO₂排出実質ゼロを目指してまいりたいと考

えております。

次に、ハ、太陽光パネルについて、まずこれまでの補助金の交付実績についてお答えいたします。

町では、住宅用太陽光発電システムの新規設置に対し、スマートエネルギー設備導入事業補助金の対象事業の一つとして、7万5千円を限度に1キロワット当たり1万5千円の補助を行っており、補助を開始した平成22年度からの実績は、平成22年度が27件で146万3千円、23年度が41件242万7千円、24年度が最も多く87件567万3千円、25年度が79件520万7千円、26年度が65件434万6千円、27年度が25件166万円、28年度が20件135万3千円、29年度が18件116万9千円、30年度が22件150万6千円、令和元年度が27件191万2千円、2年度が20件140万8千円、そして令和3年度が25件164万5千円でございます。

議員さんのご質問にもございましたが、この間、国の固定価格買取制度による電力会社の電力買取価格が、平成24年度に1キロワットアワー当たり42円であったのに対し、令和4年度では17円と年々減少しておりますが、経済産業省の資料によりますと、技術の進歩により、平成24年に1キロワット当たり平均43万円でありました設備の導入に係る費用が、令和3年には平均28万円と、年々設備導入の低価格化が進みながらも、耐用年数や発電効率は向上していると言われております。

また、県内の他の自治体の住宅用太陽光発電設備に対する補助事業の状況を見ますと、比較的世帯数の少ない小規模な村などでは補助の単価が高く、規模が大きい市などでは単価が低いといった傾向が見受けられます。さらに、蓄電池などその他の設備に対する補助を実施しない代わりに、太陽光発電設備の導入に対し手厚い補助を実施している自治体もあるといった状況もございます。

そうした市町村ごとの独自性が見られる中、以前からエネルギーの効率的利用に注目してきた当町では、太陽光発電設備のほか、ためて使うための蓄電設備や、賢く使うためのHEMS、高い発電効率とCO₂の排出量を抑えるなど環境性にも優れている家庭用燃料電池システムといった設備導入に対する補助も行っており、他の市町村と比較し、幅広く充実した補助内容になっているものと考えているところでございます。

町としましては、エネルギー分野に係る技術は日々進化をしている状況も踏まえ、2050年ゼロカーボンの達成に向け、今回のご質問の中でご提案をいただきました太陽光発電設備の導入に係る補助金の増額といったことを含め、最も効果的な方策について研究・検討してまいりたいと考えているところでございます。

14番（中嶋君） ただいま、課長より懇切丁寧なるご答弁をいただきました。ありがとうございます。よくいろいろわかりました。町もSDGsを担当者をつくって一生懸命やっている

ということがうかがえるわけであります。

今、課長もるるお答えをいただいた中で、今言われましたように、やっぱり平成24年は87件も太陽光をやりたいよと。このときが、さっきも課長からも答弁ありましたが、42円という高価で中部電力が買い取ってくれる。それでもってこんなに大勢の皆さんがやったんじゃないかなと。

その反対としては、今言われましたように、令和4年には17円になってしまう。もうそれこそひどいものになってしまったと。そんな部分で、またやっぱり町民の皆さんもその辺はしっかりしておりますので、これはやっても価値はないわなと、そんなような流れの中で87件あったのが20件だ、25件だなんていうように少なくなってしまう、こういうことであります。

また、今言われましたように、これ私も何度かここでもいろいろご質問しているわけですが、蓄電池なんかにおいては、私はもう町長に敬意を表しています。長野県で1番ですよ、20万も出すんだから。それが100万の蓄電池でも200万でも300万でも何でもいいんだと。とにかく20万出しちゃえと。本来だったら、高いもの買うときには少し余計にやれというのが大体自治体のやり方です。安いのはそれなりにパーセンテージを下げちゃうんですが、我が坂城町は、それこそ町長の英断により全部20万だと。これは私はすばらしいと。

また、今言ったようにですね、太陽光発電をやる人たちが少なくなってきたけれども、蓄電池を今度は買う人が多くなってきてね、それはそうですよね、42円で買ってくれたのが10年でもうやめだよと、中部電力が。そんな値段で買わないよと、17円になっちゃうよと。あれ、困ったなと。えらい財布の中が減っていくだと。そんなときに、町はいいことをやってくれるなと。今蓄電池を買えば、まさに自分のうちで電気を作って自分のうちで消費をするという、地産地消ですね。これはすばらしいと。だから、だいぶ下がった令和元年から17件もおらちはやりたいわと。令和2年なんか27件もやりてえわと。500万の予算組みですよ。そんなようなことを考えれば、まあなかなかうまくシフトされているなと。

ましてや、またこれは難しいわけで、私も研究し始めているんだけど、HEMSなんてやつも5万も出すと。これからはもう未来社会ですよ。こんなことを坂城町は始めているんだからね。これはもう天下に誇る私は事業をやっているというふうに思っています。

ただ、そうは言っても、町長、どんどんそのような太陽光をやる人たち、新築の家は割合皆さんやります。ただ、既存の家がやらなくなっちゃっている。そこを私は危惧しているんですよ。だから、できましたら、町長また皆さんでよくお考えになって、倍ぐらいやりましょうよ。課長は言っていなかったけれども、隣の上田市だって7万8千円出していますよ、上限。青木村にこの間私らは視察に行ってきましたが、10万円出しますよ。一番でっかいところは飯綱町が25万なんてやつがあります。

ただ、課長がいみじくも言いましたけれども、あんまりそういう言い方はいけないけれども、小さいような市町村はたとえ出すわなど。そんなようなご答弁もありましたんですが、私も町長、25万出せとは言いませんが、我が坂城町の財政力からいったら、7万ぐらいのものは十分私は出せると思っていますよ。ぜひやりましょう。これ以上ここではやりません。

ただ、こういうこともやりたいんです。元総理の小泉さんを中心に総理経験者が連名で、5人だと思いましたが、SDGsの中に原子力発電所はクリーンエネルギーだなどと言って取り入れては絶対に駄目だと言っています。原子力なんかクリーンじゃねえぞと。小泉総理は自分が総理をやっている頃にやっちゃって、俺はだまされたとまで言っていますから。あれはいけないと、というようなことを言っておる総理大臣が5人もいるんですから、経験者が。

だから、このようなことから太陽光発電しかないなと私は思うわけです。とにかく坂城町において、ゼロカーボンに向けて1番であるという施策だと私は思っております。ぜひお考えになって、絶対にやっていただきたい。あんまりこれをやっているとも時間もなくなりますので、次に移っていきたいと思います。

第2質問に入ります。質問の前に、質問は2として旧久保家住宅についてであります。この質問の前に、久保家には多くの古文書をはじめ、書籍、掛け軸など歴史的価値の高いものがたくさんありますが、その中でも一番の宝物は、私は佐久間象山のカラーの山水画であると思っております。

象山は山水画をいっぱい描いてありますが、全部白黒です。カラーは一つだけです。あれは何だいななんて皆さん思っていますが、実はあれ、お見せしますが、40年前に作られたレプリカであります。もちろん、本物が当町に寄贈されていることは、これは町長言うまでもありません。文久元年、佐久間象山51歳のときの作品であります。議長より許可を得てありますので、ここで皆さんにひとつお見せいたします。

これです。これが我が坂城町に頂いた、これが私は一番の象山のカラーの作品、一番の私は宝物だと思っております。よかったです。これは坂城町に頂きました。皆さんも見てください。カラーのこれは佐久間象山の絵です。このようなすばらしい物を坂城町に頂いてあります。

失礼いたしました。それでは、第2質問に入ります。

2. 旧久保家住宅について

イ. 今の現状は

昔から言われている言葉でありました、赤い村長さんで全国に名をはせた久保家より令和3年2月にご寄附をいただきました。江戸時代、火災に遭い、松代の真田の殿様より松代藩のお山の本を好きなだけ切って行ってうちを建てろと言われた話も、日本昔話ふうには伝わっております。当時は、木を1本切っても首が飛ぶ時代だった。そのときに殿様が自由に切ると、好きなだけ切りなさいというすばらしい建物であります。そのようなことで、久保家と

真田の殿様とは相当深いお付き合いがあったようであります。今の現状をお尋ねいたします。

ロ．今後の施策は

歴史的な価値のある建造物であることは、皆様ご周知のとおりでございます。町長招集挨拶でも述べておりましたが、駐車場にする場所は、あそこは大きな酒蔵があった場所だと聞いております。でありまして、当時造り酒屋もしていたようでございます。今では畑になっており、村上保育園の駐車場なんていうようなお考えは私は最適だと思っております。大いに利用していかねばいけないと思っております。

さて、江戸時代の立派なお屋敷であります。皆さんもご存じのように、中之条にある明治時代の建物である格致学校と同じように、私は必ずや県宝になると思っております。でありますので、指定登録できないか、またその努力はするべきと思うが、その辺の部分のところの町のお考えをお尋ねいたします。以上であります。

町長（山村君） 中嶋議員さんから、2番目の質問ということで旧久保家住宅についてというご質問をいただきました。順次お答えしたいと思っております。

お話のありました上平の旧久保家につきましては、伝承によりますと、戦国時代には甲斐の武田家に家臣として属していたと言われております。江戸時代の初期には、上平でも比較的裕福な農家で、江戸時代中期には旧更級郡及び松代藩領の中でも屈指の地主となりましたが、一時低迷した時期もあったというふうにお聞きしております。その後、幕末から明治にかけて経営の立て直しが成功し、地主としての基盤を整えるに至ったとお伺いしております。

令和2年度にご寄附いただきました旧久保家住宅の現状につきましては、江戸後期の天明6年、1786年の火災の後、母屋は天明8年、1788年に再建された切り妻造り、瓦ぶきの建物で、長屋門や土蔵等は慶応3年、1867年以前の建物と推定されております。

また、敷地の南側に長屋門があり、長屋門から入ると瓦屋根の母屋と、母屋の下手側にはくりや、馬屋、みそ蔵、土蔵などが配置されており、また、母屋の南東に隠居部屋があり、東側には鳥居が建つ稲荷社がまつられているというところであります。

母屋などの建物には、後に行われた養蚕による改造が加わっておりますが、土蔵などの附属建屋は改造が少なく、建設当初の姿が残されております。

空家状態が長い期間ありましたことから、建物の木製土台部分に土砂が堆積したことで、そこから水分が侵入し木部が腐食しやすい状況となっており、現在、対応を検討しているところであります。

屋内には、住居として使用されていた頃の家具や食器類などが残されている状況がございますので、不用な物については処分を検討しているところであります。

また、敷地内、長屋門の南東に建つ歴史的な価値が乏しい建物の取壊しを今年度に行うとともに、さっきもお話がありました村上保育園との間にある空き地を駐車場として整備し、びん

ぐし公園周辺で開催される様々なイベント等で活用できればと考えております。

次に、県宝に指定登録できないかというご質問であります。旧久保家住宅につきましては、平成11年頃に、当時の当主でありました久保保雄さんから、文化財的価値の提示と保存に関する依頼があり、これを受けまして、平成12年に町から、長岡造形大学の宮澤智士教授に調査を依頼し、平成14年の報告書では、歴史的建造物であるとの評価がなされております。

その後、平成24年に文化庁及び県教育委員会が現地調査を行い、歴史的な建造物であることが再確認された経緯がございます。

また、平成27年には、町文化財保護審議会に文化財的価値について見解を求めたところ、貴重な文化財建造物であり、保存活用していくことが望ましいとの見解が示され、町といたしましても、歴史的な価値がある貴重な建造物であると認識しております。

一方、文化財の指定につきましては、国が指定または登録する国宝あるいは重要文化財、有形文化財や、県の指定する県宝、町の指定する文化財があり、それぞれ文化財審議会等への諮問などを経て指定されるものであります。

また、文化財に指定されますと、文化財的価値を維持するための修繕など維持管理費用に対し助成はございますが、改修内容などで制約を受けることから、利活用の幅が狭くなるということもあります。

これらのことを踏まえ、町としましては、まずは歴史的建造物の特性を生かした旧久保家住宅の利活用の方向性について、びんぐし公園や温泉施設など周辺施設を含めた一体的な利活用を関係機関と協議する中で検討してまいりたいと考えているところであります。ご質問の県宝への文化財指定につきましては、利活用の方向性が具体化した後に、県等関係機関と協議を進められればと考えているところであります。

中嶋議員さんもおっしゃられましたけれども、象山先生の書画がありますけれども、建物自体が町のすばらしい宝物でありますので、びんぐし全体を含めた一つの大きな文化的な、あるいはレクリエーションができるようなすばらしい地域の中の中心的なものになると思いますので、多くの先生方にまた確認しながら進めていきたいと思っております。

それから、象山先生の本物とか、それからたくさんの書画、歴史的なものもあります。それらのものについても精査をして、例えば久保邸の中でそれらを見せられるような環境がつけられるのかとかですね、いろんなことを考えていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

14番（中嶋君） ただいま、るる町長からご答弁をいただきました。町長もやっぱり歴史的な部分はだいぶ造詣の深い方でありますから、きちんとした考えをしているなと思っておりますので、私にご答弁いただいた中では、まあそういう答えが返ってくるだろうなと思っております。今言われたように、すぐ県宝にしるやなんていうことは私も言っておりません。やっぱ

り県宝指定は、さっき町長もおっしゃったように、あれはやっちゃ駄目だ、これをやっちゃ駄目だといろんな制約がありますからね。

その前に地域の皆さんと話をしたり、我々議会のほうでも話をいろいろしていただいたり、もちろん役場の職員の皆さんもいろいろ考えていただいて、落とし所をやっぱり町で十分活用できると、町長もおっしゃったようにあのようになれば、私は文化発信みたいなところの中心のところは久保家であればいいなんて思っておりますので、その辺のところはしっかりやっていただいて、最終的には中之条の格致学校と同じように県宝にしてください。国宝までは無理でしょうと思いますが、せめて県宝にして、坂城町の宝だと。ましてや江戸時代の建造物でありますから、これはちょっと坂城町の中にも私はないと思います。あそこをまた火事で燃やしちゃったとか壊しちゃったなんていうことになれば、これは坂城町の大きな私は損失だと思っておりますので、町長、その辺も含めて、しっかりひとつ取り組んでいって、県宝を目指してひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

まとめではありませんが、皆さん、今回一般質問したところで、同僚議員の話が出ております。私もちょっとその辺をお話させていただければありがたいと。同僚議員の中島新一さんが急逝され、追悼式も無事に済みましたが、ご供養としての思ひを私から述べさせていただきたいと思ひます。

当日の話です。5月21日の朝でした。叔父さんより、7時ちょっと回った頃だったと思ひましたが、突然うちへ電話がかかってきました。登さん、突然の電話ですみませんが、新一が亡くなっちゃったよ。え、本当ですかと。これが一報でした。登さん、議会や町のほうよろしくお願ひしますと言われたので、わかりましたと。任せてくださいよということで、すぐ私は議長に電話をおかけいたしました。その後、議会事務局長には詳細を報告し、すぐ動くようお願ひをいたしました。

今思えば、前日の臨時会が終わった後、まさにこの議場の中でありました。私に、ばら祭りのときには、お互いに店を出していますので、よろしくお願ひしますと彼は話されました。また、葛尾議会の議員が委員会などで千曲市にできた新しい施設であるちくま環境エネルギーセンターに視察に行っておりました。そして私と新ちゃんがまだ行っていないので、事務局の案内でばら祭りと言議会が終わったら、2人で一緒に行けやと話をしましたが、今まで彼とはこんなに長くを話をしたことがなかったです。この3年間の間に、一生懸命その二つのことで私に話を一生懸命してきました。特にいつになくここに顔であり、そして全てが敬語でありました。これが彼との最期になるとは、あまりにも早過ぎる別れでした。

商工会青年部を中心に、多くの仲間たちのリーダーとして頑張っておられたのに、志半ばで逝ってしまいました。まさに諸行無常であります。新一君がいなくなった議会はぽっかり穴が空いてしまいました。残された議員全員で穴を埋めて頑張っていこうではありませんか。

最後に一句添えます。まだ逝くな バラの咲く頃 一人旅。まだ逝くな バラの咲く頃 一人旅。

これにて私の一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

議長（小宮山君） 以上で、通告のありました11名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りします。

ただいまから6月14日までの間は、委員会審査等のため休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまから6月14日までの間は、委員会審査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は6月15日午前10時より会議を開き、補正予算案等の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時47分)

6月15日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 13名
- | | | | |
|------|----------|------|-----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 9番議員 | 朝 倉 国勝 君 |
| 2 〃 | 大 森 茂彦 君 | 10 〃 | 滝 沢 幸映 君 |
| 3 〃 | 山 城 峻一 君 | 11 〃 | 吉 川 まゆみ 君 |
| 4 〃 | 祢 津 明子 君 | 12 〃 | 西 沢 悦子 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 7 〃 | 玉 川 清史 君 | 14 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 8 〃 | 栗 田 隆 君 | | |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|----------|
| 町 長 | 山 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 崎 義也 君 |
| 教 育 長 | 清 水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 大 井 裕 君 |
| 総 務 課 長 | 臼 井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 伊 達 博巳 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 竹 内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 堀 内 弘達 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 内 祐一 君 |
| 建 設 課 長 | 関 貞巳 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 長 崎 麻子 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 鳴 海 聡子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清 水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬 下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 | 宮 嶋 和博 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮 下 佑耶 君 |
| 財 政 係 長 | 竹 内 優子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 細 田 美香 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | |
| 子 ども 支 援 室 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 議 会 書 記 | 柳 澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

- 第 1 議案第 28 号 令和 4 年度坂城町一般会計補正予算（第 1 号）について
追加第 1 葛尾組合議会議員の改選について
追加第 2 特別委員の選任について
追加第 3 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

ここで、総務課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

総務課長（臼井君） 貴重なお時間をいただき誠に申し訳ございません。今議会の初日にご報告いたしました令和 3 年度坂城町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、一部訂正をお願いしたいと存じます。

具体的には、議会初日に配付いたしました繰越計算書の裏面、4 行目の合計の行、こちらの既収入特定財源の欄と国・県支出金の欄につきまして、計算誤りがありました。おわびを申し上げますとともに、本日お手元に配付させていただきました計算書に差し替えていただきますようお願いいたします。

議長（小宮山君） お諮りいたします。

ただいまの説明のとおり訂正することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認め、ただいまの説明のとおり訂正することに決定いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。ただいま提出された議案を日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

議長（小宮山君） 日程第 1 「議案第 28 号」につきましては、去る 6 月 1 日の会議において、提案理由の説明を終えております。

◎日程第1「議案第28号 令和4年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について」

議長（小宮山君） これより質疑に入ります。

13番（塩野入君） 6ページです。款2総務費、項1総務管理費、目16住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業、節22の償還金利子及び割引料ですが、これは6月補正で新たに目を起こして、そして国庫補助金を返還するということでもあります。その理由をお聞きいたします。

それから、10ページの款6農林水産業費、項2林業費、目2林業振興費、節14の工事請負費14001落石対策工事、これは当初予算が1,200万円盛られて、今回と合わせて全部で2,900万円余りになるんですが、その算出の概要ですね、それをお聞きいたしたいと思います。

それと、今回当初より補正のほうが上回っているんですが、町長招集挨拶にもありましたが、浮き石や落石シミュレーションで鉄道や国道に被害が起きかねないということでもありますけれども、その周辺の浮き石状況やシミュレーションの結果をお聞きいたします。

それから14ページですが、10教育費、項4社会教育費、目4文化財保護費18045神楽用備品整備補助金、これはどこの保存会にどんな備品を整備するのでしょうか。これは一般財団法人の自治総合センターが宝くじの受託事業収入を財源に行っているものであって、助成率は100%以内とこういうようになっていますが、どのくらいの助成率でしょうか。以上、お聞きします。

総務係長（瀬下君） 私からは、6ページ、款2項1目16住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業のご質問にお答えいたします。

こちらの事業でございますけれども、コロナ禍におけます町民の生活、それから経済支援、こちらを目的といたしまして、昨年度令和3年度に実施いたしました事業でございます。事業の開始当初に事業の財源といたしまして、国の国庫補助金、こちらを概算分として1億1,163万1千円、こちらを受け入れたところでございます。

その後、事業を実施したところでございますけれども、令和3年度末、こちらまでに給付が完了した事業費が補助金と比べまして下回っているといったことから、この差額分を今回返還するものでございます。

理由といたしましては、年度内に執行できなかった分、こちらの国庫補助金につきましては、一旦国に返すということとなっております。この返還にあたりまして令和4年度の歳出予算、こちらに計上して返還することとされておるところから、先般、国において正式に返還金額、こちらが確定いたしましたので、今回計上いたしましたものでございます。

商工農林課長（竹内君） 初めに、落石対策工事に係る工事請負費の算出についてのご質問でございますけれども、当初計画では、しなの鉄道から落石対策の協議がありましたせり出した岩

塊、岩の塊ですが、この岩塊に対して鉄道沿いに擁壁を設置する待ち受け対策を計画し、しなの鉄道沿いに擁壁を設置する費用、それから落石した際のエネルギーを吸収するためのサンドクッションを設ける費用、その他仮設道路等に係る費用を合わせた1,200万円を計上しておりましたが、詳細調査によりまして、周辺にも落石のおそれがある岩塊が点在することが判明したことから、直接岩塊に対して対策を行う発生源対策へと計画を変更することといたしました。

その対策の内容といたしましては、せり出した岩塊をワイヤロープにより抑え込むロープ掛工、それから周辺にある岩塊が落石した際に飛びはねを防止する覆式ロックネット工、そのほか仮設道路や樹木の伐採等を併せた対策工事を計画しておりまして、当初予算の不足額について補正予算として計上させていただきました。

次に、周辺の落石状況や落石シミュレーションの調査結果でございますが、調査地周辺の岩壁はマグマが冷却して生成されたひん岩が分布しており、表面付近はクラックが目立ち、小ブロック化していることから、風化等により浸食されやすい状況と推察されました。岩壁の下には30センチから50センチの落石が確認され、恒常的に剝離型の落石が発生していることも推察されております。

このことから、この岩壁の下に散在する最大の岩を落石シミュレーションを用いて解析を行った結果、鉄道にも影響を及ぼすものだけではなく、国道まで達するという判定結果が出たところでございます。

教育文化課長（長崎さん） 予算書14ページ、款10教育費、項4社会教育費、目4文化財保護費文化財保護一般経費、神楽用備品整備補助金のご質問にお答えいたします。

神楽用備品整備補助金につきましては、一般財団法人自治総合センターの一般コミュニティ助成事業を活用して行うものでございます。一般コミュニティ助成事業につきましては、住民が自主的に行うコミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、地域文化への支援などに対して助成されるものでございます。

今回、補助金の交付先につきましては上五明区で、備品の内容につきましては、上五明区の神楽保存会や長持会で長年使用され老朽化している獅子頭の修繕や、はっぴなどの備品を整備するものでございます。助成率につきましては100%でございます。

13番（塩野入君） 最初の給付金事業について、予定した件数とそれから実績の件数の差ですね、どれくらい、それをお聞かせください。

それから、これは国庫補助金を受けて、今回一般財源で返還すると、こういうことであるので、基本的には収入面では財政調整基金の繰入金というふうに解釈していいのかなど、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

それから、落石の関係ですが、工期はどのくらいの期間になるのか。それと、比丘尼石とい

うのは文化財指定にはなっていませんけれども、村上義清の奥方が石になったというような伝説もあって、歴史的ロマンのある地籍でもあるので、そうした配慮もされたいが、その辺はどうなんでしょうか。お聞きをいたしたいと思います。

それから、教育費のほうでは、これは申請が市町村となるということで、言わば町はトンネル的な役割のようではありますが、この神楽保存会から多分、区が行くのかな、町へ行って、どう行って、申請がどう返ってくるのか。その流れをお聞きしたいと思います。

それと、これはいつ頃申請して、交付決定までどのくらいの期間がかかったのかも併せてお聞きしたいと思います。以上です。

総務係長（瀬下君） 住民税非課税世帯等の臨時特別給付金の再質問にお答えいたします。

まず、予定しておりました件数と実績との差でございますけれども、国庫補助金の概算交付時、こちらに予定しておりました件数につきましては、住民税非課税世帯、それから家計急変世帯、こちらを合わせまして1,072世帯分、こちらを国から交付されたところでございすけれども、令和3年度末、こちらの時点の交付世帯につきましては972世帯となっております。概算払い時、こちらの交付予定数との差といたしましては、100件となっております。

それから、今回の国庫補助金を受けまして一般財源で返還となっておりますけれども、収入面で財政調整基金、こちらの繰入金と見てよいかということなんですけれども、昨年度予算の中で受け入れました国庫補助金、こちらのうちの実際の歳出金額との差額につきましては、予算全体の決算剰余金、こちらに含まれる形で今年度、令和4年度に繰り越される形となっております。

ただ、今回の補正予算の編成上におきましては、返還期限との兼ね合い等もございまして、財政調整基金から繰り入れた形となっております。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。落石対策工事の工期につきましては、8月から3月までの8か月間を予定しております。

次に、比丘尼石についてであります。今回、工事を施工する地籍が比丘尼石という字名でございまして、ご質問にありました比丘尼石とは距離も若干ございまして、工事における影響はないものと考えております。

教育文化課長（長崎さん） 再質問にお答えいたします。助成金が受けられるまでの流れということでございますが、一般コミュニティ助成事業の申請につきましては、申請者は市町村または広域連合、一部事務組合などとなっております。また、事業の実施主体、実際に事業を行う団体につきましては、市町村または市町村が認めるコミュニティ組織となっております。

このため、コミュニティ活動に必要な整備事業などを実施する区から町へ事業内容などの報告をいただき、町が申請者となり県を通じて一般財団法人自治総合センターへ助成事業の申請

を行います。申請を行った後、コミュニティ助成事業が採択された段階で、一旦町において助成金を受け入れ、町から区へ補助金として交付する仕組みとなっております。

今回の上五明区につきましては、昨年、上五明区から町へ一般コミュニティ助成事業の要望があり、昨年の9月に町から県を通じて一般財団法人自治総合センターへ事業の申請を行い、今年3月末に事業が採択されました。交付決定までの期間といたしますと、おおむね6か月ほどとなっております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第1「葛尾組合議会議員の改選について」

議長（小宮山君） お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

葛尾組合議会議員に、玉川清史君を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名した玉川清史君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しましたとおり、玉川清史君が葛尾組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。

◎追加日程第2「特別委員の選任について」

議長（小宮山君） 特別委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定により議長において指名いたしたいと思います。

広報発行対策特別委員会委員に大日向進也君を、議会改革等特別委員会委員に山城峻一君を、坂城駅周辺活性化特別委員会委員に栗田 隆君を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。よって、広報発行対策特別委員会委員に大日向進也君を、議会改革等特別委員会委員に山城峻一君を、坂城駅周辺活性化特別委員会委員に栗田 隆君を選任することに決定いたしました。

◎追加日程第3「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（小宮山君） 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査、調査の申出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申出のとおり閉会中の委員会継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の委員会継続審査、調査とすることに決定いたしました。

議長（小宮山君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

町長（山村君） 令和4年第2回坂城町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

6月1日に開会されました本定例会は、本日までの15日間にわたりご審議をいただきました。提案いたしました町体育館及び町温泉施設に係る工事請負契約の締結、一般会計補正予算と、全ての議案に対し原案どおりご決定を賜りありがとうございました。

さて、5月20日の臨時会でお認めをいただきました南条産業団地につきましては、区画1は株式会社アルプスツール様、区画2は株式会社青木固研究所様と同日付で土地売買契約を締結いたしました。

株式会社青木固研究所様につきましては、5月31日付で所有権移転登記が完了し、株式会社アルプスツール様につきましても、近日中に所有権移転登記が完了する見込みとなっております。

平成30年1月から実施してまいりました本事業も、無事新たな事業用地としてご活用いただけることになりました。地権者の皆様をはじめ、関係の皆様にご改めて感謝申し上げます。

さて、新型コロナワクチン接種につきましては、現在、4回目の追加接種の実施に向け準備を進めております。4回目接種の対象となるのは、60歳以上の方及び18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する方とされており、ワクチンの供給量の大半が武田/モデルナ社製となる予

定とされていることから、60歳以上の方につきましては、希望するワクチンの意向調査を、また、18歳以上60歳未満の方につきましては基礎疾患の有無についての調査を、いずれも今月20日を期限として実施しております。通知が届いた皆様におかれましては、期限までに調査のはがきをご返送いただきますようお願いいたします。

なお、接種はこれまでと同様に、町内医療機関及び鹿教湯病院さんにご協力をいただく中で、会場を文化センター大会議室に変更して集団での実施とし、日程につきましては、7月14日から開始し、7月に8日間、8月のお盆前に8日間、お盆の後に4日間の計20日間を当面の実施予定としております。

4回目の追加接種は、主に新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を目的とされておりますので、特に重症化リスクの高い方におかれましては、接種についてご検討いただきますようお願い申し上げます。

さて、今議会でお認めいただきました補正予算で、新型コロナウイルスや物価高騰に対応するための町独自の取組として、いくつかの支援策や補助制度について予算化をいたしました。各事業の準備を進め、適切な時期に実施してまいりたいと考えております。

また、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金につきましても、町が主体となるひとり親世帯以外の住民税均等割非課税世帯等につきまして、7月末頃の給付を目途に事務手続等を進めてまいります。

また、先月28日に始まりました「第17回ばら祭り」が6月12日をもちまして幕を閉じました。今年は3年ぶりの開催で、新型コロナウイルス感染対策を講じた上での実施となりましたが、開会当初から見頃となってきたことも重なり、初日から大勢の皆様にご来園いただきました。

特に6月4日、5日は園内のバラが満開となったこともあり、両日ともに千曲川河川事務所のご協力をいただき拡張した駐車場もほぼ満杯となり、大変なにぎわいを見せました。今回は春先の剪定において来園者の目線を意識した工夫をしていただいたことで、多くの皆様から「例年に比べて見応えがある。」「豪華さが増し迫力がある。」といった評価をいただきました。

開催期間の後半は梅雨入りと重なり雨天の日もありましたが、ばら祭り期間中、約3万人のお客様にバラ公園にお越しいただきました。実行委員会の皆様をはじめ、日頃から丹精を込めて管理していただいた「薔薇人の会」、祭り期間中ご協力いただいた出店者の皆様のおかげと深く感謝を申し上げます。

また、鉄の展示館では、今月11日から8月28日まで、特別展「第12回新作日本刀研磨外装刀職技術展覧会」を開催しております。特別展では、総合的工芸品である日本刀の世界及び日本刀文化について理解を深めていただくため、コンクールの受賞作品を一般に公開するほ

か、宮入小左衛門行平刀匠から大関の御嶽海関へ贈呈されたお守り刀も展示しておりますので、多くの皆様にご来館いただきたいと思います。と存じます。

続きまして、今年度新たに取り組む空き家対策住民啓発事業としまして、6月25日と7月23日に空き家対策セミナーを役場講堂にて開催いたします。セミナーでは「空家を放置するリスク」や「空家の活用、売買について」などをテーマに、司法書士や宅地建物取引士が講師となり、わかりやすく講演いただきます。聴講には事前申込みが必要となりますが、ぜひこの機会にご聴講いただければと思っております。

また、7月2日には、南条小学校音楽堂におきまして、「第44回納涼音楽会」の開催を予定しております。昨年同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、出演団体のみの入場とし、2部構成で入替えを行う中で開催させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

なお、納涼音楽会の様子は、上田ケーブルビジョン様のご協力をいただき、後日放映をいただく予定となっておりますので、ご視聴くださいますようお願い申し上げます。

続いて、梅雨の時期と台風シーズンを迎えるにあたり、全区長さんを対象とした防災説明会を7月15日に開催いたします。ハザードマップの見方や、避難情報のポイント、避難行動フローなどについてご説明をさせていただき、防災意識の向上と命を守る行動の周知徹底を図るとともに、各区のご意見をお聞きし、自主防災活動の支援につなげてまいりたいと考えております。

次に、夏の風物詩、町民まつり坂城どんどんにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、一昨年、昨年と開催を見送ってまいりました。今年度につきましては、明後日、17日に開催する町民まつり実行委員会において開催の可否を決定してまいりますが、感染拡大防止に係る国や県の方針等を踏まえる中で、安心・安全な方法について関係の皆さんのご意見をお聞きし適切に決定してまいりたいと考えております。

次に、昨年までに66回開催をしてまいりました成人式につきましては、今年4月1日の民法改正により、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられたことから、名称を「二十歳のつどい」に変更し、引き続き20歳の方を対象として、8月15日に式典を計画しております。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、式典と写真撮影のみとさせていただきますが、昨年好評をいただきましたメッセージ集の作成を今年も計画しております。議員の皆様にもお祝いのメッセージをお寄せいただきたいと思います。と思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

また、8月20日には、第4回目となる「坂城びんぐしの里薪能」が5年ぶりに開催されます。今回も町の特命大使、能楽師重要無形文化財総合指定保持者の松木千俊師、狂言師の野村萬斎師をお招きし、びんぐしの里公園野外ステージを舞台に日本屈指の演者の仕舞が披露され

ます。町の文化・芸術の振興、また伝統文化の継承のためにも、大勢の皆様にご来場いただき、夏の夜の幽玄の世界を堪能していただければと思います。

また、この夏は二つの選挙が行われます。第26回参議院議員通常選挙が6月22日公示、7月10日投開票、長野県知事選挙につきましては7月21日告示、8月7日投開票の予定となっております。いずれの選挙も公示日及び告示日の翌日から役場1階で期日前投票が可能ですので、町民の皆様には棄権することなく投票をお願いいたします。

今後の主な行事等につきましていくつか申し上げましたが、その他の行事、イベントにつきましても、感染症対策を徹底する中で、可能なものから積極的に開催していきたいと考えております。

さて、デジタル化推進の鍵となるマイナンバーカードの普及に向けて、6月30日から、マイナポイント第2弾として、マイナンバーカードの健康保険証利用申請者に対する申込み及び公金受取口座登録者に対するポイント申込みが開始されます。

マイナンバーカードの取得申請やポイントの付与につきましては、それぞれ個人でお手続いただけるほか、カードの申込みにつきましては住民環境課で、マイナポイントの申込みにつきましては企画政策課で支援を行っております。マイナンバーカードをお持ちでない方は、ぜひこの機会にカードを取得いただきますようお願い申し上げます。

さて、これから暑さが増してまいります。昨年が続いて、熱中症と感染症の両方の対策を取りながら夏を過ごすこととなります。一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息とウクライナ侵攻の平和的解決を望むとともに、経済の回復、安定を願うところであります。

今議会の直前に中島新一議員が急逝されました。いまだ信じられない思いも残るところではありますが、改めて氏のご冥福をお祈りいたしますとともに、議員各位におかれましても、健康に留意され、ご活躍されますことを祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

議長（小宮山君） これにて令和4年第2回坂城町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時32分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議員 小宮山 定彦

坂城町議会議員 大森 茂彦

坂城町議会議員 山城 峻一

坂城町議会議員 柰津 明子

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員

坂城町議会議員

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	1. 国道18号バイパス建設について イ. 進捗状況は ロ. 今後の取り組みは	3 番 山城 峻一	町 長 教 育 長 建 設 課 長 教育文化課長
2	1. どの子ども健やかに育つために イ. ヤングケアラー支援に向けて 2. 誰もが安心して暮らせる町に イ. 地域福祉計画策定を 3. 町の産業振興は イ. 農業振興地域整備計画の見直しについて	2 番 大森 茂彦	町 長 教 育 長 福祉健康課長 商工農林課長 教育文化課長
3	1. 人口問題について イ. 人口減少の実態は ロ. 将来人口の目標値をめざすために ハ. 社会減から社会増への転換を 2. 水道事業の広域化について イ. 現在の状況は	12番 西沢 悦子	町 長 教 育 長 企画政策課長 商工農林課長 建 設 課 長
4	1. 農業振興について イ. 日本の農業の問題点について ロ. 国会で成立した「人・農地関連法」について ハ. 農振地域見直しについて ニ. 小麦等増産について ホ. 産直店「あいさい」について 2. 教育について イ. GIGAスクール構想について ロ. 園及び学校間の連携について ハ. 県立坂城高校への支援について	8 番 栗田 隆	町 長 教 育 長 商工農林課長 教育文化課長
5	1. 町の情報発信について イ. 町の情報発信の状況は ロ. 今後の取り組みについて 2. 健康長寿社会について イ. 医療及び介護の状況について ロ. 介護予防事業、健康増進事業について	10番 滝沢 幸映	町 長 企画政策課長 住民環境課長 福祉健康課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
6	1. 健康寿命の延伸について イ. 特定健診・一般健診について ロ. 帯状疱疹を未然に防ぐために 2. 物価高騰から町民生活を守るために イ. 町の状況は ロ. 経済支援策は	11番 吉川まゆみ	町 長 商工農林課長 保健センター所長
7	1. 住民の生活を守るために イ. サポートが必要な人の現状について ロ. 就学援助について ハ. 子育て世帯について 2. 少子化の現状と今後について イ. 少子化について ロ. 学校について 3. 学校のコロナ対策について イ. 学校の対応について	4番 柁津明子	町 長 教 育 長 総務課長 福祉健康課長 教育文化課長
8	1. 安心安全な町づくりを イ. 千曲川堤防の強靱化を ロ. 災害時の炊き出しの体制は 2. 行き届いた教育のために イ. 30人以下学級の実現を 3. 高齢者が住みやすい町に イ. シニアクラブの現状は ロ. 更埴地区老人大学の現状は ハ. 地域活動支援事業の状況は ニ. 高齢者が集える居場所づくりを	7番 玉川清史	町 長 教 育 長 住民環境課長 福祉健康課長 建設課長 教育文化課長
9	1. コロナワクチン接種と感染状況について イ. ワクチン接種状況 ロ. 町内在住者のコロナ感染状況 ハ. 町が配布する簡易抗原検査キットについて ニ. 4回目の接種について 2. 学校における端末機器を用いた学習について イ. 小中学校における端末の使用状況 ロ. 家庭学習について ハ. GIGAスクール構想の今後	6番 大日向進也	町 長 教 育 長 教育文化課長 保健センター所長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
10	1. 農業振興について イ. 農業展開について ロ. 農業行政について ハ. 農業振興に向けて 2. 廃棄物処理について イ. 廃棄物処理の状況 ロ. 葛尾組合について ハ. ちくま環境エネルギーセンターについて ニ. これからの廃棄物処理について	13番 塩野 入 猛	町 長 住民環境課長 商工農林課長
11	1. 地球温暖化について イ. SDG sの取り組みは ロ. ゼロカーボンについて ハ. 太陽光パネルについて 2. 旧久保家住宅について イ. 今の現状は ロ. 今後の施策は	14番 中 嶋 登	町 長 企画政策課長